

三宅島火山避難計画 (案)

平成 2 9 年 月

三宅島火山防災協議会

目 次

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の構成	1
4	用語例	2

【本編】

第1部	三宅島の概要	本- 1
第1章	基本情報	本- 1
1	自然条件・社会条件	本- 1
2	三宅島火山の概要	本- 2
3	三宅島火山の噴火履歴	本- 4
4	参考文献	本-19
第2章	想定される火山活動等	本-21
1	想定される火山活動	本-21
2	想定される噴火ケースと火山現象	本-21
3	噴火事象系統樹	本-22
4	火山ハザードマップ	本-23
5	噴火警戒レベル	本-25
6	参考文献	本-28
第2部	平常時からの備え	本-29
第1章	火山観測・監視	本-29
1	国等の火山観測・監視体制	本-29
2	住民等が異常を発見した際の通報	本-29
3	火山活動の状況等の共有	本-30
第2章	防災関連施設等	本-31
1	避難施設	本-31
2	防災行政無線施設・IP 告知端末	本-31
3	火山ガス監視・観測システム	本-31
4	港・空港等	本-31
5	備蓄	本-31
第3章	防災関係機関等との連携	本-33
1	四者連絡会	本-33
2	三宅島火山防災協議会	本-33
3	三宅村安全確保対策専門家会議	本-34
第4章	火山防災知識等の普及啓発	本-35
1	住民への普及啓発	本-35
2	来島者への普及啓発	本-35
3	児童・生徒への普及啓発	本-35
第5章	避難促進施設における対応	本-35
第6章	避難訓練	本-35

第3部 避難計画	本-36
第1章 基本方針等	本-36
1 基本方針	本-36
2 噴火警戒レベルと避難対応の目安	本-37
第2章 火山活動が活発化した場合の対応	本-39
1 防災関係機関の活動態勢	本-39
2 共同検討体制	本-39
3 自衛隊への災害派遣要請	本-40
4 噴火警報・予報の伝達	本-42
5 情報連絡体制	本-42
第3章 立入規制	本-43
1 立入規制の実施	本-43
2 住民等への周知	本-43
3 立入者の把握	本-44
第4章 警戒区域	本-45
1 警戒区域の設定	本-45
2 住民等への周知	本-45
第5章 避難情報	本-46
1 避難情報の発令	本-46
2 避難情報の伝達	本-48
第6章 避難対応	本-50
1 防災関係機関の準備	本-50
2 一般住民の島内避難	本-50
3 一般住民の島外避難	本-53
4 児童・生徒等の避難	本-55
5 避難行動要支援者の避難	本-55
6 来島者の避難	本-56
7 住民の自主避難	本-56
8 避難に際し住民のとりべき対応	本-56
第7章 避難に伴う対応措置	本-57
1 医療救護	本-57
2 行方不明者等の捜索・救助	本-57
3 ペットの同行避難	本-57
4 残留機関の現地活動対策	本-57
第8章 避難生活	本-58
1 島内での避難生活	本-58
2 島外での避難生活	本-60

【マニュアル編】

第1部 全体・共通事項	マ- 1
第1章 マニュアル編の構成	マ- 1
第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ- 2
第3章 防災関係機関の体制	マ- 4
1 防災関係機関の活動態勢	マ- 4
2 情報連絡体制	マ- 4
3 共同検討体制	マ- 5
第4章 防災関係機関の対応	マ- 6
1 噴火警報・予報の伝達	マ- 6
2 避難情報の発令	マ- 6
3 自衛隊への災害派遣要請	マ- 8
第2部 噴火警戒レベル別マニュアル	マ-10
第1章 噴火警戒レベル1（山頂噴火）	マ-10
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-10
2 各機関の活動態勢	マ-10
3 各機関の対応	マ-11
第2章 噴火警戒レベル2（山頂噴火）	マ-14
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-14
2 各機関の活動態勢	マ-14
3 各機関の対応	マ-15
第3章 噴火警戒レベル3（山頂噴火）	マ-18
＜①噴火の可能性＞	マ-18
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-18
2 各機関の活動態勢	マ-18
3 各機関の対応	マ-19
＜②噴火が発生＞	マ-23
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-23
2 各機関の活動態勢	マ-23
3 各機関の対応	マ-24
第4章 噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）	マ-30
I 山頂噴火	マ-30
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-30
2 各機関の活動態勢	マ-30
3 各機関の対応	マ-31
II 山腹噴火	マ-39
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-39
2 各機関の活動態勢	マ-39
3 各機関の対応	マ-40
第5章 噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）	マ-48
I 山頂噴火	マ-48
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-48

2	各機関の活動態勢	マ-48
3	各機関の対応	マ-49
Ⅱ	山腹噴火	マ-59
1	噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-59
2	各機関の活動態勢	マ-59
3	各機関の対応	マ-60
第6章	島外関係機関の対応（島外避難）	マ-78
1	避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）	マ-78
2	一般住民（噴火警戒レベル5）	マ-80

【附属資料】

資料第1	火山観測体制	附- 1
資料第2	島内の防災関連施設等	附- 2
1	一時集合場所	附- 2
2	避難所	附- 2
3	港・空港等	附- 3
資料第3	東京港係留施設	附- 5
資料第4	移送手段	附- 6
1	バス（村営バス）	附- 6
2	船舶	附- 6
3	航空機	附-10
資料第5	関係機関連絡先	附-13
1	官公署	附-13
2	診療所	附-13
3	学校等	附-13
4	社会福祉施設	附-13
5	その他	附-14
資料第6	広報文例・表示板等例	附-15
1	広報文例	附-15
2	表示板・規制看板例	附-17
資料第7	火山防災に関する情報	附-19
1	気象庁が発表する情報	附-19
2	国土交通省が発表する情報	附-23
資料第8	火山用語	附-24

1 計画の目的

三宅島では、居住地域が活火山の山麓に位置しており、噴火に伴う噴石や溶岩流などの火山現象による影響が噴火開始からごく短時間で居住地域に及ぶが、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでのリードタイムを見積もることは難しい。

また、状況によっては船舶等を利用した島外避難が必要となることも想定されるため、噴火の兆候の認知後、速やかに避難準備に取り掛かり、混乱なく迅速な避難を実施するためには、避難計画をあらかじめ具体的に定めておく必要がある。

本計画は、以上のことを踏まえ、三宅島の火山活動が活発化した場合において、関係機関が協力して住民および来島者の安全を確保し、円滑に避難できるようにすることを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、三宅島の地域の状況や特性に合った具体的で実践的な避難計画を目指し、三宅島火山防災協議会の構成機関が協議の上、策定するものである。

なお、本計画は、避難に関する基本的な事項について防災関係機関の役割等を示したものであり、噴火時等には、火山活動の状況等に応じて臨機かつ柔軟な対応が必要である。

また、本計画について新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることとする。

3 計画の構成

本計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

表 三宅島火山避難計画の構成

構成	主な内容
本編	○ 三宅島の基本情報、想定される火山活動など ○ 防災関係機関による平常時からの備え ○ 火山活動が活発化した場合の避難対応に関する基本方針や防災関係機関の役割など
マニュアル編	○ 噴火警戒レベル1における火山現象の発生、または噴火警戒レベル2以上の発表から避難対応までの防災関係機関の役割等について、本編の内容を次の観点により整理、補足したもの ・ 噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに示す。 ・ 突発的に噴火が発生する場合や噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられない場合でも対応できるように示す。 ・ 時系列で示す。 ・ 図表等を用いて分かりやすく示す。 ・ 防災関係機関の連携および認識の共有に必要な情報を示す。 ・ 避難対応における留意事項等の活動に必要な情報を示す。

4 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	三宅島内の地域をいう。
島外	三宅島以外の地域をいう。

表 機関名等の標記

標記	機関等
村	三宅村
都	東京都
支庁	東京都三宅支庁（東京都教育庁三宅出張所、東京都島しょ保健所三宅出張所を含む。）
警察署	三宅島警察署
消防本部	三宅村消防本部
消防団	三宅村消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
火山防災連絡事務所	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター三宅島火山防災連絡事務所
海上保安本部	第三管区海上保安本部
観光協会	一般社団法人三宅島観光協会
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
N T T 東日本	東日本電信電話株式会社
N T T 西日本	西日本電信電話株式会社

【本編】

第 1 部 三宅島の概要

第 1 章 基本情報

1 自然条件・社会条件

(1) 自然条件

三宅島は、東京の南方海上約180kmに位置する直径8 km、面積55.5km²のほぼ円形の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうちの一つである。島の中央には雄山（標高775m）がそびえ、南部には伊豆七島最大の火口湖である大路池がある。大久保浜、三池浜、錆ヶ浜のように延長約700mにも及ぶ砂浜も有するが、過去に発生した噴火の溶岩による岩場のほか、大部分が高さ20mから50mの海食崖を成している。

気候は、黒潮の影響を受け、温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約18℃であり、気温の年較差・日較差は小さい。年平均降水量は約3,000mmであり、東京の約1.9倍と多雨である。風向は9月および10月が北東、それ以外は西・西南西・南西が卓越し、風速10m/s以上の強風日数は年間約160日である。台風の伊豆・小笠原諸島への接近数は年間約5個であり、台風のほか、寒候期の季節風、低気圧などの影響により大雨、強風、高波となることが多い。

(2) 社会条件

村の人口は2,583人、世帯数は1,681世帯であり、集落は島内一円に点在し、大きくは5つの集落（神着、伊豆、伊ヶ谷、阿古、坪田）が形成されている（平成29年1月1日現在）。

島内を一周する道路は、三宅一周道路（都道212号三宅循環線）が唯一であり、公共交通手段として村営バスが運行している。

本土との交通には、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船で結ばれ、所要時間は約6時間30分である。空路は、調布飛行場と飛行機、伊豆大島および御蔵島とヘリコプターで結ばれ、所要時間は調布飛行場まで約50分、伊豆大島まで約20分、御蔵島まで約10分である。いずれも、気象状況により船舶の航行や接岸、航空機の航行に影響がでることもある。

来島者は年間約4万5千人であり、宿泊施設（旅館、民宿、バンガロー、キャンプ場）は38か所（総収容者数833人）である（平成28年3月31日現在）。

2 三宅島火山の概要

三宅島火山は、玄武岩～安山岩から成る成層火山である。中央部に直径約3.5kmのカルデラ（桑木平カルデラ）があり、その内側には2000年噴火により生じた直径1.6kmのカルデラがある。山頂部の火口のほか、山腹には割れ目噴火による山腹火口が多く、海岸近くにはマグマ水蒸気噴火による爆裂火口（大路池（たいろいけ）等）が多数ある。

15世紀以降、中規模以上の噴火が13回発生しており、間隔は17～69年である。有史時代の活動は、山頂から北～東南東、西～南南西の方向の山腹の割れ目火口からの短期間の噴火であり、時に山頂噴火を伴う。スコリアの放出・溶岩流出のほか、割れ目火口が海岸近くに達したときは海岸付近では激しいマグマ水蒸気噴火が起こりやすい（1983年噴火等）。

噴火前後に地震活動を伴うが、地震活動域と噴火地点とは一致しないことがある。2000年噴火では、島内で始まった地震活動が徐々に西方沖に移動して海底噴火に至り、その後山頂直下の地震活動が始まり、山頂噴火・カルデラ形成へと推移した。1983年噴火では、前年から南方海域での群発地震活動等があり、噴火直前の地震活動は噴火開始の1時間半前からであった。1962年噴火等、過去のいくつかの噴火では、噴火後に有感地震が頻発した。2000年6月に始まった噴火活動では、山頂噴火が発生するとともにカルデラを形成し、さらに高濃度の二酸化硫黄を含む火山ガスが長期間にわたって大量に放出された。

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE^{m3}、40万DRE^{m3}とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。

（参考：日本活火山総覧(第4版)三宅島，p976，気象庁(2013)）

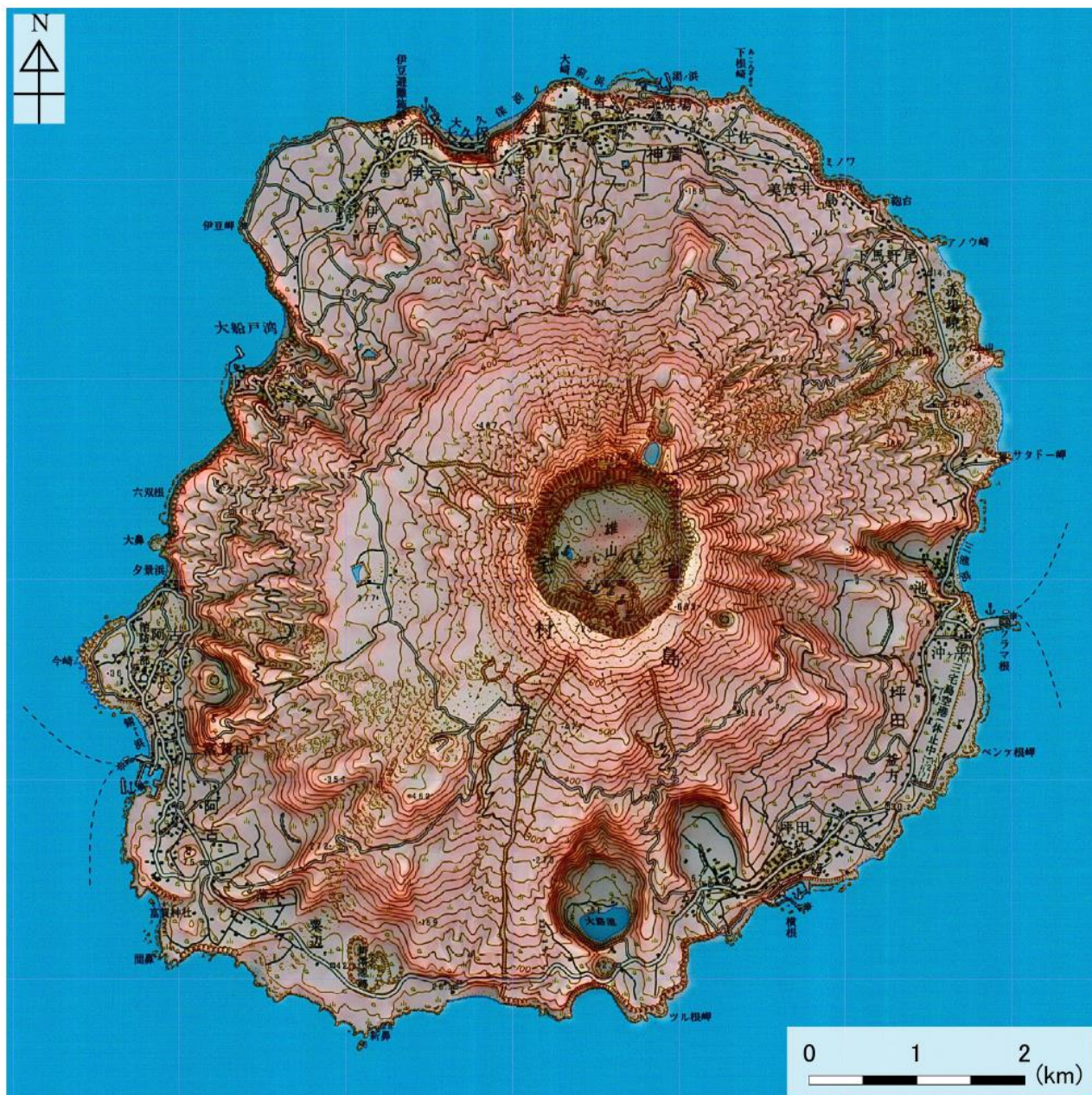


図 三宅島の地形図(気象庁, 2013)

3 三宅島火山の噴火履歴

三宅島火山の形成史、有史以降の火山活動、累積噴出物量、火口分布、火山地質図、災害実績、避難実績を以下に示す。

(1) 形成史

三宅島火山の活動は、カルデラの形成や休止期をもとに、5つの活動期に区分される。

ア 先大船戸期

桑木平カルデラ形成までの活動期。山体の西―北西山腹を構成し、玄武岩質の溶岩・火砕岩などが分布する。桑木平カルデラは、1万年前には既に存在していたと思われるが、いつどのようにしてできたか、まだよくわかっていない。

イ 大船戸期

後桑木平カルデラ火山が成長した活動期。滞りが平溶岩・スコリア丘など、主として玄武岩質の溶岩・火砕岩などから成る。約8000～7500年前に島の北西でやや規模の大きなマグマ水蒸気噴火が起こった後、4000年前まで活動は不活発であった。

ウ 坪田期

約4000～2500年前までの活動期。南山腹に広がり坪田から龍根までの海食崖に露出する溶岩と、約4000年前に北西山麓で起こった伊ヶ谷豆石噴火による溶岩・火山豆石などが分布する。前後の活動期とは、噴出物の化学組成で明瞭に区分される。

エ 雄山期

約2500年前の八丁平カルデラを形成したとされる八丁平噴火と、八丁平カルデラ内で成長した後カルデラ火山である雄山が形成された活動期。玄武岩質の溶岩やスコリアなどが分布する。八丁平噴火以後は、カルデラ内の噴火や、山腹での割れ目噴火が発生している。また、海岸まで達した割れ目噴火によって爆裂火口が形成されている（三池等）。

オ 新濤期

雄山期から300年あまりの休止期間を経て、1469年から1983年までの12回の噴火が記録された活動期。雄山期に比べ、より玄武岩質な溶岩やスコリアなどが分布する。新濤期の活動は、ほとんどが山腹での割れ目噴火である。

(参考：三宅島火山地質図，p2-3，津久井ほか(2005))

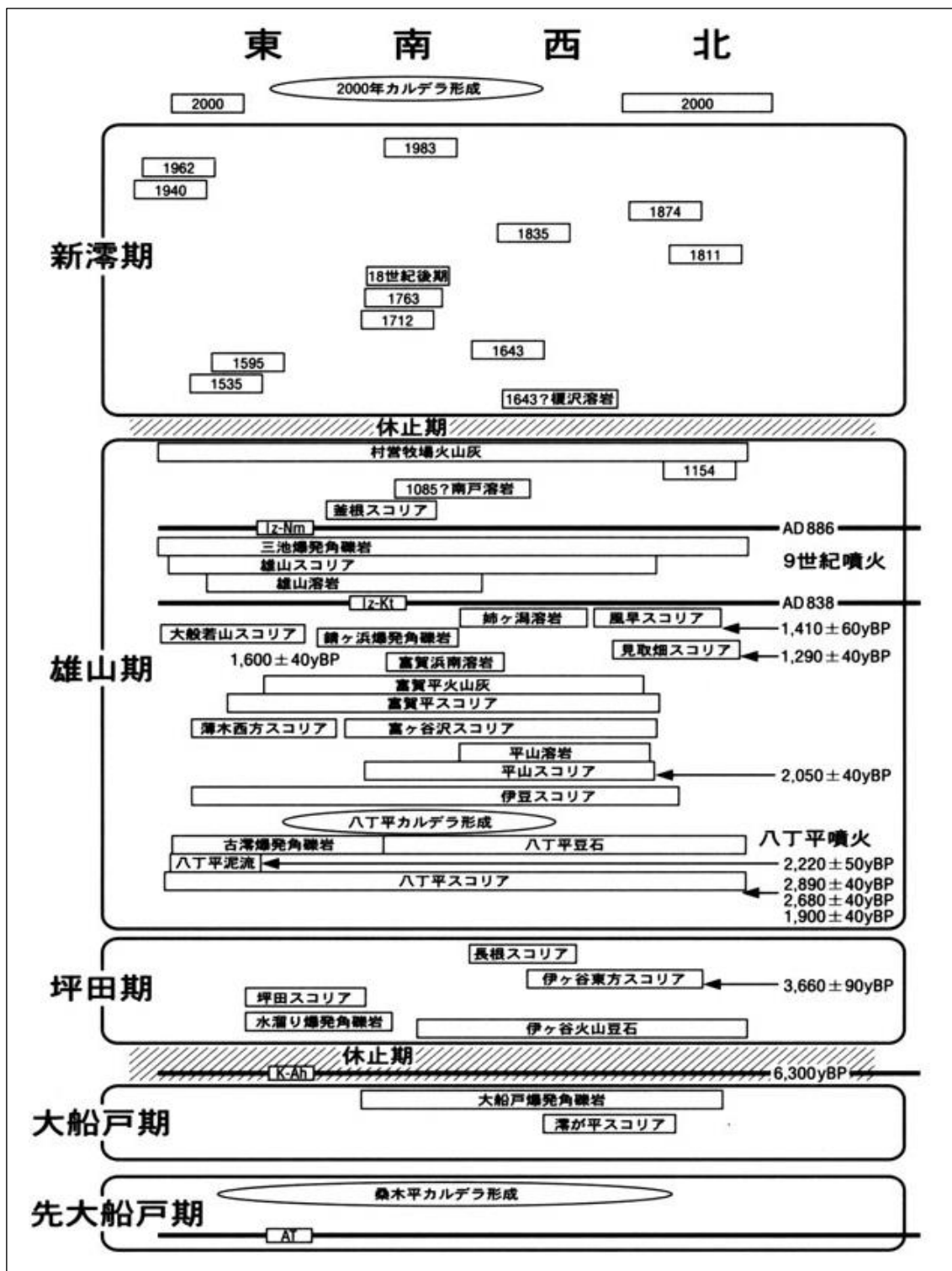


図 三宅島火山の層序関係図(津久井ほか, 2005)

(2) 有史以降の火山活動

三宅島火山の有史以降の火山活動について、噴火年代、噴火規模、噴火様式、噴火場所、活動経過・発生現象を整理し、次表に示す。

表 三宅島火山の有史以降の火山活動

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
832年	中規模 (0.007 DREkm ³)	マグマ水蒸気 噴火	北山腹火口列	降下火砕物
850年	大規模 (0.082 DREkm ³)	マグマ噴火→ マグマ水蒸気 噴火	八丁平カルデラ内 三池マール	溶岩流→降下火砕物
886～ 1154年	中規模 (0.012 DREkm ³)	マグマ噴火	南西山腹（阿古南東）	降下火砕物
1085年	中規模 (0.001 DREkm ³)	マグマ噴火	南西山腹 （桑木平カルデラ内）	降下火砕物、溶岩流
1154年	中規模 (0.05 DREkm ³)	マグマ噴火	中央火口（雄山） 北東山麓（火の山峠 ～椎取神社付近の噴火 割れ目）	降下火砕物、溶岩流
1469年	中規模 (0.002 DREkm ³)	マグマ噴火	西山腹（桑木平カルデ ラ西よりの貯水池付近）	降下火砕物、溶岩流
1535年	中規模 (0.003 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂～南東山麓噴火割 れ目	降下火砕物、溶岩流
1595年	中規模 (0.001 DREkm ³)	マグマ噴火	南東山麓割れ目火口列	降下火砕物、溶岩流
1643年	中規模 (0.012 DREkm ³)	マグマ噴火	西山腹(コシキスコリア 丘～桑木平噴火割れ目)	約3週間活動。降下火砕物、溶 岩流。阿古村（現在位置とは異なる）は全村焼失。旧坪田村は火山 灰、焼石により人家、畑が埋没
1712年	中規模 (0.001 DREkm ³)	マグマ噴火	南南西山麓噴火割れ目	約2週間活動。降下火砕物、溶 岩流。阿古村では泥水の噴出に より家屋埋没と牛馬に被害
1763～ 1769年	大規模 (0.066 DREkm ³)	マグマ噴火 マグマ水蒸気 噴火	南南西山麓噴火割れ目 および雄山山頂	降下火砕物、溶岩流。薄木に火 口形成(新澤池)。 雄山山頂、阿古村薄木で噴火。 阿古・坪田両村に噴石、降灰
1811年	中規模 (0.02 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂～東北東噴火割れ 目	約1週間活動。降下火砕物、溶 岩流。北西山麓に2つの割れ目 形成
1835年	中規模 (0.0004 DREkm ³)	マグマ噴火	西山腹 （桑木平カルデラ内）	10日間活動。降下火砕物、溶岩 流。噴火終了後も地震頻発し、 伊ヶ谷、阿古両村地内で崩壊、 地割れ

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
1874年	中規模 (0.016 DREkm ³)	マグマ噴火	北山腹	約2週間活動。降下火砕物→溶岩流。溶岩は東郷に達し海に陸地をつくる。 人家45軒が溶岩に埋没。 死者1名
1940年	中規模 (0.012 DREkm ³)	マグマ噴火	北東山腹噴火割れ目 山頂火口	降下火砕物、溶岩流。 溶岩は島下集落を覆って赤場峠に達した。山頂噴火では、多量の火山灰、火山弾を放出。 死者11名、負傷者20名、牛の被害35頭、全壊・焼失家屋24棟等
1962年	中規模 (0.007 DREkm ³)	マグマ噴火	北東山腹噴火割れ目	降下火砕物、溶岩流噴出。 割れ目噴火、溶岩噴泉多数の火口を形成。 噴火は30時間で終了したが、噴火中から有感地震頻発し、8月30日には伊豆集落で2,000回以上に達した。このため学童は島外へ疎開。 被害は焼失家屋5棟のほか道路、山林、耕地など。噴石丘「三七(さんしち)山」生成
1983年	中規模 (0.012 DREkm ³)	マグマ噴火 マグマ水蒸気噴火	南南西山麓噴火割れ目 新濤池付近 新鼻付近	降下火砕物、溶岩流、火砕サージ。南西山腹に生じた割れ目から噴火。 溶岩噴泉。溶岩流、降下火砕物による住宅の埋没・焼失約400棟。山林耕地等に被害
2000～ 2002年	中規模 (0.0093 DREkm ³) ※マグマ噴出物以外を含むテフラ総量	水蒸気噴火 マグマ水蒸気噴火 (海水変色)	山頂カルデラ 三宅島西方約1 km沖	降下火砕物、火砕流、火砕サージ。島内で発生した地殻変動を伴う地震活動が徐々に三宅島西方沖へ移動し西方海域で海底噴火。 震源はさらに西方沖へ移動し、新島ー神津島近海で群発地震活動が継続。 その後、雄山山頂で噴火、山頂部が陥没し、断続的に噴火し、カルデラ形成。その後の噴火では低温の火砕流発生し、雨による泥流が頻発した。 9月初めに全島避難。噴火後は山頂火口からの多量の火山ガス放出活動に移行
2004～ 2005年	—	ごく小規模な噴火	山頂カルデラ	降下火砕物

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
2006年	—	ごく小規模な 噴火	山頂カルデラ	降下火砕物
2008年	—	ごく小規模な 噴火	山頂カルデラ	—
2009年	—	ごく小規模な 噴火	山頂カルデラ	—
2010年	—	ごく小規模な 噴火	山頂カルデラ	—
2013年	—	ごく小規模な 噴火・地震	山頂カルデラ	ごく少量の降灰。島西方沖約 10km付近で地震活動が活発化 (最大M6.2)

(参考：日本活火山総覧(第4版)三宅島，p982-984，気象庁(2013)、
火山噴火予知連絡会会報 第114号，気象庁(2013)、
火山噴火予知連絡会会報 第115号，気象庁(2013))、
Nakada, et. al. (2005))

(3) 累積噴出物量

年代と噴出物量が明らかとなっている噴火について、横軸に噴火年代、縦軸に噴出物量の積算値をとり、噴出物量階段図を作成することができる。噴出物量階段図はその規則性を読み取ることで、火山活動の噴出時期や噴出量の傾向、将来の噴火時期や噴出量を予測するのに用いられる。

三宅島火山では、1回の噴出量は $n \times 10^{-1} \sim n \times 10^{-3} \text{ km}^3$ のオーダーまで幅があるが、頻度としては $n \times 10^{-2} \text{ km}^3$ 以下の規模の噴火が多い。また、活動期ごとの噴出率をまとめると、約7000～4000年前では平均噴出率 $0.03 \text{ km}^3 \text{ (DRE)}/1000\text{y}$ 、約2500年前から15世紀の雄山期では平均噴出率 $0.16 \text{ km}^3 \text{ (DRE)}/1000\text{y}$ 、1469年以降の新濤期では平均噴出率 $0.24 \text{ km}^3 \text{ (DRE)}/1000\text{y}$ という結果が得られた。

以上のことから、三宅島火山は比較的年代が若い活動期にあり、その噴出率が高くなってきている。

(参考：三宅島火山最近7000年間の噴火史，p163-165，津久井・鈴木(1998))

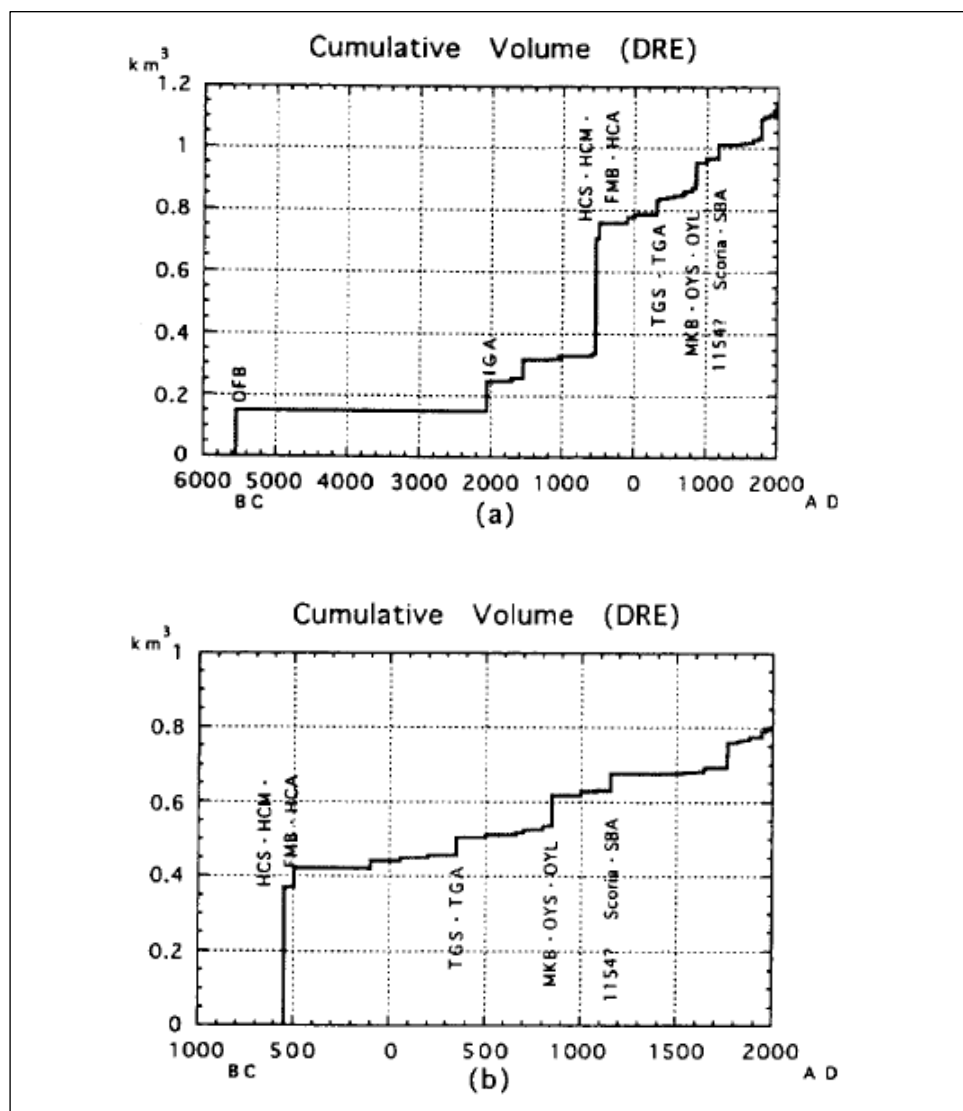


図 噴出物量階段図(津久井・鈴木，1998)

(a) 最近7000年間 (b) 最近2500年間

(4) 火口分布

三宅島火山の火口分布は、八丁平カルデラを中心とした山頂火口と、山頂から北―東南東、西―南南西の方向の山腹割れ目火口で特徴付けられる。また、割れ目火口が海岸付近まで拡大した際には、マグマ水蒸気噴火に伴う爆裂火口（マール）が形成されることが多い。

三宅島火山の噴火様式別の火口分布は、下図のとおりである。

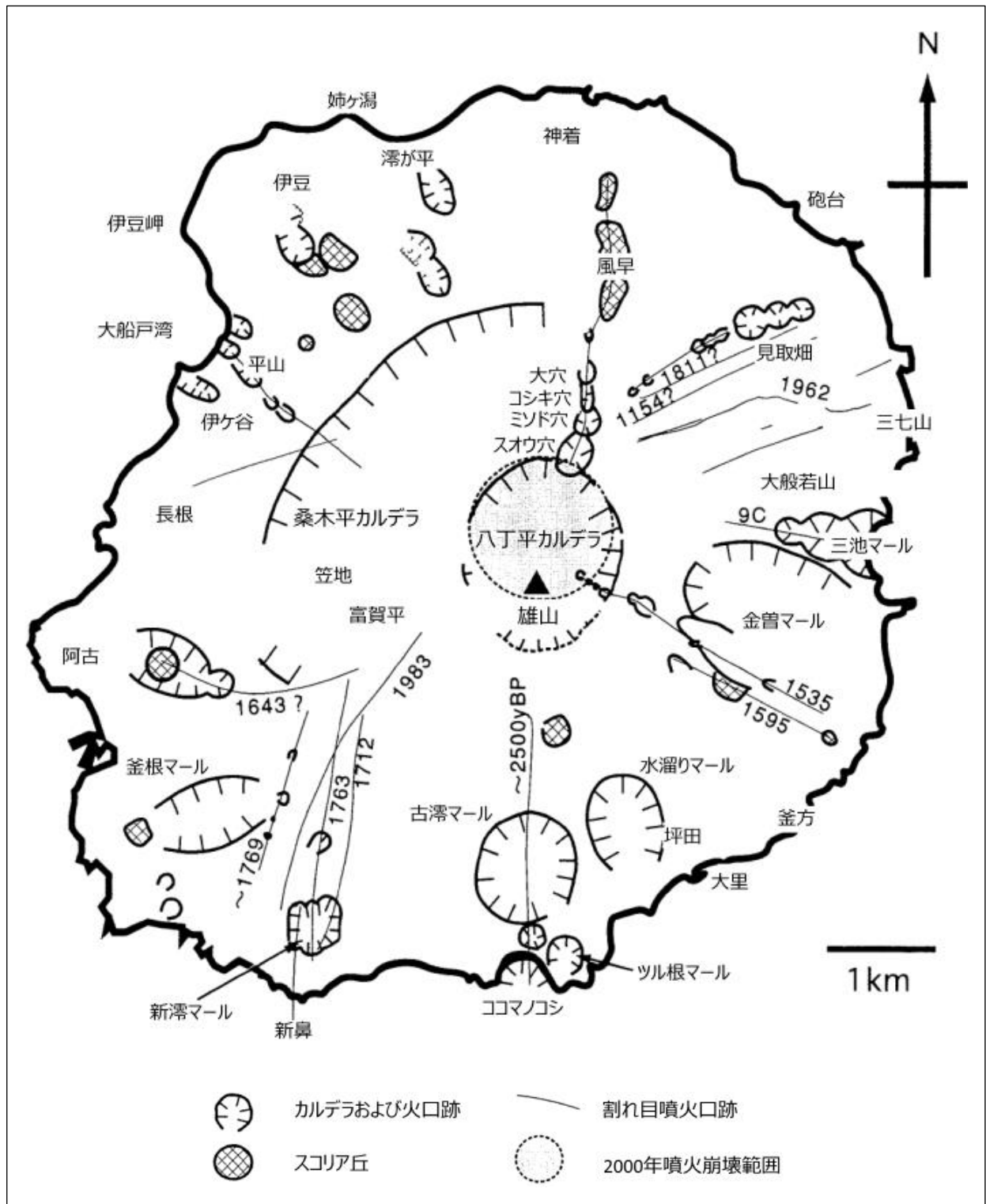


図 三宅島火山の火口分布図(津久井ほか, 2001を改変)

(5) 火山地質図

火山地質図とは、過去の噴火活動で形成された地層の分布等を示した地図であり、火山噴出物分布や噴火規模等の火山活動を想定するための基礎資料となる。

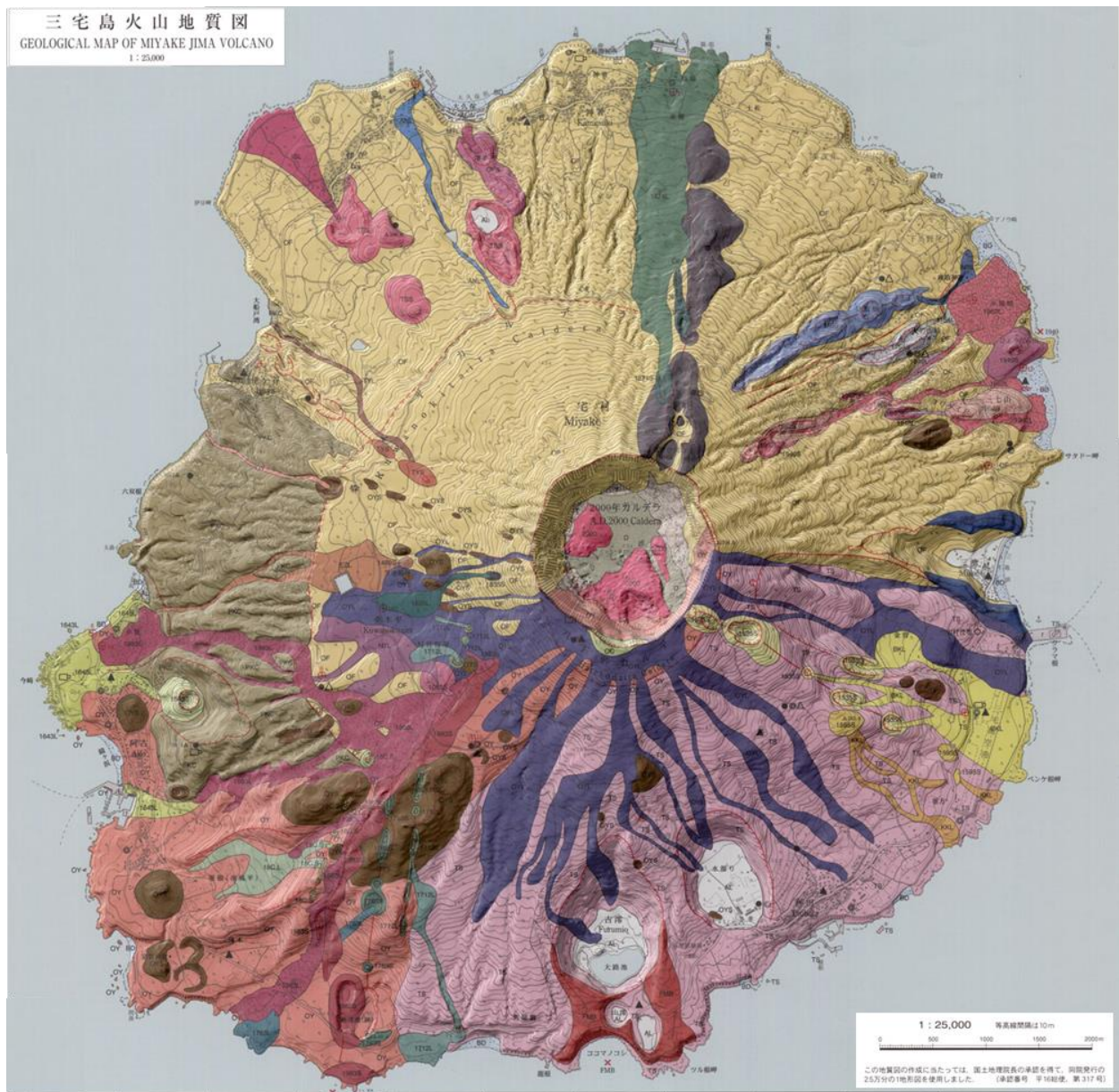
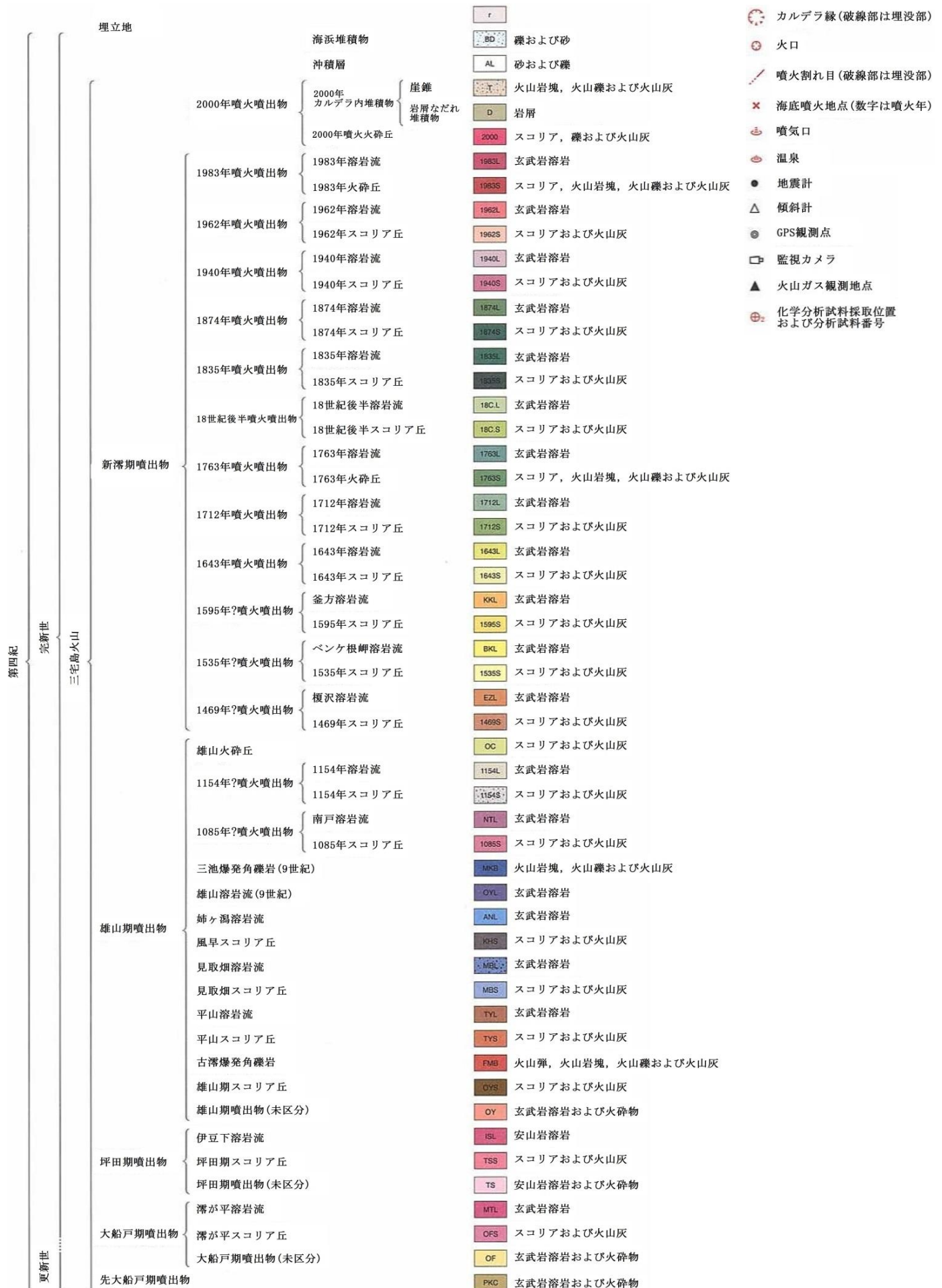


図 三宅島火山地質図(津久井ほか，2005)



(6) 災害実績

三宅島火山の有史以降の噴火について、噴火場所および災害要因としての火山現象を整理し、次表に示す。また、4回の噴火（1940年噴火、1962年噴火、1983年噴火、2000年噴火）について、その災害実績図を示す。

表 三宅島火山の有史以降の噴火における噴火場所と火山現象

年代（西暦）	開始月	降下火砕物 降灰・軽石	溶岩流	火砕流
832年	6月	▲		
850年	10月	●▲	●▲	
886～1154年		▲		
1085年		▲	▲	
1154年	11月	●▲	●▲	
1469年	12月	▲	▲	
1535年	3月	●▲	●▲	
1595年	11月	▲	▲	
1643年	3月	▲	▲	
1712年	2月	▲	▲	
1763～69年	8月	●▲	●▲	
1811年	1月	●▲	●▲	
1835年	11月	▲	▲	
1874年	7月	▲	▲	
1940年	7月	●▲	●▲	
1962年	8月	▲	▲	
1983年	10月	▲	▲	▲
2000～02年	6月	●		●
2004～05年	11月	●		
2006年	2月	●		
2008年	1月	●		
2009年	4月	●		
2010年	4月	●		
2013年	1月	●		

噴火場所：●山頂 ▲山腹

（参考：日本活火山総覧（第4版）三宅島，p982-984，気象庁（2013）、
火山噴火予知連絡会会報 第114号，気象庁（2013）、
火山噴火予知連絡会会報 第115号，気象庁（2013））

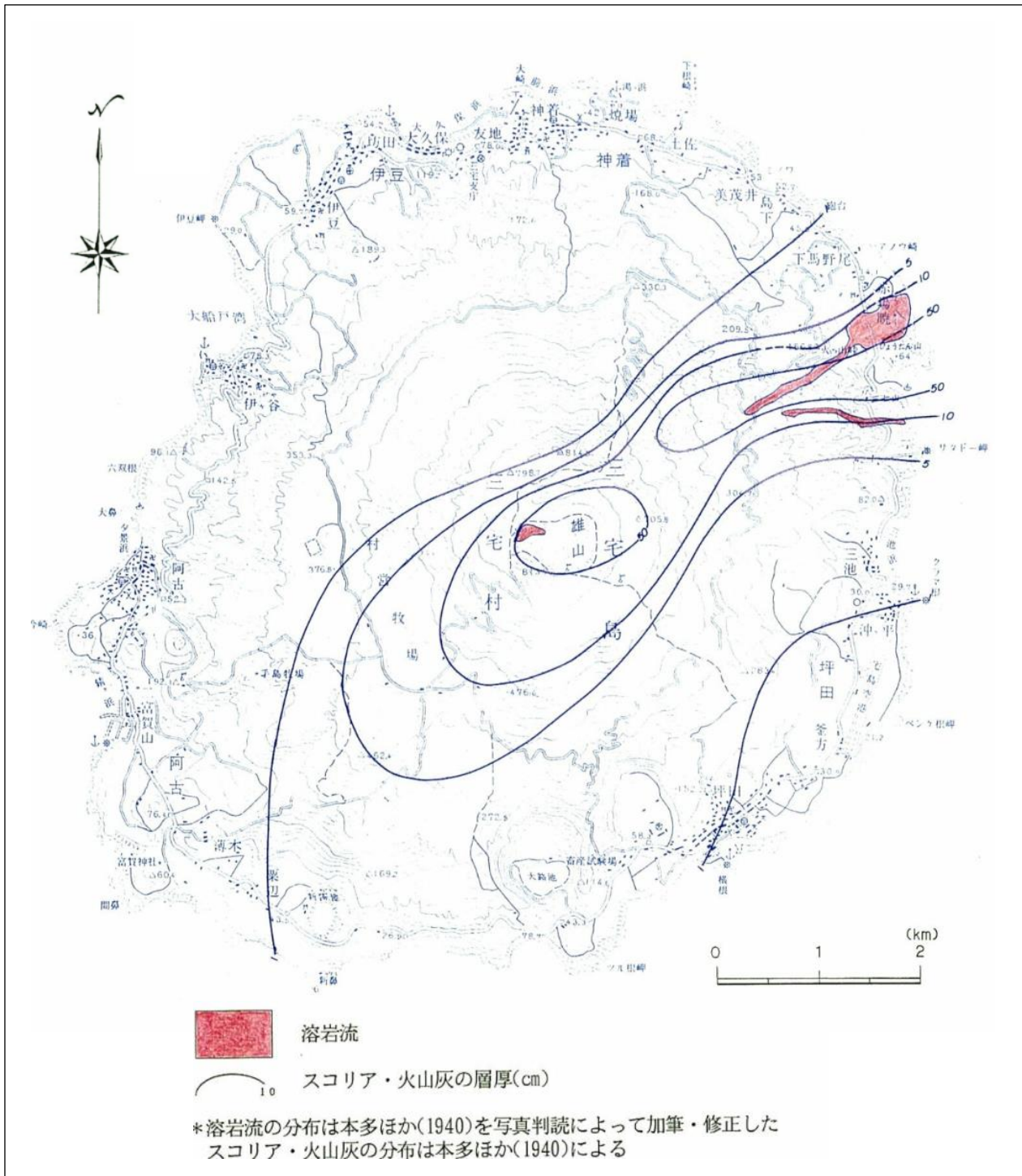


図 1940年噴火の降灰分布と溶岩流の分布図(三宅村, 1994を改変)

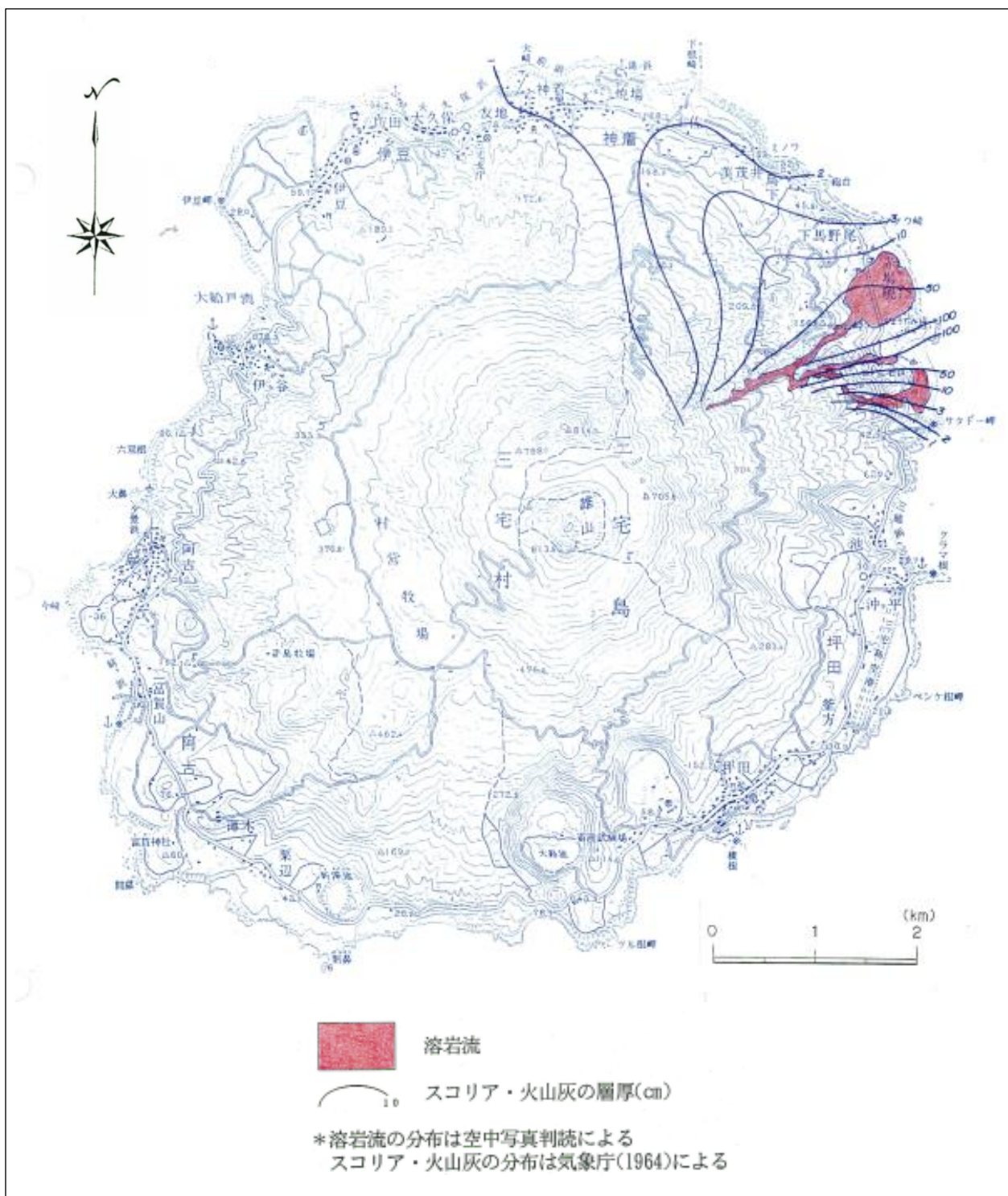


図 1962年噴火の降灰分布と溶岩流の分布図(三宅村, 1994を改変)

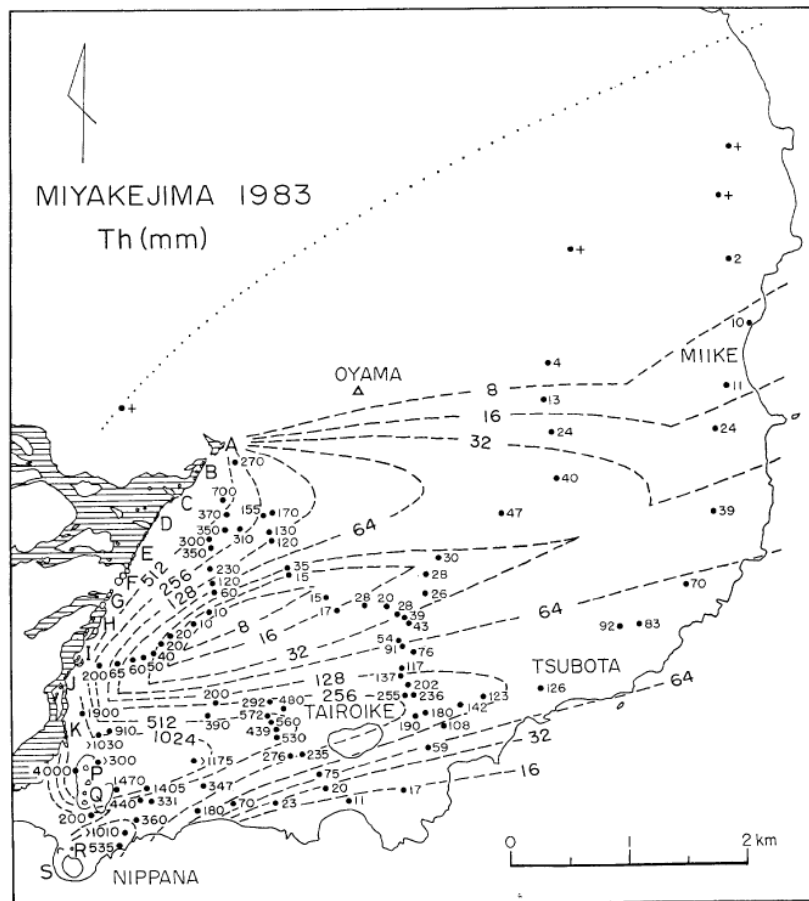


図 三宅島1983年噴火の降下火砕堆積物全体の層厚分布図(早川ほか, 1984)
数値は層厚 (mm) を示す。

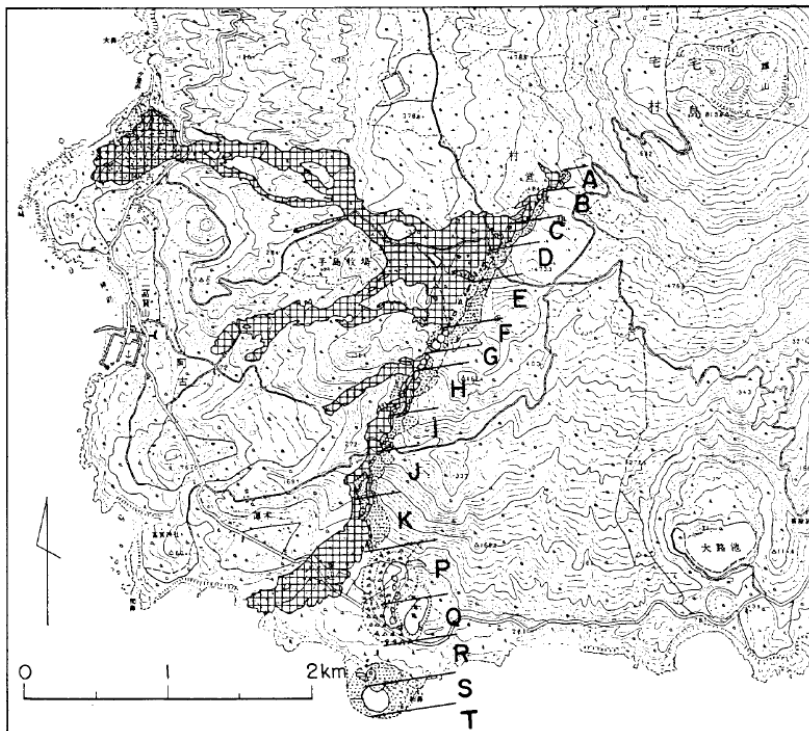


図 三宅島1983年噴火の火口列と溶岩流の分布を示す概念図(荒牧・早川, 1984)

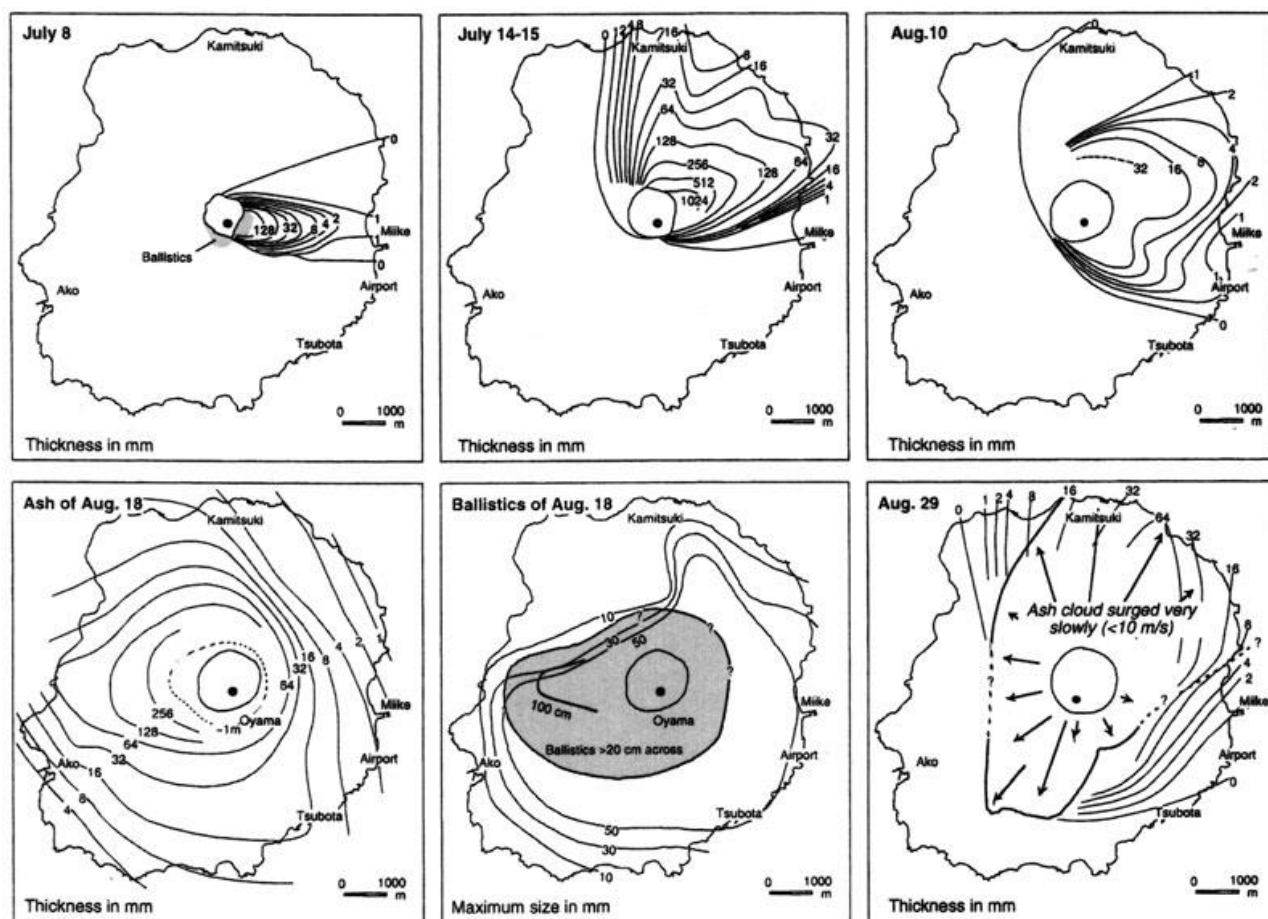


図 2000年の主な噴火の噴出物層序分布と8月18日の噴出物最大径(中田ほか, 2001)

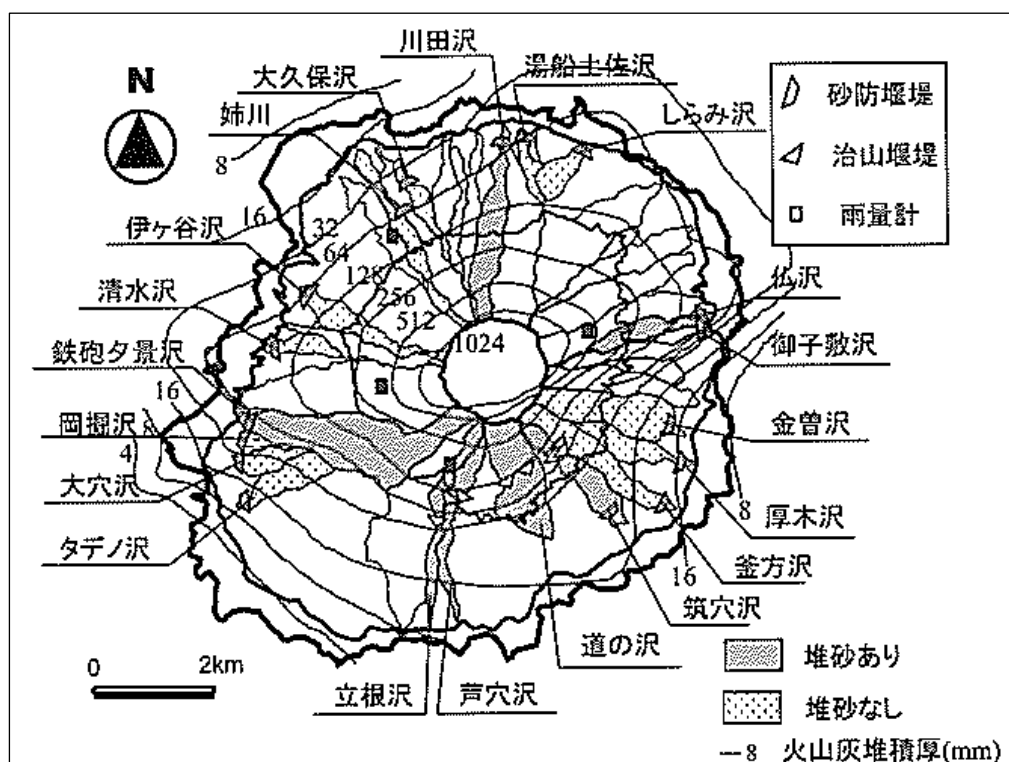


図 2000年噴火による火山灰等層厚線(土井ほか, 2006)

(7) 避難実績

三宅島火山の噴火に伴う避難実績について、避難記録がまとめられている3回の噴火（1962年噴火、1983年噴火、2000年噴火）の避難の状況を次表に示す。

表 三宅島火山の噴火に伴う避難の状況

噴火年	避難の状況
1962年	・ 島内避難者数 累計 24,238人（8月25日～9月22日） 一日最大 2,450人（8月30日） ・ 島外避難者数 3,670人※（9月2日現在） ※自主避難者(1,938人)と館山地区への集団避難者(1,732人)の合計
1983年	・ 島内避難者数 累計 27,323人（10月3日～11月30日） 一日最大 1,774人（10月3日） ・ 島外避難者数 859人※（10月10日現在） ※船等により島外に自主避難した島民の人数
2000年	・ 防災および生活維持関係者を除く住民※に対して島外避難指示（9月2日） ※9月1日現在の人口3,829人 ・ 定期船により避難（9月2日～4日） ・ 避難指示解除（2005年2月1日）

（参考：昭和37年三宅島噴火災害誌，p108 - 109，東京都(1964)、
記録昭和58年三宅島噴火災害，p161 - 167，東京都(1985)、
平成12年(2000年)三宅島噴火災害誌，p44，東京都(2007)）

4 参考文献

文献名	備考
1983年10月3・4日三宅島噴火の経過と噴火様式	荒牧重雄・早川由紀夫(1984) 火山, 29(特集号), S24-S35
三宅島の溪流における土砂流出の実態 ー2000年噴火から4年後の状況ー	土井康弘・田方智・山越隆雄・笹原克夫・ 西本晴男(2006) 新砂防vol, 59, No 2, 37-42
1983年10月3・4日三宅島火山噴出の降下火砕堆積物	早川由紀夫・荒牧重雄・白尾元理・小林 哲夫・徳田安伸・津久井雅志・加藤隆・ 高田亮・小屋口剛博・小山真人・藤井敏 嗣・大島治・曾屋龍典・宇都浩三(1984) 火山, 29(特集号), S208-S220
三宅島火山2000年噴火における火山ガス ー火山灰の付着ガス成分およびSO ₂ 放出量から推測さ れる脱ガス環境ー	風早康平・平林順一・森博一・尾台正信・ 中堀康弘・野上健治・中田節也・篠原宏 志・宇都浩三(2001) 地学雑誌, 110(2), 271-279
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
三宅島の火山活動(2012年10月～2013年2月10日)	気象庁地震火山部火山課火山監視・情報 センター(2013) 火山噴火予知連絡会会報 第114号
三宅島の火山活動(2013年2月～5月20日)	気象庁地震火山部火山課火山監視・情報 センター(2013) 火山噴火予知連絡会会報 第115号
平成5年度三宅島火山噴火災害危険区域予測図作成 業務報告書	三宅村(1994)
平成12年(2000年)三宅島噴火災害の記録 (平成20年2月)	三宅村(2008)
Chronology and products of the 2000 eruption of Miyakejima Volcano, Japan	Nakada, S., M. Nagai, T. Kaneko, A. Nozawa, K. Suzuki-Kamata (2005) Bulletin of volcanology, 67, 3, 205-218
三宅島2000年噴火の経緯 ー山頂陥没口と噴出物の特徴ー	中田節也・長井雅史・安田敦・嶋野岳人・ 下司信夫・大野希一・秋政貴子・金子隆 之・藤井敏嗣(2001) 地学雑誌, 110(2), 168-180
1983年10月三宅島噴火における組織と住民の対応	東京大学新聞研究所(1985)
昭和37年三宅島噴火災害誌	東京都(1964)
記録 昭和58年三宅島噴火災害	東京都(1985)
平成12年(2000年)三宅島噴火災害誌(平成19年3月)	東京都(2007)
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・ 研究報告(三宅島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)
三宅島火山噴火緊急減災対策砂防計画(案) (平成27年6月)	東京都建設局河川部(2015)

文献名	備考
三宅島火山最近7000年間の噴火史	津久井雅志・鈴木祐一(1998) 火山, 43(4), 149-166
三宅島火山の形成史	津久井雅志・新堀賢志・川辺禎久・鈴木祐一(2001) 地学雑誌110(2), 156-167
三宅島火山地質図(1/25,000)	津久井雅志・川辺禎久・新堀賢志(2005) 火山地質図No. 12 地質調査総合センター
三宅島火山2000年噴火のマグマ上昇モデル	宇都浩三・風早康平・斉藤元治・伊藤順一・高田亮・川辺禎久・星住英夫・山元孝広・宮城磯治・東宮昭彦・佐藤久夫・濱崎聡志・篠原宏志(2001) 地学雑誌, 110(2), 257-270

第2章 想定される火山活動等

1 想定される火山活動

(1) 火口位置

三宅島では、2000年噴火以前は山腹噴火の頻度が高かったが、2000年噴火における陥没カルデラの形成により、山頂噴火の可能性が高くなった。また、山腹噴火が発生する場合は、カルデラ底の標高よりも低い場所で発生する可能性が高いと考えられる。

(2) 噴火特性（火山現象、噴火様式など）

三宅島火山の噴火特性は、次のとおりである。

- 最近の噴火は、スコリアの放出と溶岩の流出が主である。
- 2000年噴火では、マグマの側方貫入に伴い山頂が陥没し、水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火により細粒火山灰が放出された。また、大量の火山ガスが長期間放出された。
- 山頂噴火がマグマ噴火になるかマグマ水蒸気噴火になるかは、現時点では判断が困難である。大規模な水蒸気噴火やマグマ水蒸気噴火の場合は、山腹にまで大きな噴石が飛散し、火砕流が発生する可能性がある。
- 海岸近くや浅い海底で噴火が発生する場合は、爆発的なマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。マグマ水蒸気噴火が発生する可能性のある陸域の標高および海域の水深は、次のとおりである。
 - 陸域：標高200m以下
 - 海域：水深100m以浅（火砕サージ発生）、水深400m以浅（海面に噴煙等）
- 現在は、カルデラ内の南縁近くに火孔が開口しており、今後しばらくの間は、山頂噴火時に溶岩がカルデラ外に溢流する可能性は低い。

2 想定される噴火ケースと火山現象

三宅島火山で想定される噴火ケースおよび各ケースで想定される災害要因となる火山現象は、次のとおりである。

なお、カルデラ形成噴火は、第3部（避難計画）およびマニュアル編においては山頂噴火に含める。

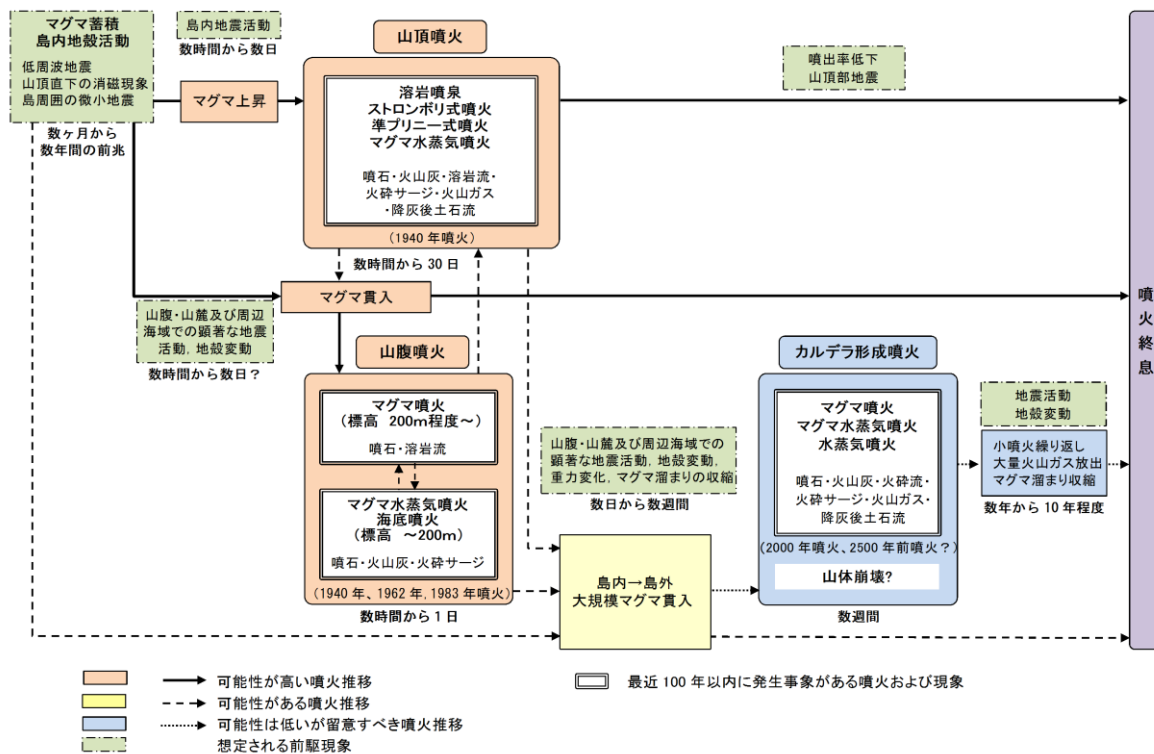
表 噴火ケースと火山現象

噴火ケース	火山現象
山頂噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流
カルデラ形成噴火	噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流
山腹噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ

3 噴火事象系統樹

噴火の規模、様式、推移予測などのより高度な火山噴火予知を目指すためには、過去の噴火履歴や火山学的知見に基づいて、事前に、予想される噴火前駆現象や噴火活動推移を網羅した噴火事象系統樹を検討しておくことが有用である。

本系統樹は「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画 平成21年度年次報告（成果の概要）」に記載されている噴火シナリオを基に作成した。



4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流など）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段など）を付加したものを火山防災マップという。

三宅島火山では、三宅島火山防災マップ（下図）が作成されているほか、「溶岩流」および「降灰後土石流」については、「三宅島火山噴火危険範囲予測図作成のための検討委託（東京都建設局河川部，2016）」において数値シミュレーションが実施されている。

また、「火山ガス」について、三宅村による観測データを基に平成17年度以降の二酸化硫黄ガス濃度の分布を整理したものを示す。

※下図の電子データは、防災科学技術研究所のHPから取得できる。

(http://vivaweb2.bosai.go.jp/v-hazard/L_read/62miyakejima/62miyake_1h01-L.pdf)

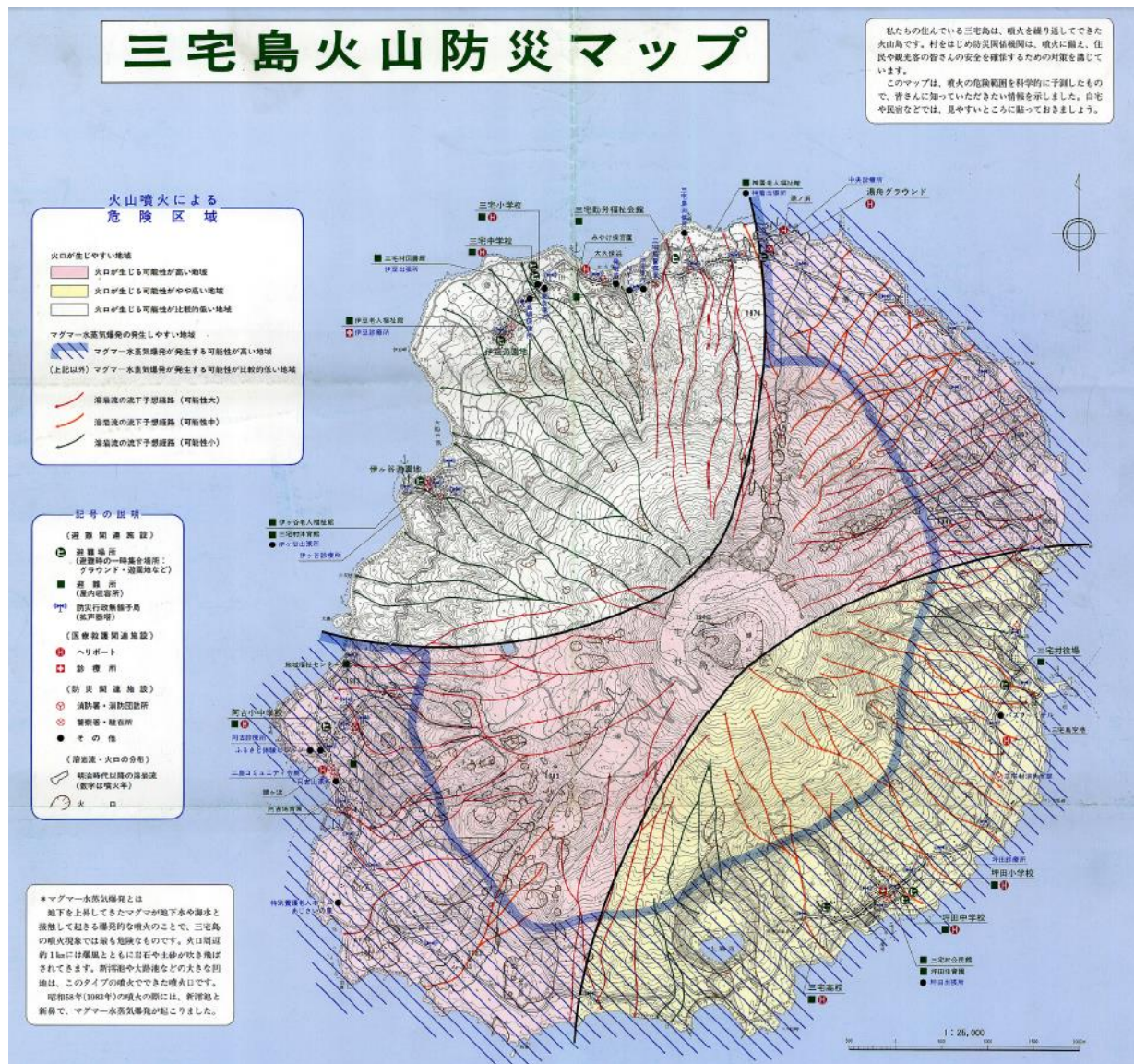
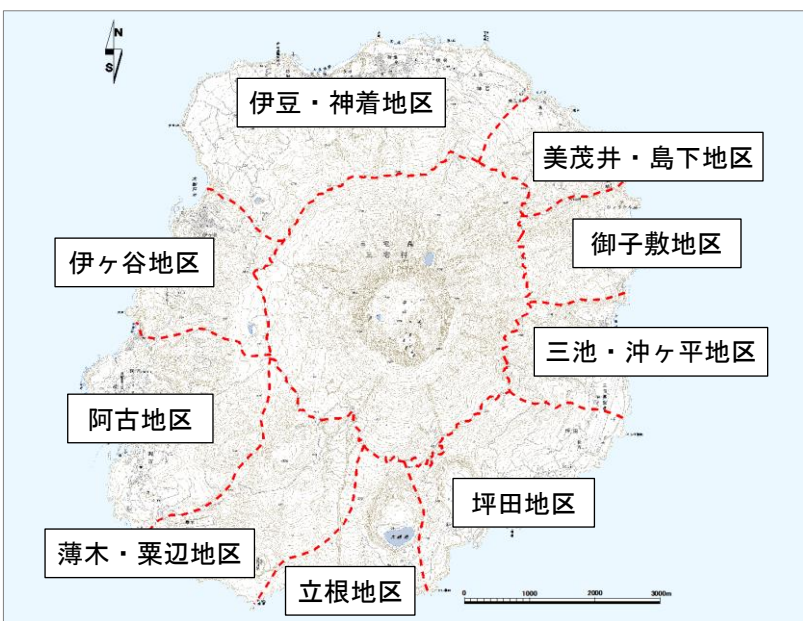
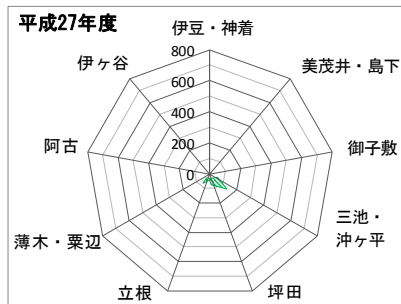
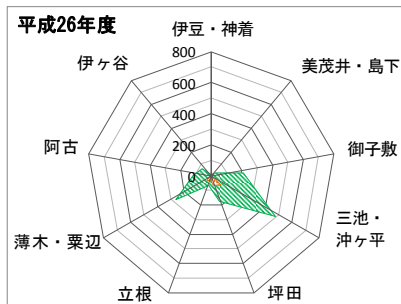
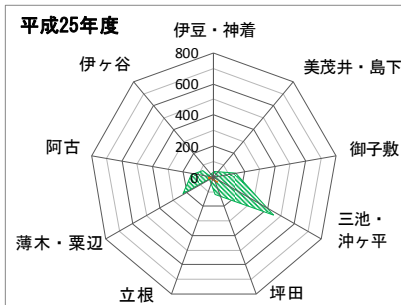
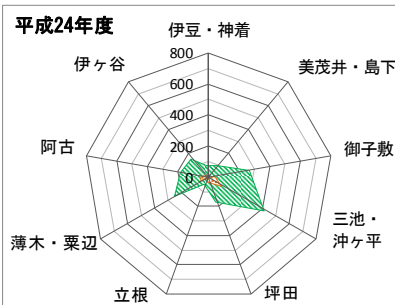
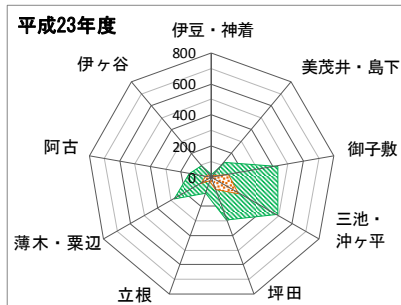
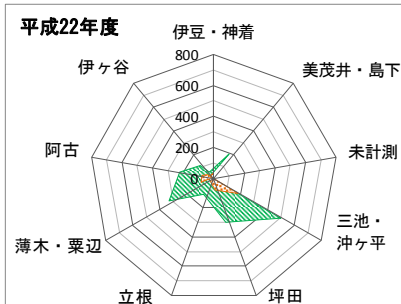
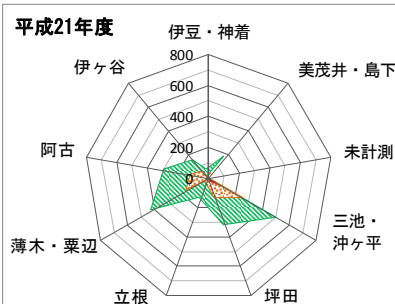
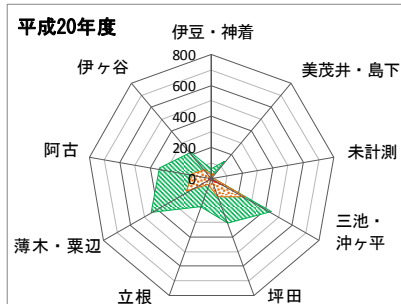
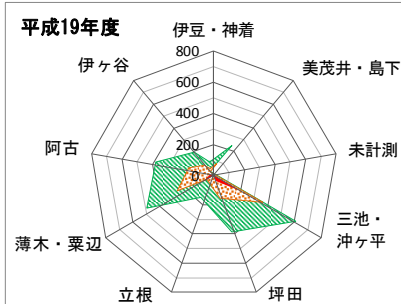
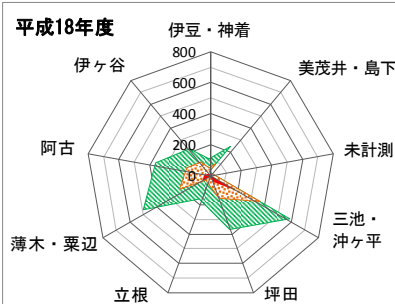
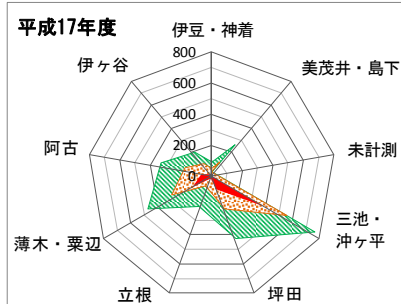


図 三宅島火山防災マップ(三宅村，1994)

二酸化硫黄ガス濃度

L1
 L2
 L3
 L4

L1：注意報（高感受性者） 0.2ppm 健康影響の可能性
 L2：警報（高感受性者） 0.6ppm 重大な影響の可能性
 L3：注意報（一般） 2.0ppm せき、目への影響の可能性
 L4：警報（一般） 5.0ppm 重大な影響の可能性



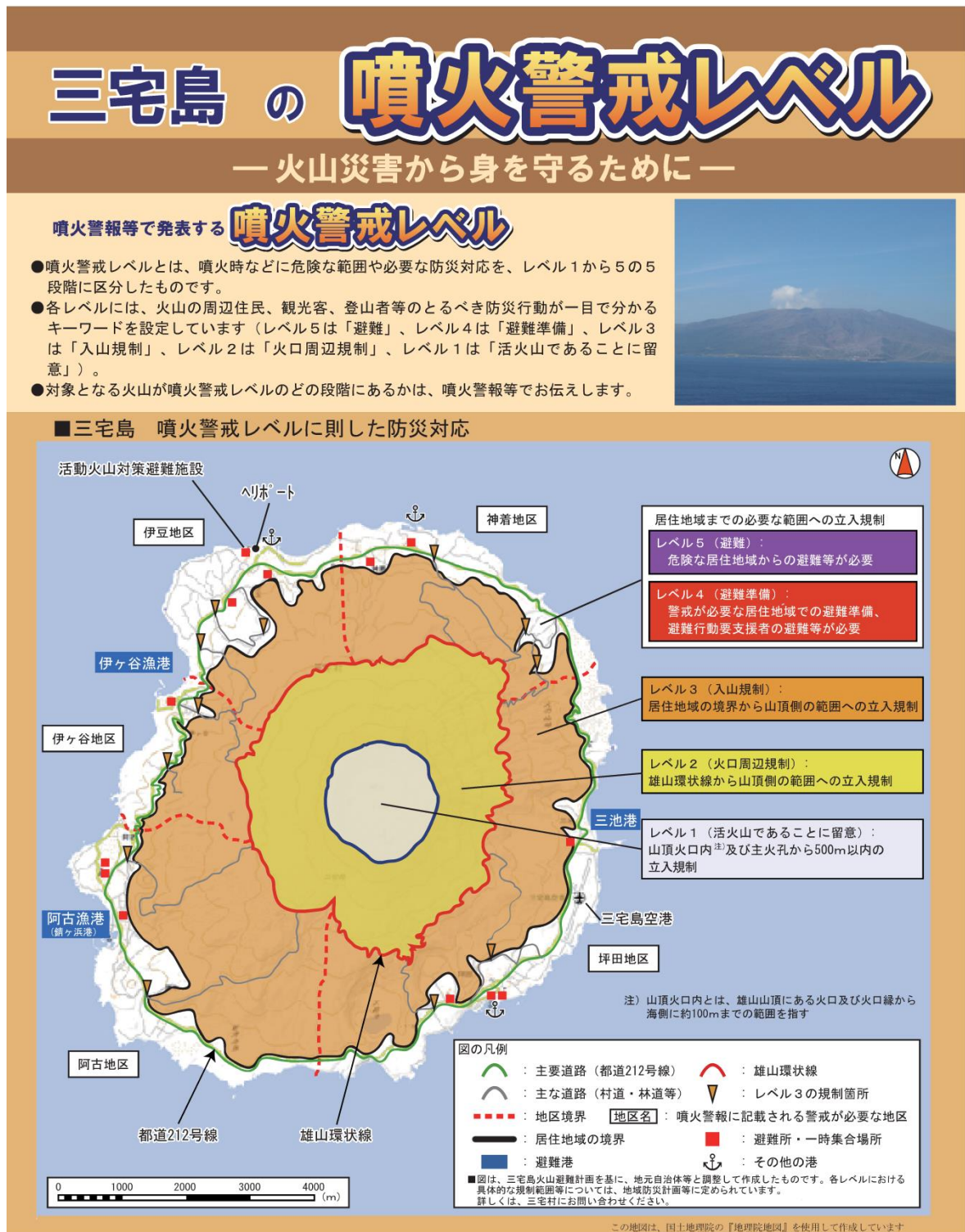
※御子敷地区は平成23年度から計測

図 二酸化硫黄ガス濃度分布図と経年変化
(観測地点別基準値超過日数グラフ)

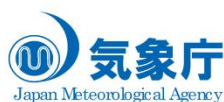
5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
TEL：03-3212-8341（内線4536）<http://www.jma.go.jp/>
■東京管区気象台 業務課 TEL：03-3212-8341（内線4921）
<http://www.jma-net.go.jp/tokyo/>
■伊豆大島火山防災連絡事務所 TEL：04992-2-1166
http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/rovdm/Izu-Oshima_rovdm/Izu-Oshima_rovdm.html



三宅島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火が切迫。 過去事例 2000年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が多発、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月：12日の噴火の数日前から地震発生 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫、または多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続。 過去事例 2000年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2000年8月29日：低温火砕流が島北部の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性(その後の調査でレベル4に下げる) 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火。16時30分頃、新澤池、新島付近で噴火。17時15分頃、溶岩流が居住地域(阿古の都道)に到達 1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	●山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性。 2000年噴火の事例 8月10日：噴火
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域の境界から山頂側への立入規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。住民は通常の生活。	●山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性。 2000年噴火の事例 7月14日～15日：噴火 ●山頂火口で、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する噴火が発生。 過去事例 明確な記録なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	●山頂火口で小噴火が発生する可能性。 過去事例 2006年8月23日：ごく小規模噴火、降下火砕物あり ●山頂火口で、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する小噴火が発生。 過去事例 1940年7月14日朝～：噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内に影響する程度の噴火の可能性。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。
詳しくは、三宅村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

三宅島の噴火警戒レベル判定基準		平成 29 年 3 月 24 日現在
レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 ○山頂噴火 ・山頂カルデラ縁から概ね 2km を超えて大きな噴石が飛散 ・雄山環状線付近に達する火砕流が発生 ・大量の火山ガスが継続的に放出 ○山腹噴火 ・地殻変動を伴う浅部の火山性地震や火山性微動の多発が更に進行し、その発生場所を山腹～居住地域に特定 ・火山性地震の多発とともに、山腹～居住地域に地割れ等の顕著な地殻変動 ・山腹～居住地域でマグマ噴火が発生 ・標高 200m 以下の陸域や海岸線付近の浅い海域でマグマ水蒸気噴火が発生 ・居住地域に大きな噴石または火砕流、火砕サージが到達	該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえ、総合的に判断し、レベル 3～1 に引き下げる。
4	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 ○山頂噴火 ・噴煙柱が 4,000m 以上に達するような大規模なマグマ水蒸気噴火あるいはマグマ噴火が発生し、居住地域に多量の降灰（小さな噴石を含む） ・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね 2km 以内まで頻繁に大きな噴石が飛散 ・山頂カルデラ及びその近傍に影響を及ぼす火砕流が発生 ・噴火活動継続中に、山頂付近の山体膨張を示す明瞭な地殻変動が発生 ○山腹噴火 ・山頂カルデラ外側～海岸付近において、火山性地震あるいは火山性微動がほぼ連続的に発生し始め、加えて地殻変動が観測された場合	山頂噴火については、その後も居住地域に重大な災害を及ぼさない噴火にとどまった場合、山腹噴火については、噴火が発生しなかった場合とするものの、防災対応の状況や必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。
3	【居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性】 ・山頂カルデラ付近の定常的な地震活動とは異なる場所で地震活動の増大 ・山頂カルデラ付近を震源とする火山性連続微動の振幅の増大 ・山頂カルデラ付近の浅部の山体膨張を示す明瞭かつ急激な地殻変動が発生 【山頂噴火の規模が拡大し、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性】 ・雄山環状線付近まで頻繁に大きな噴石が飛散 【居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火が発生】 ・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね 2km 以内まで大きな噴石が飛散	引き上げ後、噴火しなかったか、噴火してもその影響が雄山環状線内側に留まった場合には、更なる活動の高まりがみられないことを確認してからレベル 2 に引き下げる。 火山活動が低下したことが観測により裏付けられることに加えて、防災対応の状況や必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。
2	【山頂カルデラの活動が高まり、雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火の可能性】 ・定常的に発生している山頂カルデラ直下の地震活動（1 日あたり 10 回程度）の高まり（1 日あたり 200 回程度以上） ・山頂カルデラ直下の定常的な地震活動とは異なる場所で火山性地震が数日以上継続 ・火山性微動の多発あるいは連続微動が数日以上継続 ・カルデラ底や側壁の熱異常域の拡大や噴気活動の増大 【雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火が発生】 ・山頂カルデラ縁近傍～雄山環状線内側まで大きな噴石が飛散	左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル 1 に引き下げる。
・各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。 ・山頂噴火とは、ここでは山頂カルデラ内での噴火のことである。 ・雄山環状線は、山頂カルデラ縁から約 1km に位置する環状道路である。 ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。 ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。 ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。		

（平成29年 3 月，気象庁）

6 参考文献

文献名	備考
「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画」平成21年度 年次報告(成果の概要) 1(2)(2-2)火山噴火予測システム	鍵山恒臣(2010)
三宅島の噴火警戒レベル	気象庁(2008)
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
平成5年度三宅島火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書	三宅村(1994)
三宅島火山 火山防災マップ	三宅村(1994)
平成12年(2000年)三宅島噴火災害の記録 (平成20年2月)	三宅村(2008)
平成12年(2000年)三宅島噴火災害誌(平成19年3月)	東京都(2007)
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(三宅島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)
伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究(平成4年10月)	東京都防災会議(1992)
三宅島火山噴火緊急減災対策砂防計画(案) (平成27年6月)	東京都建設局河川部(2015)
三宅島火山噴火危険範囲予測図作成のための検討委託報告書(平成28年2月)	東京都建設局河川部(2016)
三宅島火山の形成史	津久井雅志・新堀賢志・川辺禎久・鈴木祐一(2001) 地学雑誌110(2), 156-167

第2部 平常時からの備え

第1章 火山観測・監視

1 国等の火山観測・監視体制

(1) 国の体制

気象庁、国土地理院、防災科学技術研究所などの機関は、三宅島の観測を行っている。

また、気象庁は、三宅島を常時観測対象の火山として位置付け、火山災害の防止、軽減に寄与する目的で震動観測、地殻変動観測、遠望観測などを行うほか、随時現地調査を行い、火山活動の推移を24時間体制で監視している。

(2) 都の体制

都は、火山噴火の予知研究と火山噴火に繋がる異常現象を捉えることを目的に、地震計、傾斜計などの観測機器を設置し、観測体制の整備を図っている。

また、ほぼ隔年で水準測量を行い、長期的な視点での火山活動の把握に努めている。

(3) 村の体制

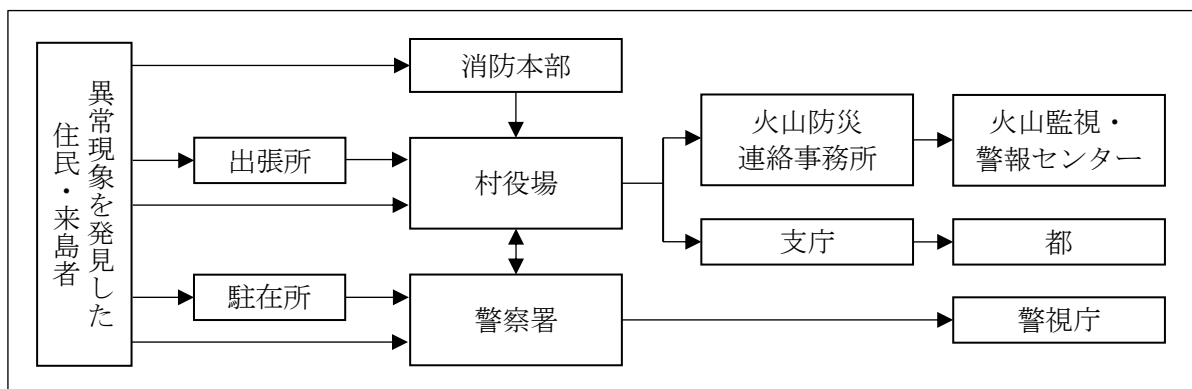
村は、火山観測として、三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則第3条に規定された観測点において、火山ガス濃度に対する定点観測を行っている。

2 住民等が異常を発見した際の通報

(1) 通報

住民および来島者は、火山の異常現象を発見した場合、直ちに、村役場・各出張所か警察署・各駐在所、または消防本部に通報する。

村、警察署、消防本部は、通報を受けた場合、次の伝達系統により伝達する。



(2) 現地調査

村、支庁、警察署、火山防災連絡事務所は、通報を受け必要があると認めた場合、協力して異常現象の把握のため現地調査を行う。

3 火山活動の状況等の共有

火山防災連絡事務所は、村、支庁、警察署に、毎月（随時）、火山活動解説資料を配布、説明し、火山活動の状況や評価の共有を図る。

第2章 防災関連施設等

1 避難施設

(1) 一時集合場所

村は、一時集合場所（避難の際に地区の住民等が集合する場所）として、グラウンドや広場などを10か所指定している（平成29年4月1日現在）。

(2) 避難所

村は、避難所として、学校や文化会館などの公共施設を17か所指定している（平成29年4月1日現在）。

このうち伊豆避難施設は、避難者の受入対応が24時間可能であり、また、火山ガスに対処する脱硫装置を備えている。

2 防災行政無線施設・IP告知端末

(1) 防災行政無線施設

村は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線（屋外拡声子局）を46か所に設置している（平成29年4月1日現在）。

また、各世帯および事業所に対し、戸別受信機の貸出しを行っている。

(2) IP告知端末

村は、住民等に情報を伝達するため、各世帯および事業所に対し、IP告知端末の貸出しを行っている。

3 火山ガス監視・観測システム

村は、火山ガスに対する安全確保のため、火山ガスの監視・観測および防災行政無線や火山ガス濃度表示回転灯などによる住民等への情報提供のシステムを整備している。

4 港・空港等

(1) 港

都は、大型船舶による島外避難や物資輸送などに使用可能な港として、三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港を整備している。また、小型船舶による避難等に使用可能な港として、湯の浜漁港、大久保漁港、坪田漁港を整備している。

(2) 空港・ヘリポート

都は、避難や物資輸送などに使用可能な空港・ヘリポートとして、三宅島空港を整備している。

村は、避難や物資輸送などに使用可能なヘリポートとして、三宅村場外離着陸場を整備している。また、災害時臨時離着陸場を選定するよう努める。

5 備蓄

村は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、クラッカーなど）、飲料水、毛布、カーペットなどを備蓄している。



図 防災関連施設等の位置

第3章 防災関係機関等との連携

1 四者連絡会

四者連絡会は、火山活動、地震、津波、台風などに関する各種情報の収集を円滑にし、発災時等における関係機関の諸機能および協力体制を効果的に発揮するため設置している。

表 四者連絡会の概要

構成員	村長 支庁長 警察署長 火山防災連絡事務所長
所掌事務	1 災害情報の相互提供およびその対応についての検討、確認 2 各機関における防災体制についての情報交換

2 三宅島火山防災協議会

三宅島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、三宅島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都および村が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議などを行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 三宅島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	村長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、消防総監、警視総監、関係局長	
		村	消防長	
		国	気象庁、東京管区气象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	観光協会、東海汽船、東京バス協会			
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○ 警戒避難体制の整備に関すること。 ○ 避難施設の整備等に関すること。 ○ 防災訓練の実施に関すること。 ○ 避難勧告・指示、警戒区域の設定などに関する検討および三宅村への助言に関すること。 ○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ 三宅村防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ その他必要と認められること。			

3 三宅村安全確保対策専門家会議

三宅村安全確保対策専門家会議は、三宅村安全確保対策専門家会議設置要綱に基づき、安全確保対策を専門的に検討するため、村が設置している。

表 三宅村安全確保対策専門家会議の概要

委員	村長が委嘱する委員
所掌事務	二酸化硫黄の危険性から村民等の安全を確保するために必要な事項を調査・検討 1 高濃度地区対策に関すること。 2 高感受性者対策に関すること。 3 その他安全確保対策に関すること。

第4章 火山防災知識等の普及啓発

1 住民への普及啓発

村は、住民に対して、防災のしおりや防災マップなどの配布、ホームページへの掲載を通じ、また、地域でのイベント等の機会を活用し、火山防災に関する知識・情報および本計画の普及啓発を図る。

2 来島者への普及啓発

村は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、宿泊施設などへの防災マップ等の掲示等により、立入規制範囲や火山ガスへの備えなど、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。

3 児童・生徒への普及啓発

村は、児童・生徒に対して、学校教育を通じ、火山に関する知識の普及啓発を図る。

第5章 避難促進施設における対応

村防災会議は、活動火山対策特別措置法第6条に基づき、不特定多数の者が利用する施設や要配慮者が利用する施設のうち、施設の位置や規模、施設所有者または管理者の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として村地域防災計画に定める。

村地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者または管理者は、同法第8条に基づき、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて村長に報告しなければならない。

第6章 避難訓練

村は、支庁、警察署、消防本部、消防団などと連携し、噴火を想定した避難訓練の実施に努める。

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1) 火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物などの少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者および入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活などにおいて十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、村、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備または避難を行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

- ・要配慮者
高齢者や障害者など、避難行動や避難生活などにおいて特に配慮を必要とする者
- ・避難行動要支援者
要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者
※本計画においては、社会福祉施設入所者および入院患者を含む。

(3) 島内避難と島外避難

避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合または島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。

2 噴火警戒レベルと避難対応の目安

(1) 噴火警戒レベル 1

火口内および近傍の立入規制を行う。

(2) 噴火警戒レベル 2

雄山環状線から山頂側の範囲の立入規制を行う。

(3) 噴火警戒レベル 3

居住地域の境界から山頂側の範囲の立入規制を行う。

噴火の可能性がある場合は、避難行動要支援者の避難準備を行う。

噴火が発生した場合は、避難行動要支援者の島内避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(4) 噴火警戒レベル 4

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

イ 山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(5) 噴火警戒レベル 5

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者の島外避難を行う。

イ 山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。

噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒レベル	レベル1		レベル2		レベル3		レベル4		レベル5			
	活火山であることに留意	①雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火の可能性	②雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火が発生	①居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性	②居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火が発生	①居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性	②居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火が発生	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫			
想定される噴火ケースと火山現象	《山頂噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流】》 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性				《山頂噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ】》 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性				《山頂噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ】》 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性 - 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性			
	《山腹噴火》 火口内および近傍立入規制 立入規制（雄山環状線から山頂側の範囲） 立入規制（居住地域の境界から山頂側の範囲） 避難行動要支援者の島内避難準備 避難行動要支援者の島内避難 避難行動要支援者の島外避難 避難行動要支援											

第2章 火山活動が活発化した場合の対応

1 防災関係機関の活動態勢

村、支庁、警察署、消防本部、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル	村	支庁	警察署	消防本部	消防団	都
レベル5	災害対策本部 第四次 非常配備態勢	地方隊 ～ 災害即応態勢	現場警備本部	第四次 非常配備態勢	第四次 非常配備態勢	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4		災害即応態勢 ～ 情報連絡態勢				応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部 ～ 情報連絡態勢
レベル3	第四次 非常配備態勢	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢				情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
レベル2	情報監視態勢	通常体制	連絡室設置	情報監視態勢	—	情報監視態勢
レベル1	通常態勢	通常体制	通常体制	通常態勢	—	情報監視態勢

2 共同検討体制

(1) 平常時

村、支庁、警察署、火山防災連絡事務所は、火山活動が活発化した場合の対応について、四者連絡会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

三宅島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

(2) 火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

(ア) 四者連絡会

村は、四者連絡会において、避難対応に係る協議等を行う。

また、四者連絡会における協議の内容等について、三宅島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有などを行う。

(イ) 合同会議

村は、避難対応に係る協議等を行う体制として四者連絡会よりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制などは、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容などを踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測などの助言を求める場合は、三宅島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
四者連絡会	村長 支庁長 警察署長 火山防災連絡事務所長	・火山活動に関する情報の収集、分析に関する事項 ・火山活動の見通しに関する事項 ・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項
合同会議	村、支庁・都、警察署、火山防災連絡事務所・気象庁、火山専門家、消防本部・消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、ライフライン事業者など ※村と支庁・都が協議の上、決定する	・規制方法、規制範囲の周知などの立入規制に関する事項 ・避難行動が必要となる時期 ・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 ・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設などの避難に関する事項

イ 国の現地対策本部等との連携

都および村は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

3 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、または村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

村長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、村に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

村は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、舟艇等接岸可能地、グラウンドなどを確保する。

部隊の進出等に係るヘリポートは、三宅島空港、三宅村場外離着陸場、グラウンド等を使用する。

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおり。

表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機など状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送などを行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	○ 行方不明者、負傷者などが発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸などの決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路または水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護および防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護および防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員および物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊などの支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安および除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項までおよび第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

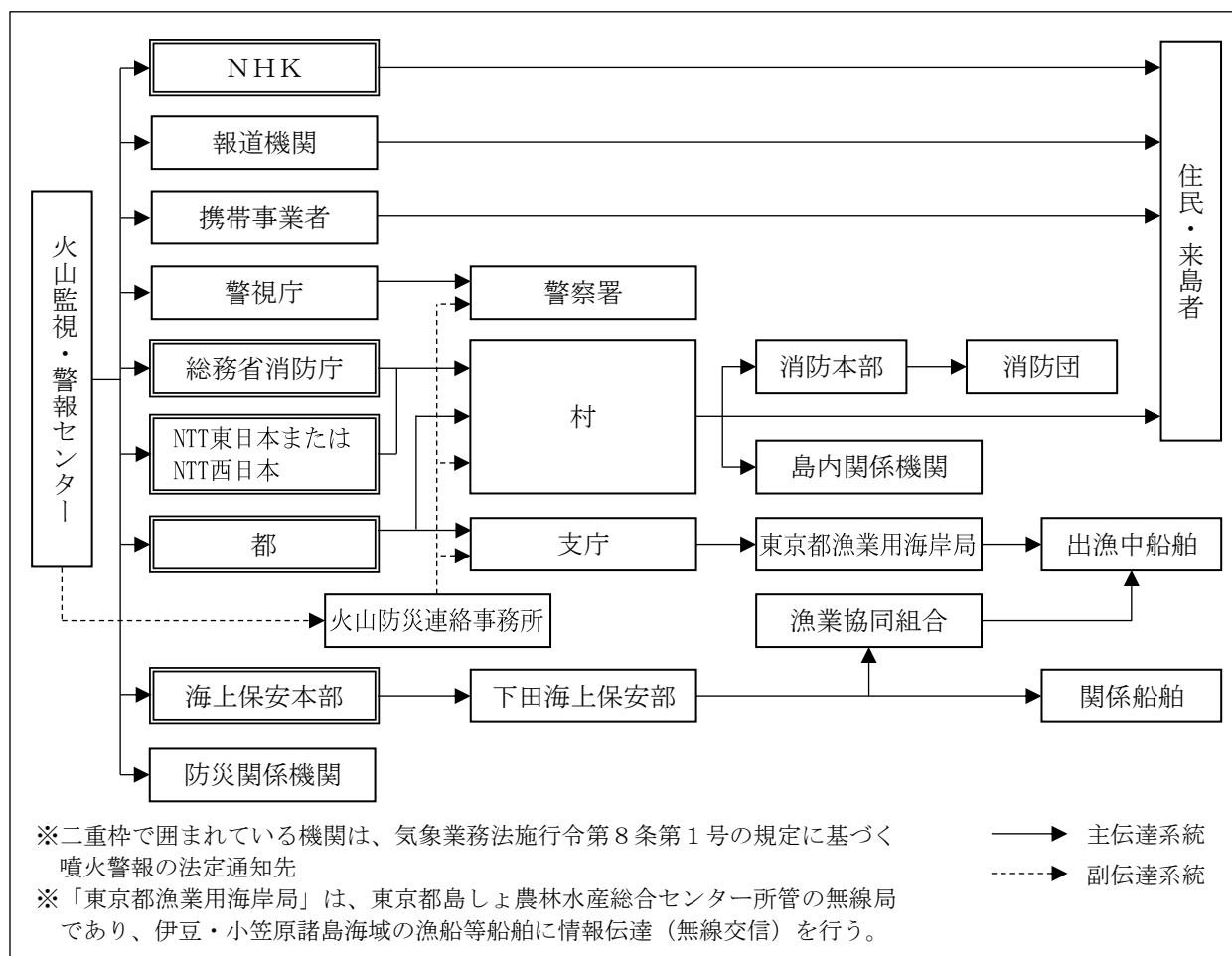


図 噴火警報・予報の伝達系統

5 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

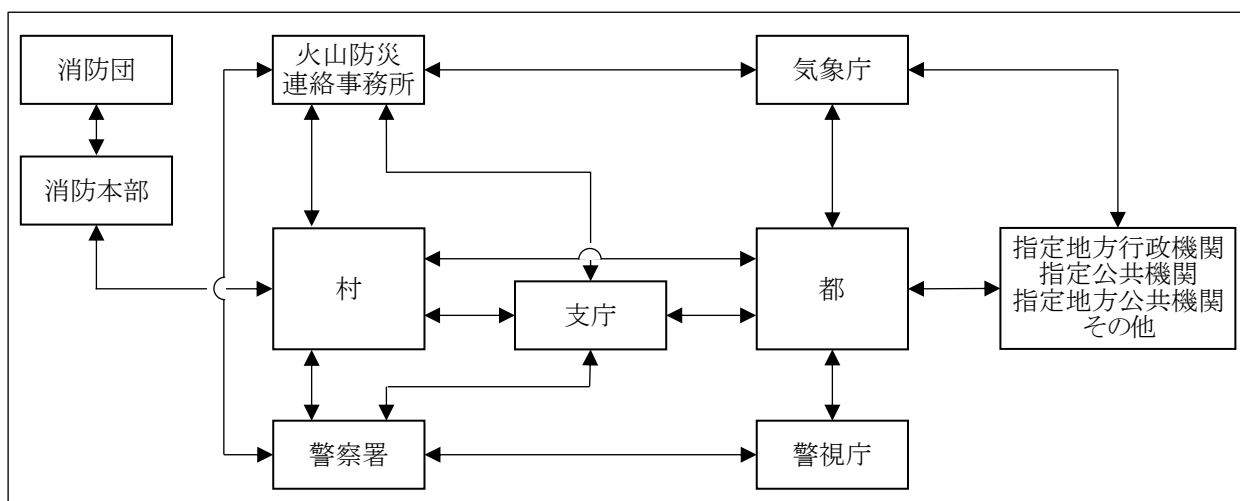


図 情報連絡体制

第3章 立入規制

1 立入規制の実施

(1) 立入規制の実施

村長は、気象庁発表の噴火警報・予報もしくは火山の状況に関する解説情報等を入手し、または火山防災連絡事務所もしくは火山専門家からの助言により、火口周辺等への立入規制を行う必要があると認める場合、支庁長、警察署長などと協議の上、立入規制を行う。

立入規制と噴火警戒レベルの対応は、次のとおりとする。

表 立入規制と噴火警戒レベル

噴火警戒レベル	噴火ケース	立入規制の範囲
レベル5 レベル4	山頂噴火	○ 居住地域までの必要な範囲
	山腹噴火	○ 噴火の影響が及ぶ範囲 ○ 噴火の影響が及ぶおそれのある範囲
レベル3	山頂噴火	○ 居住地域の境界から山頂側の範囲
レベル2		○ 雄山環状線から山頂側の範囲
レベル1		○ 山頂火口
		○ 火口縁から海岸方向に約100mまでの範囲 ○ 主火孔から半径500mの範囲

※立入規制の範囲は、三宅島の噴火警戒レベルにおける警戒が必要な範囲（大きな噴石、火砕流、溶岩流の影響範囲）を基に設定したものであり、規制範囲外であっても、風に乗って運ばれる火山灰や小さな噴石のほか、火山ガス、降灰後土石流などに注意が必要である。

(2) 都への報告等

村長は、立入規制を実施した場合、直ちに、支庁長を経由し都（総務局）に報告するとともに、警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長へ通知する。

(3) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。

- 村は、村道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁は、都道および林道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 村、支庁、警察署は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

(4) 規制範囲への立入り

立入規制範囲へは、村の許可を得た者に限り立ち入ることができる。

2 住民等への周知

村は、立入規制を実施した場合、支庁と連携し、船客待合所や空港などに表示板を設置する。

また、防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページのほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、宿泊施設などでのチラシの掲示により、住民および来島者に広く周知を図る。

なお、立入規制について周知を図る際は、立入規制範囲外であっても火山灰や小さな噴石などに注意が必要であることを合わせて周知する。

3 立入者の把握

村は、三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例および施行規則による申請手続きを準用し、規制範囲への立入者を把握する。

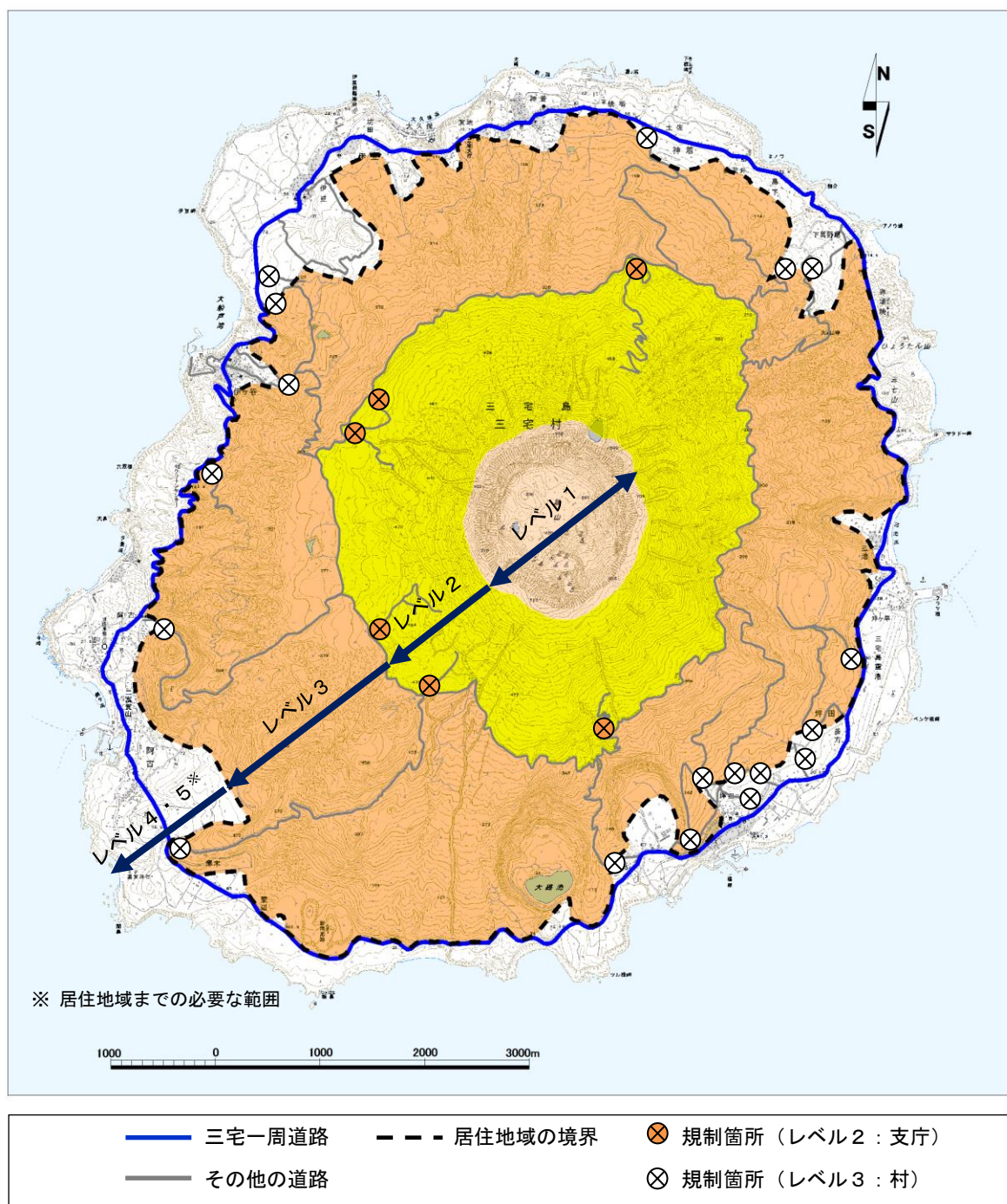


図 立入規制範囲および規制箇所（山頂噴火）

第4章 警戒区域

1 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民および来島者の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、支庁長、警察署長などと協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

(2) 都への報告等

村長は、警戒区域を設定した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所に通知する。

(3) 警戒区域への立入制限等

村長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

2 住民等への周知

村は、警戒区域を設定した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港などに表示板を設置する。

また、防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車、表示板、村ホームページなどのほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、宿泊施設などでのチラシの掲示により、住民および来島者に広く周知を図る。

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、警察署長および消防本部消防長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」または「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあるとする場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合または発生した場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、中央診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に、噴火の可能性がある場合は「避難準備」を、噴火が発生した場合は「島内避難」を伝達する。

(4)「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」および「避難指示（緊急）」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。
 なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	○ 山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性

2 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路および手段により行う。

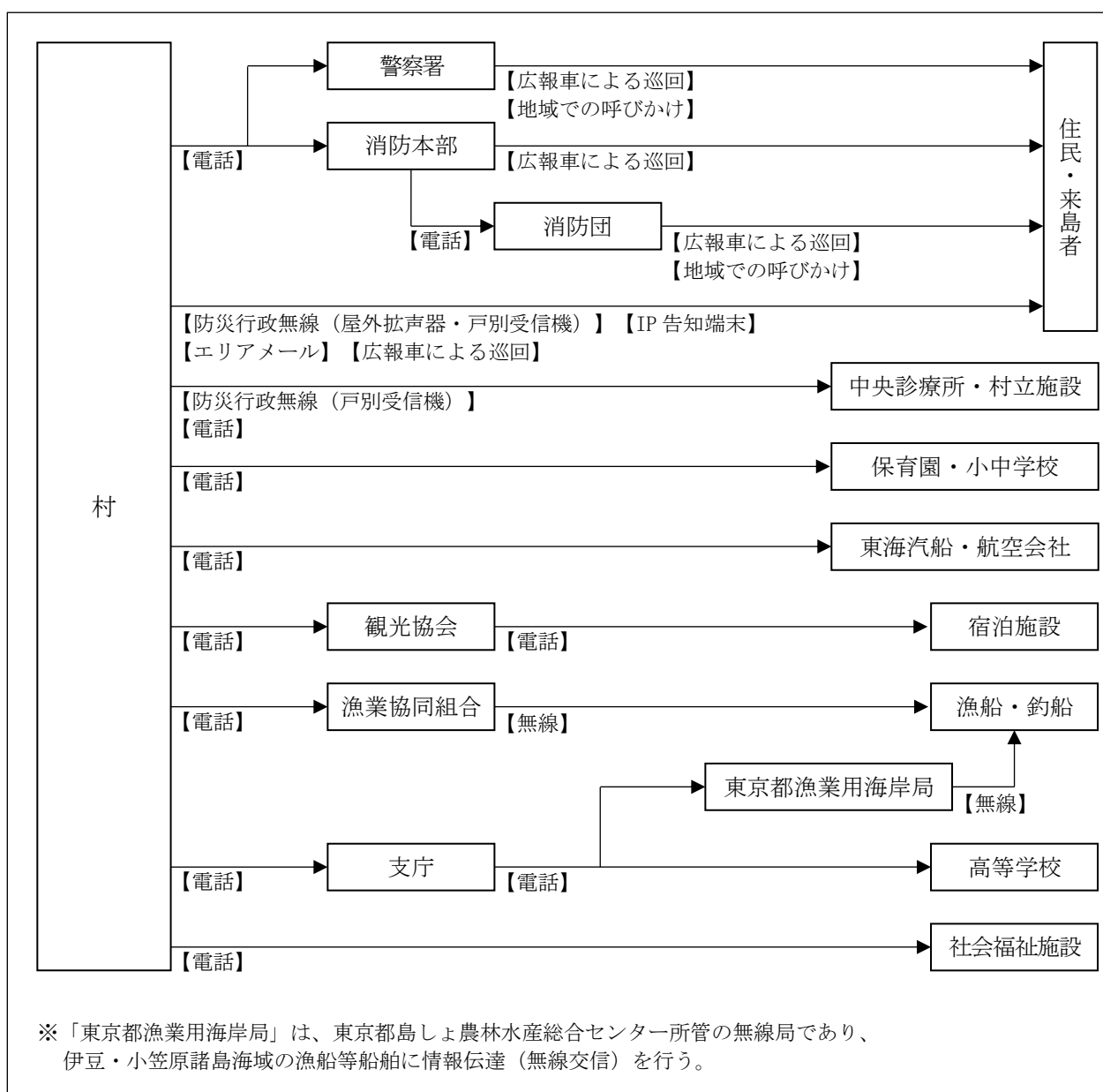


図 避難情報の伝達経路および伝達手段

（２）避難情報の伝達内容

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- 避難の理由、可能性のある現象
- 避難対象地域
- 立入規制範囲
- 避難の切迫性
- 避難先
- 避難方法
- 携行品・服装の留意点
- 電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- ペットの同行避難についての留意事項
- 近隣の住民等への避難等の呼びかけ

（３）留意事項

大雨等で防災行政無線（屋外拡声器）が聴き取りにくい場合があるため、広報車（村、警察署、消防団）による巡回、消防団員による戸別訪問などの呼びかけを併用する。

避難行動要支援者への伝達は、村、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して行う。

第6章 避難対応

1 防災関係機関の準備

(1) 村

村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常持出品の準備、避難方法の確認など）
- 関係機関への避難対応準備の連絡
- 村道の点検、機能確保
- 災害備蓄品の点検
- 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認
- 避難者総数の把握
- 避難所の開設、点検
- バスの配備
- 東海汽船への避難対応準備の要請
- 避難手順の確認

(2) 支庁

支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 都道・港・空港の点検、機能確保
- 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認
- 災害備蓄品の点検

(3) 警察署・消防本部・消防団

警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認
- 装備等の点検等

2 一般住民の島内避難

(1) 避難方法

ア 基本とする避難方法

地域の一時集合場所またはバス停留所までは徒歩で移動し、一時集合場所またはバス停留所から避難先までは村営バスで移送する。

なお、避難対象地域に危険が切迫し、一時集合場所またはバス停留所と避難先を往復する時間的な余裕がない場合は、隣接する地域の避難所等を一時的な目的地としてピストン輸送を行い、避難対象地域からの避難が完了した後、改めて避難先までバスで移送する。

イ 自家用車による避難

次の場合は、自家用車による避難先への直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風などの気象状況により、徒歩による避難や一時集合場所等におけるバスの待機ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、一時集合場所またはバス停留所まで相当の時間を要する場合

ウ 避難経路

避難先までの経路は、三宅一周道路を基本とする。

エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

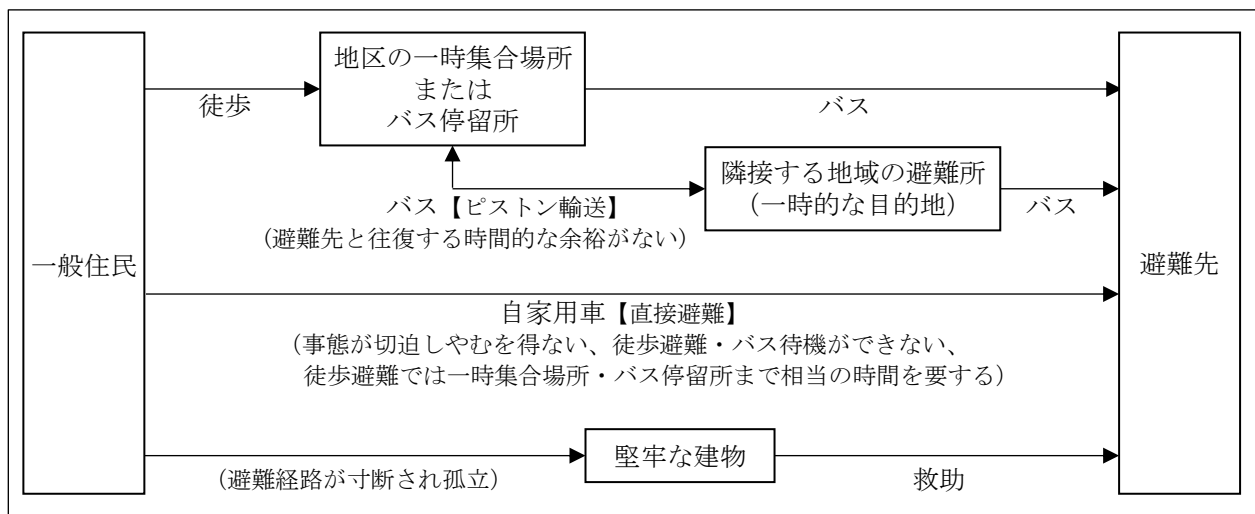


図 島内避難の方法

（２）移送手段の確保

村は、移送手段として村営バスを確保する。

（３）避難先

避難先は、村が指定する避難所とする。なお、避難対象地域ごとの避難先は、「表 避難対象地域別避難計画（総括）」のとおり。

（４）避難誘導

ア 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

イ 避難方向の指示

村は、支庁からの情報（都道の路面状況等）や火山防災連絡事務所からの情報（噴火場所、降灰方向など）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、村防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、村からの指示に基づき、地区長等の引率者および避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

ウ 交通規制

警察署は、避難対象地域への車両の進入を規制する。

エ 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

表 避難対象地域別避難計画（総括）※1

避難対象地域	人口 ※2		バス台数 ※3	避難誘導者	一時集合場所	隣接地域の避難所等 (一時的な目的地)	避難先 ※4
神着	492人	1,071人	延べ 27台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校 【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	【阿古】(940人) ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 【坪田】(2,967人) ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校
伊豆	421人			・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		
伊ヶ谷	158人			・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		
阿古	907人		延べ 23台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所	【伊ヶ谷】 ・三宅村コミュニティセンター 【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅高校	【神着】(75人) ・神着老人福祉館 【伊豆】(2,291人) ・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやけ保育園
坪田	605人		延べ 16台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所	【神着】 ・神着老人福祉館 ・湯舟グラウンド 【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	【伊ヶ谷】(303人) ・三宅村コミュニティセンター

※1 避難対象地域別の計画は、マニュアル編を参照のこと。

※2 平成29年1月1日現在

※3 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

※4 カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計

3 一般住民の島外避難

(1) 島外避難の要請

村長は、島外避難を判断した場合、支庁長を経由し、都知事（総務局）に避難者の島外移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 島内

(ア) 基本とする避難方法

地域の一時集合場所または都道のバス停留所に徒歩で集合し、避難港まで村営バスで移送する。

(イ) 自家用車による避難

次の場合は、自家用車による一時集合場所までの避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風などの気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、一時集合場所またはバス停留所まで相当の時間を要する場合

(ウ) 避難経路

避難港までの経路は、三宅一周道路を基本とする。

(エ) 事前に島内避難している場合の避難

事前に島内避難している場合は、避難所から避難港まで村営バスで移送する。

(オ) 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

イ 島外

(ア) 海上移送

避難港から受入港までは、都（港湾局・総務局）が確保する船舶で移送する。

(イ) 陸上移送

受入港から避難先までは、都（財務局）が確保するバス等を中心とした手段で移送する。

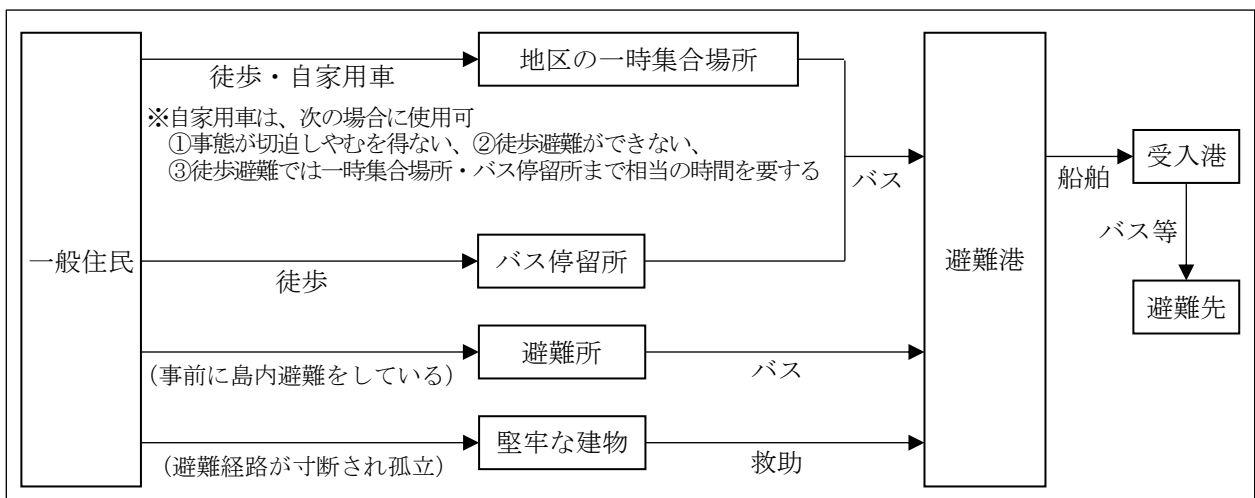


図 島外避難の方法

(3) 移送手段の確保

ア 島内

村は、島内移送の手段として村営バスを確保する。

イ 島外

都（港湾局・総務局）は、海上移送の手段として、東海汽船や協定締結団体などから船舶を確保する。また、海上保安本部、自衛隊に海上移送を要請する。

都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等からバス等を確保する。

(4) 港

ア 避難港

避難港は、三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。

村長は、気象、火山活動、道路・港・海岸の状況等から避難港を選定し、支庁長に報告する。

イ 受入港

受入港は東京港を基本とし、都（港湾局）が東京港内に船舶の係留場所を確保する。また、近隣の港を利用する必要がある場合は、都（総務局）が近隣県と調整する。

(5) 避難先

都（総務局・福祉保健局）は、受入港からの距離や避難者数などを踏まえ、東京港周辺区（千代田区、中央区、港区、江東区、品川区など）や都各局などと調整し、避難先を決定する。

(6) 避難誘導

ア 島内

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

(イ) 避難方向の指示

村は、支庁からの情報（都道の路面状況等）や火山防災連絡事務所からの情報（噴火場所、降灰方向など）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、村防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、村からの指示に基づき、地区長等の引率者および避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

(ウ) 車両誘導

警察署は、避難港周辺で車両を誘導する。

(エ) 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

(オ) 船舶への誘導

村は、船舶への誘導に当たり、乗船者名簿により乗船者の確認を行う。また、船舶への誘導については、支庁や消防団などの関係機関の協力を得て実施する。

イ 島外

都（福祉保健局）は、受入港から避難先までの避難誘導について、警視庁等の関係機関の協力を得て実施する。

4 児童・生徒等の避難

(1) 避難情報の伝達

村は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

支庁は、生徒の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

(2) 避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に村または支庁から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

5 避難行動要支援者の避難

(1) 避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

区分	噴火ケース	基準
避難準備	山頂噴火	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合
島内避難	山頂噴火	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火が発生した場合
	山腹噴火	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合
島外避難	山頂噴火	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合
	山腹噴火	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、村、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して行う。

(3) 島内避難

避難行動要支援者の島内における避難先は、伊豆避難施設とする。ただし、収容できない場合は、神着老人福祉館または伊豆老人福祉館に収容する。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

（４）島外避難

村は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を經由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

６ 来島者の避難

村は、来島者に対して、観光協会、東海汽船、航空会社、宿泊施設などを通じ、島外避難を呼びかける。

また、住民や防災関係機関などの関係者以外の来島を控えるよう、広く一般に呼びかける。

７ 住民の自主避難

（１）島内での自主避難

村は、島内での自主避難を希望する住民に対して、伊豆避難施設を開放するとともに、食料や生活必需品などを携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

（２）島外への自主避難

村は、住民に対して、島外の親戚、知人宅などに自主避難する場合には、村または自治会責任者に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。なお、自治会責任者は、住民から所在について連絡があった場合、村役場に連絡する。

村は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成して、自治会責任者と共有する。

８ 避難に際し住民のとりべき対応

避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。

- 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難所などを、防災のしおりや防災マップで把握しておくこと。
- 事前に、避難の際の携帯品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。
- 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。
- 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官、消防団員）および地区長等の引率者の指示に従うこと。
- 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- 島外へ自主避難をする場合は、村役場または自治会責任者に連絡先等を報告すること。
また、空港や港に自家用車を放置しないこと。
- ペットと同行避難する場合は、第７章３に定める留意事項を守ること。
- 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

第7章 避難に伴う対応措置

1 医療救護

村は、噴火による傷病者の対応を、中央診療所または避難所に設置する救護所において行う。
なお、中央診療所での対応が困難な場合は、支庁から都（島しょ保健所）を通じ、都（福祉保健局）に応援または患者の島外への搬送を要請する。

都（福祉保健局）は、村から要請があった場合、中央診療所への都医療救護班の派遣等または島外の医療機関への搬送を行う。

2 行方不明者等の搜索・救助

行方不明者または要救助者が発生した場合、警察署、消防本部、消防団は、搜索または救助を行う。また、村は、必要に応じて、支庁を経由し、都（総務局）に応援を要請する。

都（総務局）は、村から要請があった場合、関係機関に搜索または救助を要請する。

3 ペットの同行避難

ペットは、同行避難を可とする。

なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。

- 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバックに収容すること。
- ペット用の餌、水、食器、トイレ用品などのペット用品を携行すること。
- 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。
- 避難所の管理者、現地動物救護本部などの指示に従い、適正な飼養に努めること。

4 残留機関の現地活動対策

島外避難に当たっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測などの現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内や洋上の船舶、近隣の島などに、状況に応じて設置する。

現地活動を行うに当たっては、村に活動内容や規模などを届け出ること。また、細心の注意を払うとともに、火山活動の推移により避難が必要になった場合の避難方法について、あらかじめ検討すること。

第8章 避難生活

1 島内での避難生活

(1) 避難所の開設

避難所は、原則として伊豆地区周辺の避難施設を使用する。避難施設は、伊豆避難施設を優先的に使用し、収容できない場合は、近隣の三宅小学校、三宅中学校、三宅村コミュニティセンターに収容する。

ただし、神着・伊豆・伊ヶ谷地区が避難対象地域となった場合は、阿古地区および坪田地区の公共施設を使用する。

なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所事務所の開設

避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。

イ 自主運営組織の確立

避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自治会等の代表者による自主運営組織を確立する。

組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。

村職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。

ウ 避難所担当職員会議

村は、避難所担当職員を定期的に村役場（村災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策などの諸対策について情報交換や協議を行う。

避難所担当職員は、村（村災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。

エ 避難環境の整備

村は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。

- 生活、休憩、更衣などのスペース確保
- 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性など）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮
- 避難者のプライバシー確保
- 飲料水や食品の安全確保
- トイレ機能の確保
- 室内、トイレ、ごみ保管場所などの衛生管理
- 防犯対策
- 救護所の設置
- 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止
- 冷暖房、公衆電話、掲示板などの設置

（３）救援体制

ア 食料・生活必需品等の供給

（ア）食料の供給

村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄または調達する食料を支給し、体制が整った後は、避難所や給食センターなどの調理施設を活用した炊き出しを実施する。

なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。

（イ）生活必需品等の供給

村は、備蓄または調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に生活必需品等の調達を要請する。

（ウ）食料・生活必需品等の輸送拠点

調達した食料および生活必需品等の輸送拠点は、村役場および公共施設等とする。

イ 健康管理

村は、体調不良を訴える避難者等への対応を、中央診療所または避難所に設置する救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

都（福祉保健局）は、村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。また、こころのケアについて、必要に応じて、巡回精神相談チームの避難所等への派遣、電話相談窓口や外来相談窓口の設置を行う。

（４）要配慮者対策

村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者など）を、状況に応じて伊豆避難施設等に収容する。また、二次避難所（福祉避難所）を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況などを、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署、消防団などの関係機関に連絡する。

村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設または医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

（５）ペット対策

都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

村は、避難所敷地内または近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

都（福祉保健局）は、「動物保護班」および「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

(6) その他

ア 治安の維持

警察署は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、村は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。

警察署は、避難所における防犯のため、村や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報などを呼びかける。

イ 報道機関への対応

村および支庁は、記者発表場所、報道機関の待機場所を設置する。

記者発表は、村長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。

報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。

ウ 相談窓口の設置

村は、必要に応じて庁舎および避難所に相談窓口を設置し、村職員を配置して住民からの相談に当たる。

エ 受援対策

村、警察署、消防本部は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保などの受援対策に努める。

2 島外での避難生活

避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する。

【マニュアル編】

第1部 全体・共通事項

第1章 マニュアル編の構成

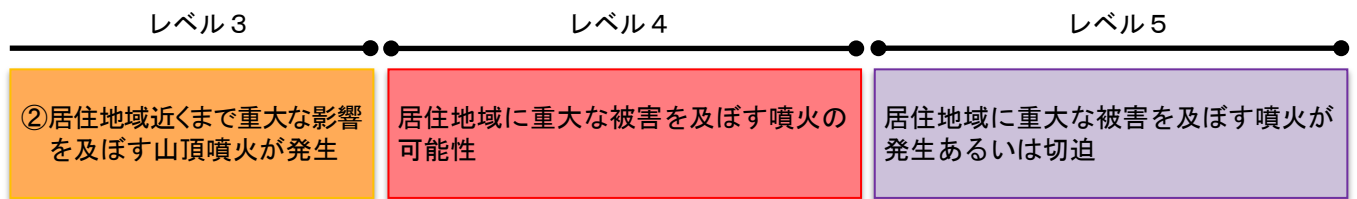
マニュアル編は、全体事項や各噴火警戒レベルに共通する事項をまとめた第1部、噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに各機関の対応をまとめた第2部により構成される。

表 マニュアル編の構成

第1部 全体・共通事項 …………… マ-1 第1章 マニュアル編の構成 …………… マ-1 第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安 …………… マ-2 第3章 防災関係機関の体制 …………… マ-4 1 防災関係機関の活動態勢 2 情報連絡体制 3 共同検討体制 第4章 防災関係機関の対応 …………… マ-6 1 噴火警報・予報の伝達 2 避難情報の発令 3 自衛隊への災害派遣要請 第2部 噴火警戒レベル別マニュアル …………… マ-10 第1章 噴火警戒レベル1 …………… マ-10 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制 第2章 噴火警戒レベル2 …………… マ-14 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制 第3章 噴火警戒レベル3 …………… マ-18 <①噴火の可能性>…………… マ-18 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制 (2) 避難対応 ア 避難行動要支援者（避難準備） <②噴火が発生>…………… マ-23 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制 (2) 避難対応 ア 避難行動要支援者（島内避難） イ 来島者（島外避難） 第4章 噴火警戒レベル4 …………… マ-30 I 山頂噴火 …………… マ-30 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢	3 各機関の対応 (1) 立入規制 (2) 避難対応 ア 一般住民（避難準備） イ 避難行動要支援者（島外避難） ウ 来島者（島外避難） II 山腹噴火 …………… マ-39 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制 (2) 避難対応 ア 一般住民（避難準備） イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難） ウ 来島者（島外避難） 第5章 噴火警戒レベル5 …………… マ-48 I 山頂噴火 …………… マ-48 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制 (2) 避難対応 ア 一般住民（島外避難） イ 避難行動要支援者（島外避難） <<詳細資料>> ・島外避難計画（避難港まで） II 山腹噴火 …………… マ-59 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安 2 各機関の活動態勢 3 各機関の対応 (1) 立入規制 (2) 避難対応 ア 一般住民（島内避難／島外避難） イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難） ウ 来島者（島外避難） <<詳細資料>> ・島内避難計画（避難対象地域別避難計画） ・島外避難計画（避難港まで） 第6章 島外関係機関の対応（島外避難） …………… マ-78 1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5） 2 一般住民（噴火警戒レベル5）
---	--

第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒レベル		レベル 1	レベル 2		レベル 3
		活火山であることに留意	①雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火の可能性	②雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火が発生	①居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性
想定される噴火ケースと火山現象	≪山頂噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流】≫				
	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内に影響する程度の噴火の可能性 ・定常的に発生している山頂カルデラ直下の地震活動の高まり ・山頂カルデラ直下の定常的な地震活動とは異なる場所で火山性地震が数日以上継続 ・火山性微動の多発あるいは連続微動が数日以上継続 ・カルデラ底や側壁の熱異常域の拡大や噴気活動の増大 ・山頂カルデラ縁近傍～雄山環状線内側まで大きな噴石が飛散 ・山頂カルデラ付近の定常的な地震活動とは異なる場所で地震活動の増大 ・山頂カルデラ付近を震源とする火山性連続微動の振幅の増大 ・山頂カルデラ付近の浅部の山体膨張を示す明瞭かつ急激な地殻変動が発生 ・雄山環状線付近まで頻繁に大きな噴石が飛散				
避難対応	≪山頂噴火≫				
	火口内および近傍立入規制	立入規制（雄山環状線から山頂側の範囲）		立入規制（居住地域の	
		避難行動要支援者の避難準備			
※必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。 ※自主避難については、レベルに限らず対応する。 ※火山活動の状況や避難行動への影響などにより、避難対応はこの限りではない。 ※本計画においては、避難行動要支援者に社会福祉施設入所者および入院患者を含む。					



・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね2km以内まで大きな噴石が飛散	・噴煙柱が4,000m以上に達するような大規模なマグマ水蒸気噴火あるいはマグマ噴火が発生し、居住地域に多量の降灰（小さな噴石を含む。） ・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね2km以内まで頻繁に大きな噴石が飛散 ・山頂カルデラおよびその近傍に影響を及ぼす火砕流が発生 ・噴火活動継続中に、山頂付近の山体膨張を示す明瞭な地殻変動が発生	・山頂カルデラ縁から概ね2kmを超えて大きな噴石が飛散 ・雄山環状線付近に達する火砕流が発生 ・大量の火山ガスが継続的に放出
---	--	--

《山腹噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ】》 ・山頂カルデラ外側～海岸付近において、火山性地震あるいは火山性微動がほぼ連続的に発生し始め、加えて地殻変動が観測された場合 ・地殻変動を伴う浅部の火山性地震や火山性微動の多発が更に進行し、その発生場所を山腹～居住地域に特定 ・火山性地震の多発とともに、山腹～居住地域に地割れ等の顕著な地殻変動 ・山腹～居住地域でマグマ噴火が発生 ・標高200m以下の陸域や海岸線付近の浅い海域でマグマ水蒸気噴火が発生 ・居住地域に大きな噴石または火砕流、火砕サージが到達		
---	--	--

境界から山頂側の範囲)	立入規制（居住地域までの必要な範囲）	
	一般住民の避難準備	一般住民の島外避難
避難行動要支援者の島内避難	避難行動要支援者の島外避難	
来島者の島外避難		

《山腹噴火》	
立入規制（噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲）	
一般住民の避難準備	一般住民の島内避難／島外避難
避難行動要支援者の島内避難／島外避難	
来島者の島外避難	
※山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。	

第3章 防災関係機関の体制

1 防災関係機関の活動態勢

村、支庁、警察署、消防本部、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル	村	支庁	警察署	消防本部	消防団	都
レベル5	災害対策本部 第四次 非常配備態勢	地方隊 ～ 災害即応態勢	現場警備本部	第四次 非常配備態勢	第四次 非常配備態勢	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4		災害即応態勢 ～				応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部
レベル3	第四次 非常配備態勢	情報連絡態勢				～ 情報連絡態勢
レベル2	情報監視態勢	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢	連絡室設置	情報監視態勢	—	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
レベル1	通常態勢	通常体制	通常体制	通常態勢	—	情報監視態勢

2 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

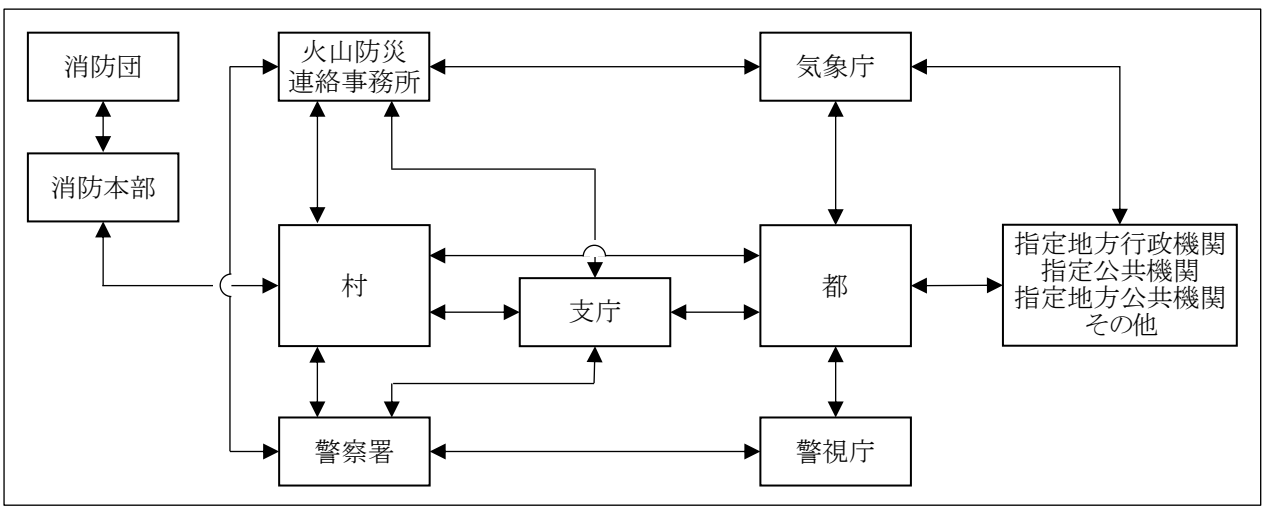


図 情報連絡体制

3 共同検討体制

(1) 平常時

村、支庁、警察署、火山防災連絡事務所は、火山活動が活発化した場合の対応について、四者連絡会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

三宅島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

(2) 火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

(ア) 四者連絡会

村は、四者連絡会において、避難対応に係る協議等を行う。

また、四者連絡会における協議の内容等について、三宅島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有などを行う。

(イ) 合同会議

村は、避難対応に係る協議等を行う体制として四者連絡会よりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制などは、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容などを踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測などの助言を求める場合は、三宅島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
四者連絡会	村長 支庁長 警察署長 火山防災連絡事務所長	・火山活動に関する情報の収集、分析に関する事項 ・火山活動の見通しに関する事項 ・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項
合同会議	村、支庁・都、警察署、火山防災連絡事務所・気象庁、火山専門家、消防本部・消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、ライフライン事業者など ※村と支庁・都が協議の上、決定する	・規制方法、規制範囲の周知などの立入規制に関する事項 ・避難行動が必要となる時期 ・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 ・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設などの避難に関する事項

イ 国の現地対策本部等との連携

都および村は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

(3)「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性がある場合または発生した場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、中央診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に、山頂噴火の可能性がある場合は「避難準備」を、噴火が発生した場合は「島内避難」を伝達する。

(4)「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」および「避難指示（緊急）」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは、「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	○ 山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性

(5) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路および手段により行う。

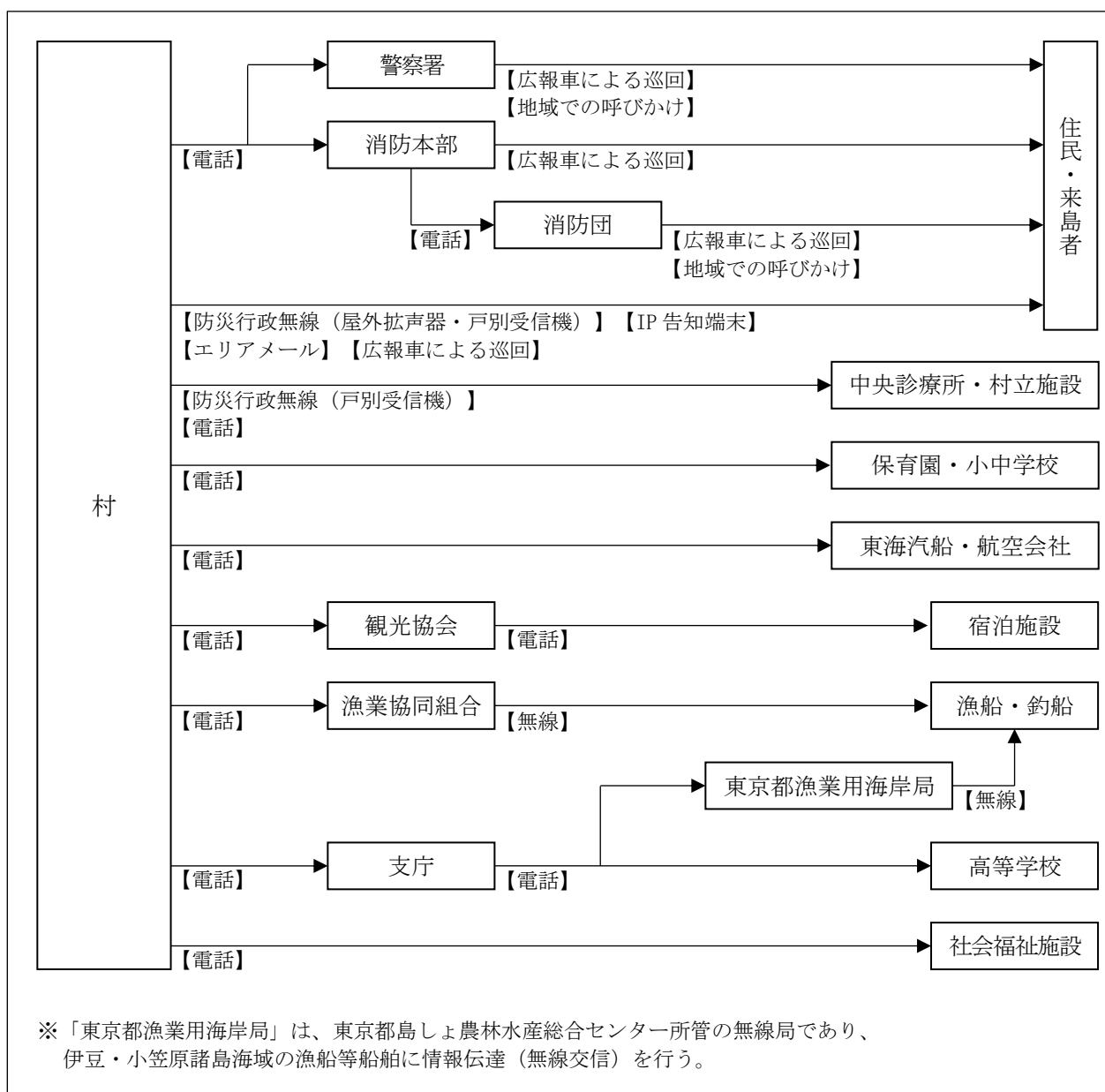


図 避難情報の伝達経路および伝達手段

3 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、または村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

村長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、村に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

（２）災害派遣部隊の受入れ

村は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、舟艇等接岸可能地、グラウンドなどを確保する。

部隊の進出等に係るヘリポートは、三宅島空港、三宅村場外離着陸場、グラウンド等を使用する。

（３）災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおり。

表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機など状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送などを行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	○ 行方不明者、負傷者などが発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸などの決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路または水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護および防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護および防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員および物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊などの支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安および除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項までおよび第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第2部 噴火警戒レベル別マニュアル

第1章 噴火警戒レベル1（山頂噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒レベル	● レベル1 ● ● レベル2 ●	
	活火山であることに留意	①雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火の可能性 ②雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火が発生
想定される火山現象	火山活動は静穏、状況により山頂火口内に影響する程度の噴火の可能性	- 定常的に発生している山頂カルデラ直下の地震活動の高まり - 山頂カルデラ直下の定常的な地震活動とは異なる場所で火山性地震が数日以上継続 - 火山性微動の多発あるいは連続微動が数日以上継続 - カルデラ底や側壁の熱異常域の拡大や噴気活動の増大
避難対応	【火口内および近傍立入規制】 - 山頂火口 - 火口縁から海岸方向に約100mまでの範囲 - 主火孔から半径500mの範囲	【立入規制】 雄山環状線から山頂側の範囲

※平常時における対応については、「本編 第2部 平常時からの備え」を参照

2 各機関の活動態勢

村	通常態勢
支庁	通常体制
警察署	通常体制
消防本部／団	通常態勢／－
火山防災連絡事務所	通常態勢
都	情報監視態勢

3 各機関の対応

実施項目			村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
現象発生時 対応	立入規制	☐ 現地情報の把握、共有	●	●	▲	▲	●		マ-12
		☐ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	●						
		☐ 表示板の設置	●	▲					
継続対応	立入規制	☐ 現地情報の把握、共有	●	▲	▲	▲	●		
		☐ 立入規制の周知	●						
		☐ 立入許可申請の対応	●						
		☐ 立入者の把握	●						

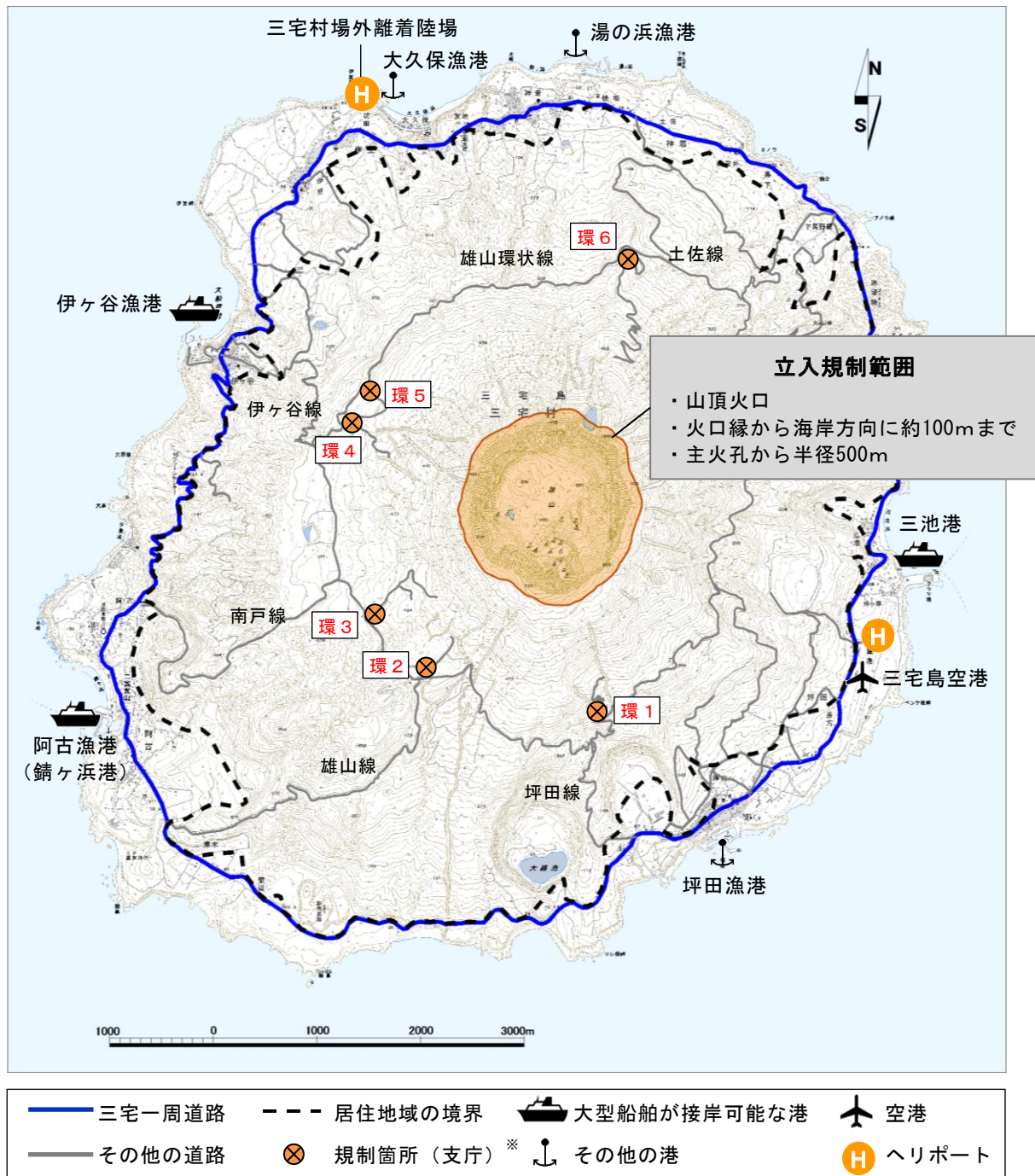
●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

（１）立入規制

■立入規制図



※ 三宅村火山ガスに対する安全確認に関する条例による封鎖箇所（平成 29 年 3 月 31 日現在）

■各機関の役割

村	・ 現地情報の把握 ・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡 ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知 （防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ） ・ 立入者許可申請の対応 ・ 立入者の把握
支庁	・ 現地情報の把握（現象発生時） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）
火山防災 連絡事務所	・ 現地情報の把握

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

3 各機関の対応

実施項目			村	支庁	警察署	消防 本部/団	火山防 災連絡 事務所	都	掲載 ページ
噴火警報 発表時対応	噴火警報 の伝達	☐ 噴火警報の受信	●	●	●	●	●	●	マ-6
		☐ 島内関係機関への伝達	●						
		☐ 住民・来島者への伝達	●						
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		●					
	立入規制	☐ 現地情報の把握、共有	○	○	△	△	○		マ-16
		☐ 立入規制の実施	●	▲	▲		▲		
		☐ 立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲	▲	
		☐ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	○						
		☐ 規制箇所での道路等の封鎖	●	●					
		☐ 表示板の設置	○	△					
		☐ 立入規制の周知	○						
継続 対応	立入規制	☐ 現地情報の把握、共有	○	△	△	△	○		マ-16
		☐ 立入規制の周知	○						
		☐ 立入許可申請の対応	○						
		☐ 立入者の把握	○						
		☐ 規制箇所の巡回	●	●					

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関
②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル1から実施していることを表す。

（１）立入規制

■立入規制図



■各機関の役割

村	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長） ・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡 ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
支庁	・ 現地情報の把握（噴火警報発表時） ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 規制箇所の巡回
火山防災 連絡事務所	・ 現地情報の把握

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第3章 噴火警戒レベル3（山頂噴火）

＜①噴火の可能性＞

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒 レベル	レベル2		レベル3	
	②雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火が発生		①居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性	②居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火が発生
	想定される火山現象	・ 山頂カルデラ縁近傍～雄山環状線内側まで大きな噴石が飛散	・ 山頂カルデラ付近の定常的な地震活動とは異なる場所で地震活動の増大 ・ 山頂カルデラ付近を震源とする火山性連続微動の振幅の増大 ・ 山頂カルデラ付近の浅部の山体膨張を示す明瞭かつ急激な地殻変動が発生 ・ 雄山環状線付近まで頻繁に大きな噴石が飛散	・ 雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね2km以内まで大きな噴石が飛散
避難対応	【立入規制】		【立入規制】	
	・ 雄山環状線から山頂側の範囲		・ 居住地域の境界から山頂側の範囲	
			■ 避難行動要支援者 避難準備	島内避難 ■ 来島者 島外避難

2 各機関の活動態勢

村	第四次非常配備態勢
支庁	情報連絡態勢 ～ 災害即応態勢
警察署	現場警備本部
消防本部／団	第四次非常配備態勢／第四次非常配備態勢
火山防災連絡事務所	緊急業務態勢
都	情報連絡態勢 ～ 災害即応対策本部 ～ 応急対策本部

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	噴火警報の伝達	☐ 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	マ-6	
		☐ 島内関係機関への伝達	○						
		☐ 住民・来島者への伝達	○						
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		○					
	立入規制	☐ 現地情報の把握	○	○	●	●	○	マ-20	
		☐ 立入規制の実施	○	△	△		△		
		☐ 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△		
		☐ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	○						
		☐ 規制箇所での道路等の封鎖	○	○		▲			
		☐ 表示板の設置	○	△					
		☐ 立入規制の周知	○			▲			
	避難経路等の確保	☐ 道路の点検、機能確保	●	●				—	
		☐ 港・空港の点検、機能確保		●					
		☐ 交通規制	▲	▲	●				
	防災機能等の確保	☐ 災害備蓄品の点検	●	●				—	
		☐ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●			
		☐ 装備等の点検等			●	●			
	避難対応	避難行動要支援者（避難準備）							
		☐ 避難準備の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-22
		☐ 避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
		☐ 島内関係機関への伝達	●						
		☐ 社会福祉施設等への伝達	●						
		☐ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	●		●	●			
		☐ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成	●						
		☐ 島内の避難先の確保	●						
		☐ 島内の移送経路・方法の検討	●	▲			▲		
		☐ 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
		☐ 情報共有、調整（島外避難の準備）	●	▲				▲	
		☐ 受入準備（島外避難の準備）						●	
継続対応	立入規制	☐ 現地情報の把握	○	●	●	●	○	マ-20	
		☐ 立入規制の周知	○						
		☐ 立入許可申請の対応	○						
		☐ 立入者の把握	○						
		☐ 規制箇所の巡回	○	○	●				

●：主体となる機関

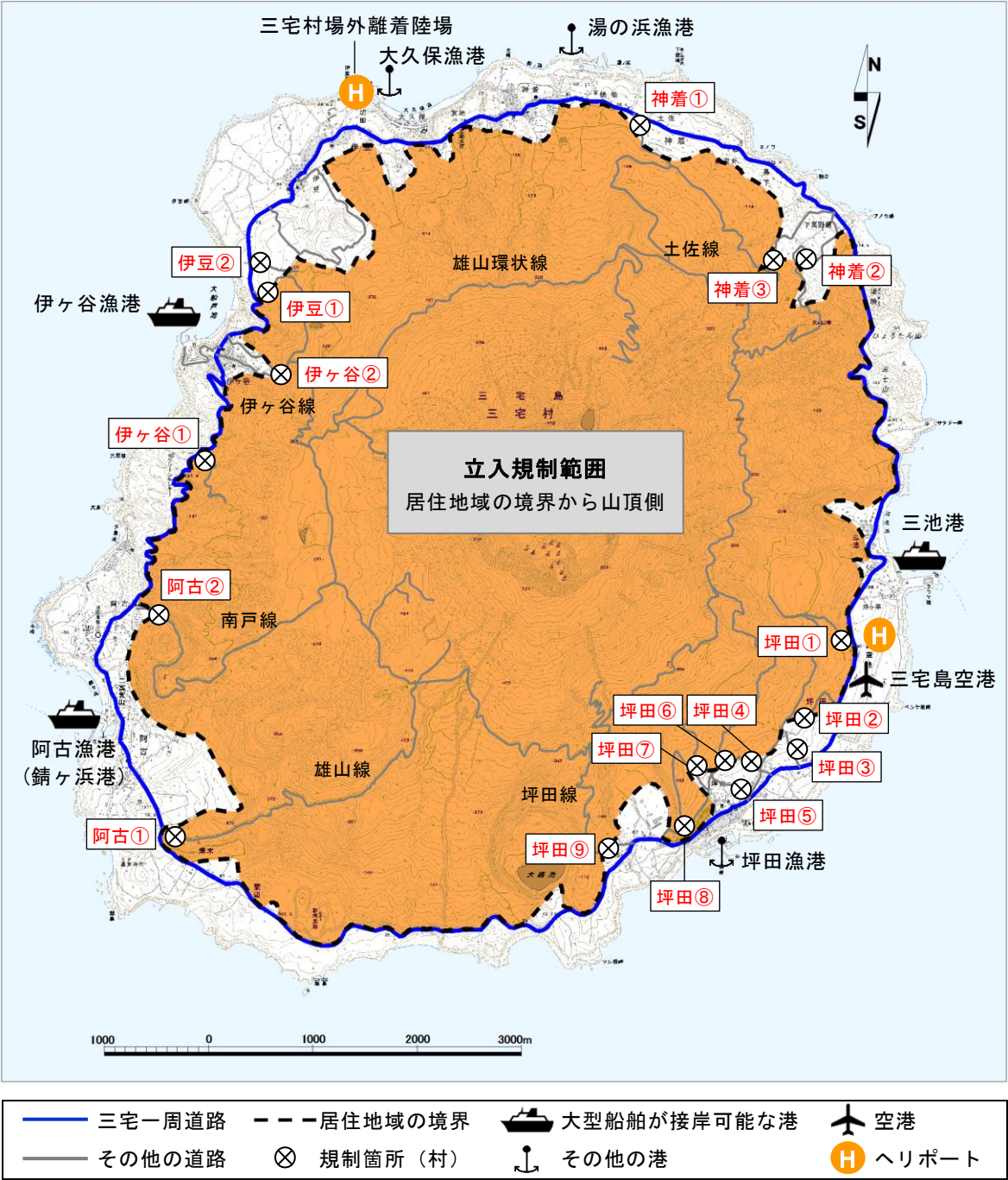
▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル2までに実施していることを表す。

(1) 立入規制

■立入規制図



■各機関の役割

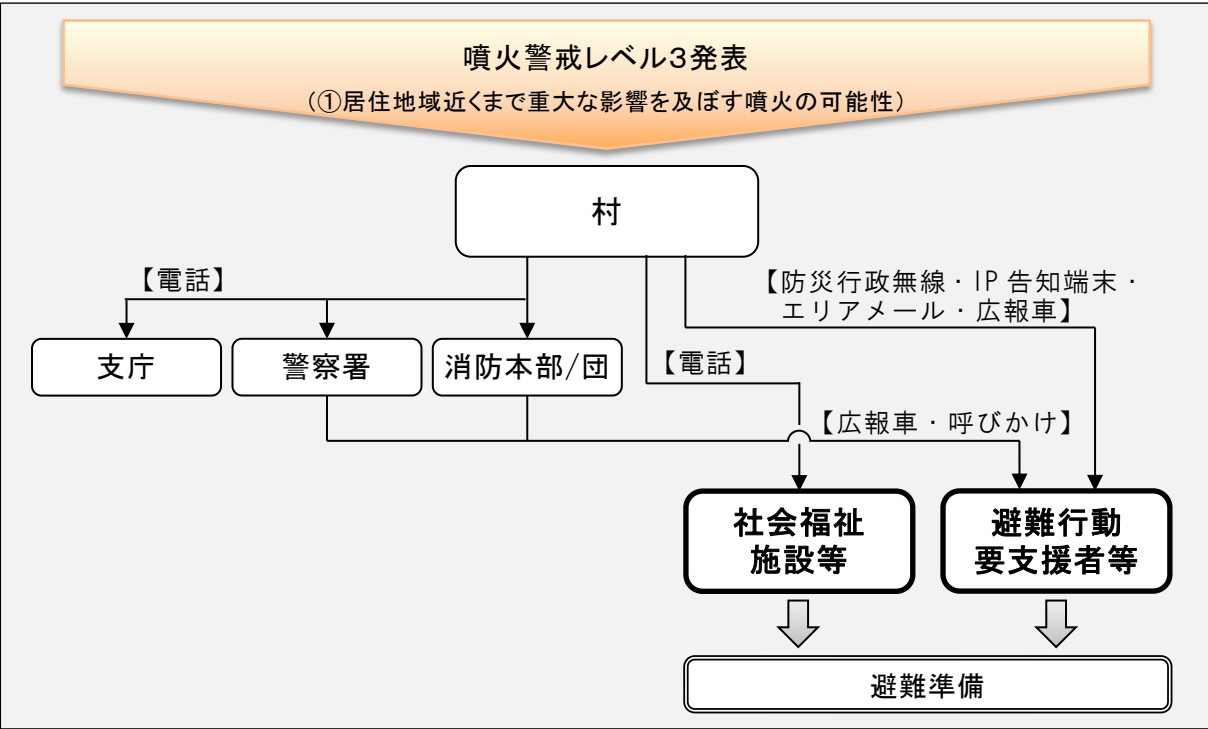
村	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長） ・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡 ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
支庁	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 規制箇所の巡回
警察署	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所の巡回
消防本部／団	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 立入規制の周知
火山防災 連絡事務所	・ 現地情報の把握

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

(2) 避難対応

ア 避難行動要支援者（避難準備）

■フロー図



■各機関の役割

村	・ 避難準備の決定 ・ 避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照） ・ 社会福祉施設等への避難準備の伝達（あじさいの里、中央診療所） ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成 ・ 島内の避難先の確保 ・ 島内の移送経路・方法の検討 ・ 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・ 情報共有、調整（島外避難の準備）
支庁	・ 避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）
警察署	・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）
消防本部／団	・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）
都	・ 受入準備（島外避難の準備） ※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

<②噴火が発生>

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒 レベル		レベル3	レベル4
想定される 火山現象	①居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性 ・山頂カルデラ付近の定常的な地震活動とは異なる場所で地震活動の増大 ・山頂カルデラ付近を震源とする火山性連続微動の振幅の増大 ・山頂カルデラ付近の浅部の山体膨張を示す明瞭かつ急激な地殻変動が発生 ・雄山環状線付近まで頻繁に大きな噴石が飛散	②居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火が発生 ・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね2km以内まで大きな噴石が飛散	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性 ・噴煙柱が4,000m以上に達するような大規模なマグマ水蒸気噴火あるいはマグマ噴火が発生し、居住地域に多量の降灰（小さな噴石を含む。） ・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね2km以内まで頻繁に大きな噴石が飛散 ・山頂カルデラおよびその近傍に影響を及ぼす火砕流が発生 ・噴火活動継続中に、山頂付近の山体膨張を示す明瞭な地殻変動が発生
		【立入規制】 ・居住地域の境界から山頂側の範囲	【立入規制】 ・居住地域までの必要な範囲
避難対応	■ 避難行動要支援者 避難準備	島内避難	一般住民 避難準備 島外避難
		■ 来島者 島外避難	

2 各機関の活動態勢

村	第四次非常配備態勢
支庁	情報連絡態勢 ～ 災害即応態勢
警察署	現場警備本部
消防本部／団	第四次非常配備態勢／第四次非常配備態勢
火山防災連絡事務所	緊急業務態勢
都	情報連絡態勢 ～ 災害即応対策本部 ～ 応急対策本部

3 各機関の対応

実施項目			村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報発表時対応	噴火警報の伝達	☐ 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
		☐ 島内関係機関への伝達	○						
		☐ 住民・来島者への伝達	○						
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		○					
	立入規制	☐ 現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-25
		☐ 立入規制の実施	○	△	△		△		
		☐ 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
		☐ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	○						
		☐ 規制箇所での道路等の封鎖	○	○		△			
		☐ 表示板の設置	○	△					
		☐ 立入規制の周知	○			△			
	避難経路等の確保	☐ 道路の点検、機能確保	○	○					—
		☐ 港・空港の点検、機能確保		○					
		☐ 交通規制	△	△	○				
	防災機能等の確保	☐ 災害備蓄品の点検	○	○					—
		☐ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
		☐ 装備等の点検等			○	○			
	避難行動要支援者（島内避難）								
	避難対応	☐ 島内避難の決定	●	▲	▲	▲/-		▲	マ-27
		☐ 島内避難の決定の報告	●	▲				▲	
		☐ 島内関係機関への伝達	○						
		☐ 社会福祉施設等への伝達	○						
		☐ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			
		☐ 島内の避難先の確保	○						
		☐ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲	▲			
		☐ 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		
		☐ 島内での避難支援	●	●	●	●			
		☐ 島内の避難状況の確認	●	●	●	●			
		来島者（島外避難）							
		☐ 島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-		▲	マ-29
		☐ 島外避難の決定の報告	●	▲				▲	
		☐ 島内関係機関への伝達	●						
		☐ 島外避難の呼びかけ	●		▲	▲			
		☐ 観光協会等への呼びかけの要請	●						
		☐ 観光拠点の巡回	●			●			
		☐ 残留者の確認	●						
継続対応	立入規制	☐ 現地情報の把握	○	○	○	○	○	マ-25	
		☐ 立入規制の周知	○						
		☐ 立入許可申請の対応	○						
		☐ 立入者の把握	○						
		☐ 規制箇所の巡回	○	○	○				

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3①までに実施していることを表す。

(1) 立入規制

■立入規制図



■各機関の役割

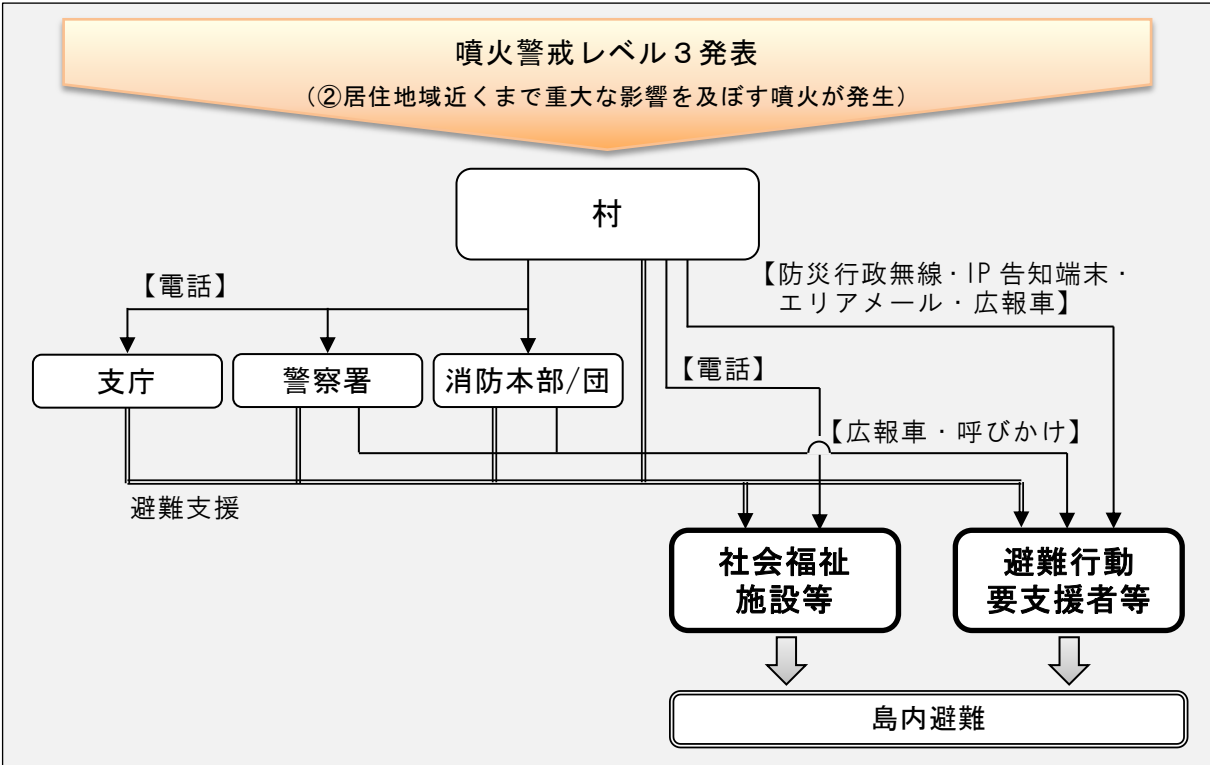
村	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長） ・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡 ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP 告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
支庁	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 規制箇所の巡回
警察署	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所の巡回
消防本部／団	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 立入規制の周知
火山防災 連絡事務所	・ 現地情報の把握

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

(2) 避難対応

ア 避難行動要支援者（島内避難）

■フロー図



■各機関の役割

村	・ 島内避難の決定 ・ 島内避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島内避難の伝達（マ-8参照） ・ 社会福祉施設等への島内避難の伝達（あじさいの里、中央診療所） ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 島内の避難先の確保 ・ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・ 島内の移送経路・方法の検討 ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
支庁	・ 島内避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
警察署	・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
消防本部／団	・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■島内の避難先

施設名	地区名	移送手段
伊豆避難施設	伊豆	・ 村および支庁が手配する車両 ・ 支援者の自家用車
伊豆老人福祉館※		
神着老人福祉館※	神着	

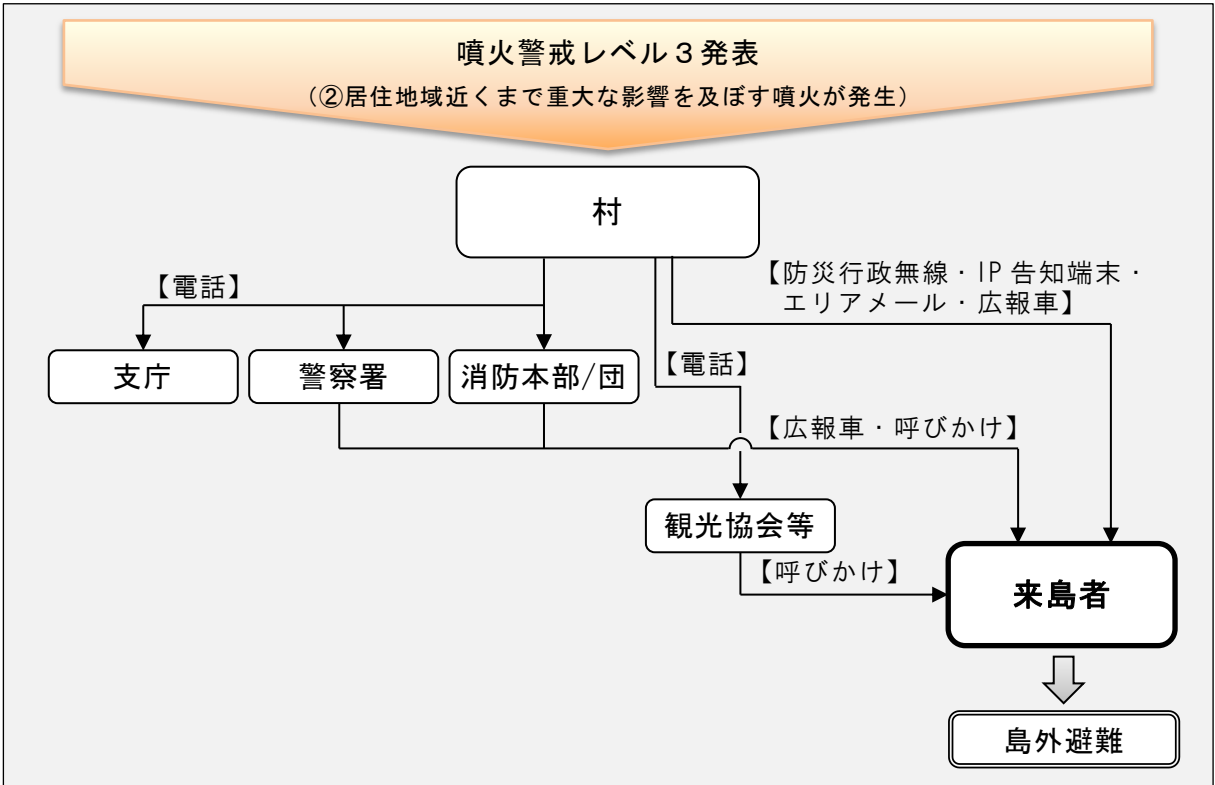
※伊豆避難施設に収容できない場合

■避難所・社会福祉施設等位置図



イ 来島者（島外避難）

■フロー図



■各機関の役割

村	・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照） ・ 島外避難の呼びかけ（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・ 観光拠点の巡回 ・ 残留者の確認
支庁	・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）
警察署	・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）
消防本部／団	・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 観光拠点の巡回

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第4章 噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）

I 山頂噴火

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

レベル3		レベル4		レベル5	
噴火警戒レベル	②居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火が発生	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫	
想定される火山現象	・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね2km以内まで大きな噴石が飛散	・噴煙柱が4,000m以上に達するような大規模なマグマ水蒸気噴火あるいはマグマ噴火が発生し、居住地域に多量の降灰（小さな噴石を含む。） ・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね2km以内まで頻繁に大きな噴石が飛散 ・山頂カルデラおよびその近傍に影響を及ぼす火砕流が発生 ・噴火活動継続中に、山頂付近の山体膨張を示す明瞭な地殻変動が発生		・山頂カルデラ縁から概ね2kmを超えて大きな噴石が飛散 ・雄山環状線付近に達する火砕流が発生 ・大量の火山ガスが継続的に放出	
避難対応	【立入規制】 ・居住地域の境界から山頂側の範囲		【立入規制】 ・居住地域までの必要な範囲		
	■ 避難行動要支援者		■ 一般住民		
	島内避難		避難準備		島外避難
	■ 来島者		島外避難		
			島外避難		

2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部（第四次非常配備態勢）
支庁	情報連絡態勢 ～ 災害即応態勢
警察署	現場警備本部
消防本部／団	第四次非常配備態勢／第四次非常配備態勢
火山防災連絡事務所	緊急業務態勢
都	情報連絡態勢 ～ 災害即応対策本部 ～ 応急対策本部

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	噴火警報の伝達	☐ 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	マ-6	
		☐ 島内関係機関への伝達	○						
		☐ 住民・来島者への伝達	○						
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		○					
	避難情報の発令	☐ 避難情報の発令	●	▲	▲	▲/-		▲	マ-6
		☐ 避難情報発令の報告	●	▲					
		☐ 島内関係機関への伝達	●	●					
		☐ 住民・来島者への伝達	●		●	●			
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		●					
	立入規制	☐ 現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-33
		☐ 立入規制の実施	○	△	△		△		
		☐ 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
		☐ 規制箇所での道路等の封鎖	○	○		△			
		☐ 表示板の設置	○	△					
		☐ 立入規制の周知	○			△			
	自衛隊の災害派遣	☐ 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-8
	避難経路等の確保	☐ 避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲		—
		☐ 道路の点検、機能確保	○	○					
		☐ 港・空港の点検、機能確保		○					
		☐ 交通規制	△	△	○				
	防災機能等の確保	☐ 災害備蓄品の点検	○	○					—
		☐ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
		☐ 装備等の点検等			○	○			
	避難対応	一般住民（避難準備）							
		☐ 避難準備の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-35
		☐ 避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
		☐ 島内関係機関への伝達	●	●					
		☐ 住民への伝達	●		●	●			
		☐ 避難者総数の把握	●	▲	▲	▲			
		☐ 避難所の開設、点検	●						
		☐ 村営バスの配備	●						
		☐ 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
		☐ 避難手順の確認	●	●	●	●		●	
		避難行動要支援者（島外避難）							
		☐ 島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-36
		☐ 島外避難の決定の報告	●	▲				▲	
		☐ 島外への移送の要請	●	▲				▲	
		☐ 島内関係機関への伝達	○						
		☐ 社会福祉施設等への伝達	○						
		☐ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			
	☐ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		▲		
	☐ 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△			

実施項目			村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警戒発表時対応	避難対応	☐ 島外への移送の協議	●	▲				●	マ-36	
		☐ 島内での避難支援	○	○	○	○				
		☐ 島内の避難状況の確認	○	○	○	○				
		来島者（島外避難）								
		☐ 島外避難の決定	○	△	△	△/-			マ-38	
		☐ 島外避難の決定の報告	○	△				△		
		☐ 島内関係機関への伝達	○							
		☐ 島外避難の強い呼びかけ	●		▲	▲				
		☐ 観光協会等への呼びかけの要請	○							
		☐ 観光拠点の巡回	○			○				
☐ 残留者の確認	○									
継続対応	立入規制	☐ 現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-33	
		☐ 立入規制の周知	○							
		☐ 立入許可申請の対応	○							
		☐ 立入者の把握	○							
		☐ 規制箇所の巡回	○	○	○					

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3②までに実施していることを表す。

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

（１）立入規制

■立入規制図



■各機関の役割

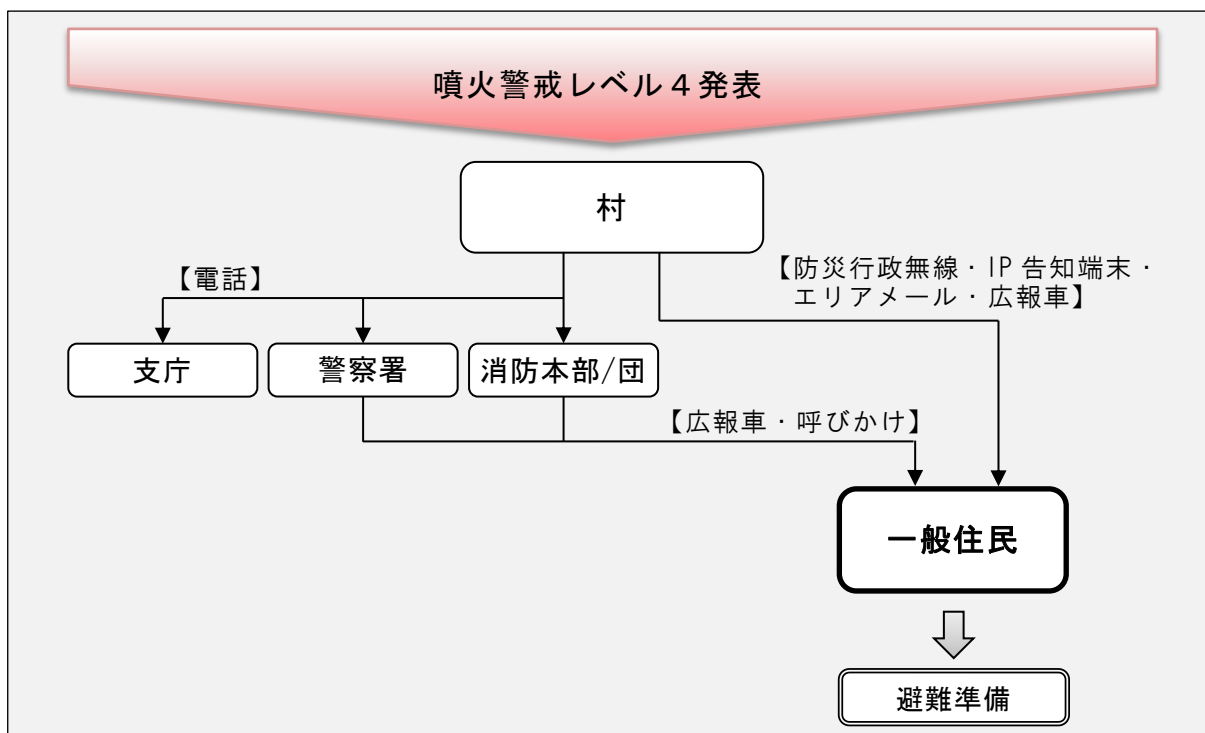
村	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP 告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
支庁	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 規制箇所の巡回
警察署	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所の巡回
消防本部／団	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 立入規制の周知
火山防災 連絡事務所	・ 現地情報の把握

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

（２）避難対応

ア 一般住民（避難準備）

■フロー図



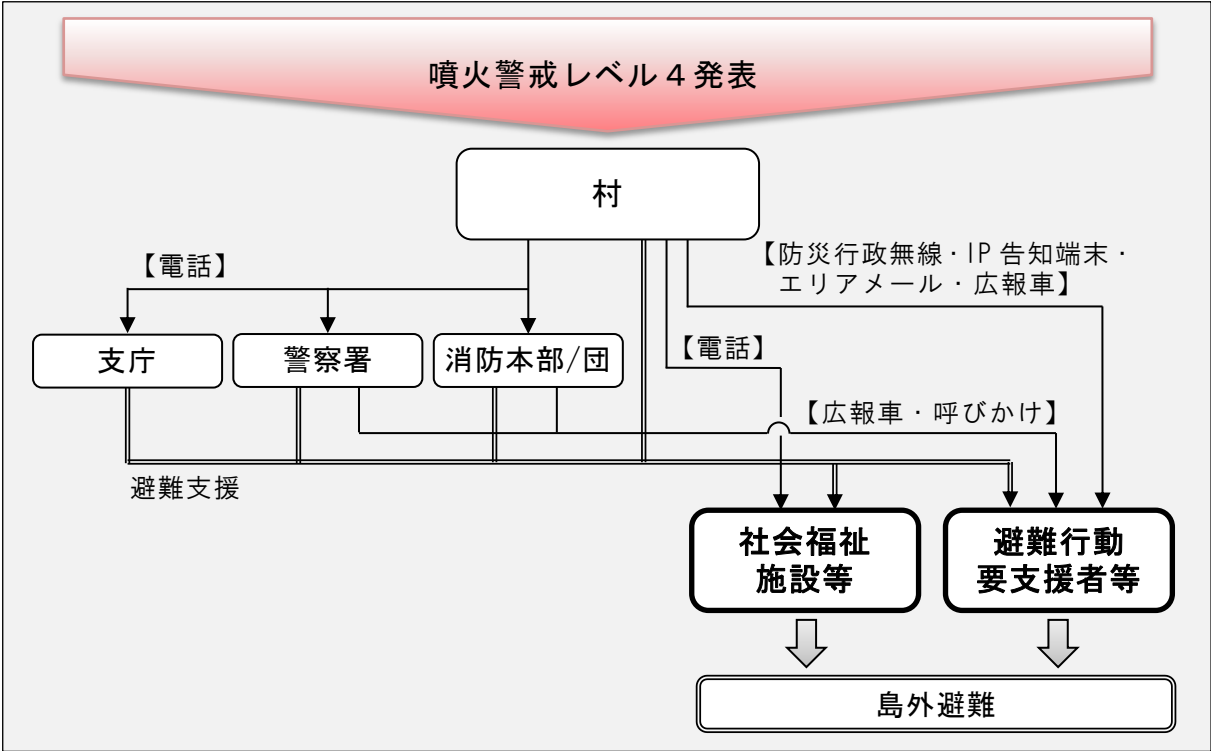
■各機関の役割

村	・避難準備の決定 ・避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照） ・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・避難者総数の把握 ・避難所の開設、点検 ・村営バスの配備 ・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・避難手順の確認
支庁	・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校） ・避難手順の確認
警察署	・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難手順の確認
消防本部／団	・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難手順の確認
都	・避難手順の確認（島外避難の準備） ※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 避難行動要支援者（島外避難）

■フロー図

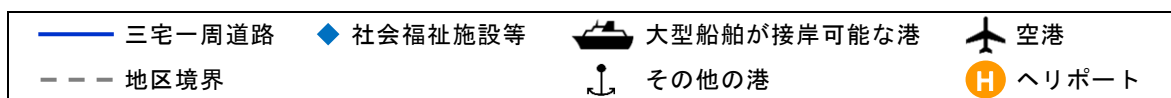


■各機関の役割

村	・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島外への移送の要請（要請先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照） ・ 社会福祉施設等への島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所） ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・ 島内の移送経路・方法の検討 ・ 島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
支庁	・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
警察署	・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
消防本部／団	・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

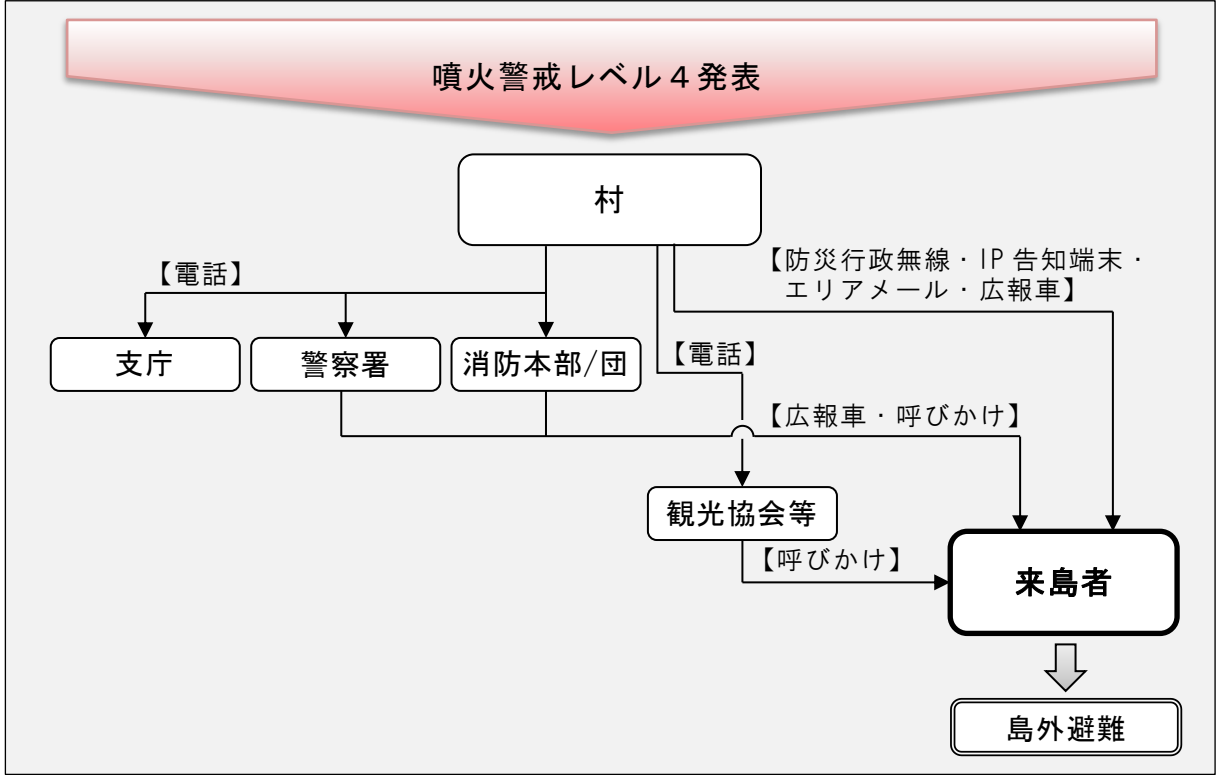
※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■ 社会福祉施設等位置図



ウ 来島者（島外避難）

■フロー図



■各機関の役割

村	・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照） ・ 島外避難の強い呼びかけ（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・ 観光拠点の巡回 ・ 残留者の確認
支庁	・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）
警察署	・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）
消防本部／団	・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 観光拠点の巡回

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

Ⅱ 山腹噴火

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒 レベル	レベル4	レベル5
想定される 火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性 ・ 山頂カルデラ外側～海岸付近において、火山性地震あるいは火山性微動がほぼ連続的に発生し始め、加えて地殻変動が観測された場合	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫 ・ 地殻変動を伴う浅部の火山性地震や火山性微動の多発が更に進行し、その発生場所を山腹～居住地域に特定 ・ 火山性地震の多発とともに、山腹～居住地域に地割れ等の顕著な地殻変動 ・ 山腹～居住地域でマグマ噴火が発生 ・ 標高200m以下の陸域や海岸線付近の浅い海域でマグマ水蒸気噴火が発生 ・ 居住地域に大きな噴石または火砕流、火砕サージが到達
避難対応	※山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。 【立入規制】 ・ 噴火の影響が及ぶ範囲 ・ 噴火の影響が及ぶおそれのある範囲 ■ 一般住民 避難準備 ■ 避難行動要支援者 島内避難／島外避難 ■ 来島者 島外避難	島内避難／島外避難 島内避難／島外避難 島外避難

2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部（第四次非常配備態勢）
支庁	情報連絡態勢 ～ 災害即応態勢
警察署	現場警備本部
消防本部／団	第四次非常配備態勢／第四次非常配備態勢
火山防災連絡事務所	緊急業務態勢
都	情報連絡態勢 ～ 災害即応対策本部 ～ 応急対策本部

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	噴火警報の伝達	☐ 噴火警報の受信	●	●	●	●	●	マ-6	
		☐ 島内関係機関への伝達	●						
		☐ 住民・来島者への伝達	●						
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		●					
	避難情報の発令	☐ 避難情報の発令	●	▲	▲	▲/-		マ-6	
		☐ 避難情報発令の報告	●	▲			▲		
		☐ 島内関係機関への伝達	●	●					
		☐ 住民・来島者への伝達	●		●	●			
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		●					
	立入規制	☐ 現地情報の把握	●	●	●	●	●	マ-42	
		☐ 立入規制の実施	●	▲	▲		▲		
		☐ 立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲		
		☐ 規制箇所での道路等の封鎖	●	●		▲			
		☐ 表示板の設置	●	▲					
		☐ 立入規制の周知	●			▲			
	自衛隊の災害派遣	☐ 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-8
		☐ 避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲		-
	避難経路等の確保	☐ 道路の点検、機能確保	●	●					
		☐ 港・空港の点検、機能確保		●					
		☐ 交通規制	▲	▲	●				
	防災機能等の確保	☐ 災害備蓄品の点検	●	●					-
		☐ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●			
		☐ 装備等の点検等			●	●			
	避難対応	一般住民（避難準備）							
		☐ 避難準備の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-44
		☐ 避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
☐ 島内関係機関への伝達		●	●						
☐ 住民への伝達		●		●	●				
☐ 避難者総数の把握		●	▲	▲	▲				
☐ 避難所の開設、点検		●							
☐ 村営バスの配備		●							
☐ 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）		●							
☐ 避難手順の確認		●	●	●	●		●		
避難行動要支援者（島内避難／島外避難）									
☐ 島内避難／島外避難の決定		●	▲	▲	▲/-			マ-45	
☐ 島内避難／島外避難の決定の報告		●	▲				▲		
☐ 島外への移送の要請（島外避難）		●*	▲*				▲*		
☐ 島内の避難先の確保（島内避難）		●							
☐ 島内関係機関への伝達		●							
☐ 社会福祉施設等への伝達		●							
☐ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	●		●	●					
☐ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲	▲		▲*			

実施項目			村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警戒発表時対応	避難対応	☐ 島内の移送経路・方法の検討	●	▲			▲		マ-45
		☐ 島外への移送の協議（島外避難）	●*	▲*				●*	
		☐ 島内での避難支援	●	●	●	●			
		☐ 島内の避難状況の確認	●	●	●	●			
		来島者（島外避難）							
		☐ 島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-47
		☐ 島外避難の決定の報告	●	▲				▲	
		☐ 島内関係機関への伝達	●						
		☐ 島外避難の強い呼びかけ	●		▲	▲			
		☐ 観光協会等への呼びかけの要請	●						
		☐ 観光拠点の巡回	●			●			
		☐ 残留者の確認	●						
継続対応	立入規制	☐ 現地情報の把握	●	●	●	●	●		マ-42
		☐ 立入規制の周知	●						
		☐ 立入許可申請の対応	●						
		☐ 立入者の把握	●						
		☐ 規制箇所の巡回	●	●	●				

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

*：島外避難の場合のみ

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

(1) 立入規制

■立入規制図



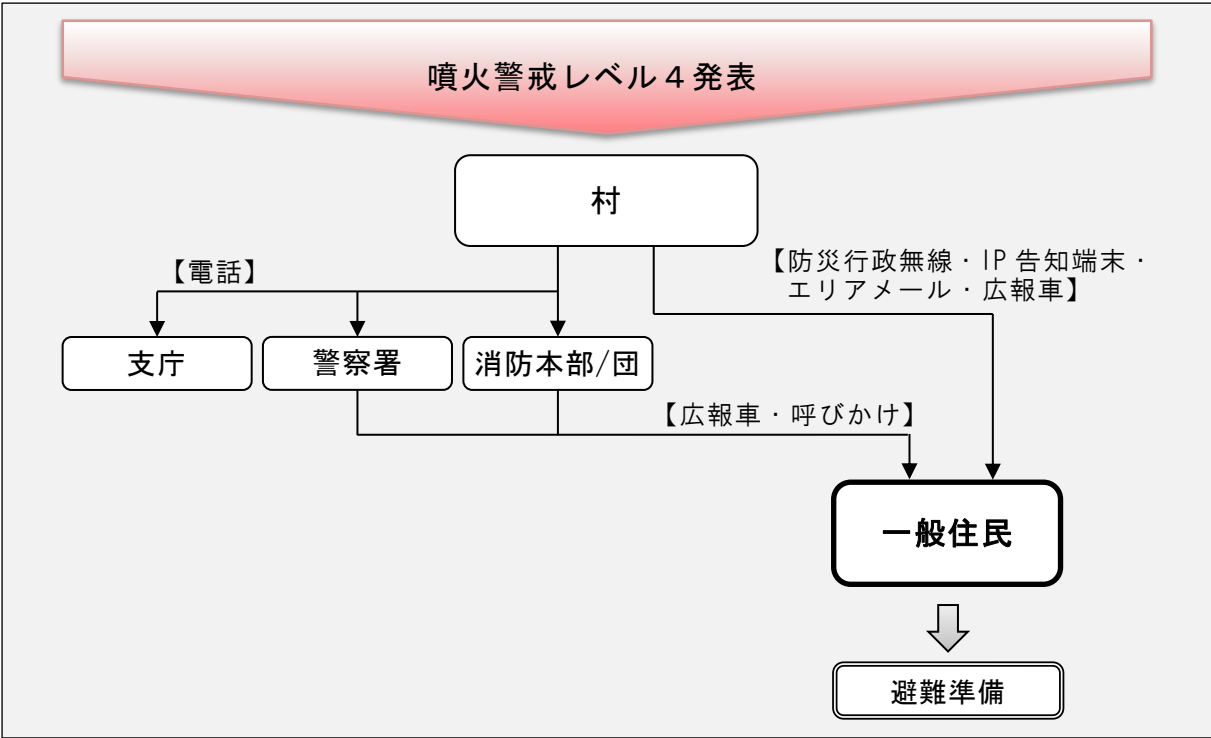
■各機関の役割

村	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP 告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
支庁	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 規制箇所の巡回
警察署	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所の巡回
消防本部／団	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 立入規制の周知
火山防災 連絡事務所	・ 現地情報の把握

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

(2) 避難対応
ア 一般住民（避難準備）

■フロー図



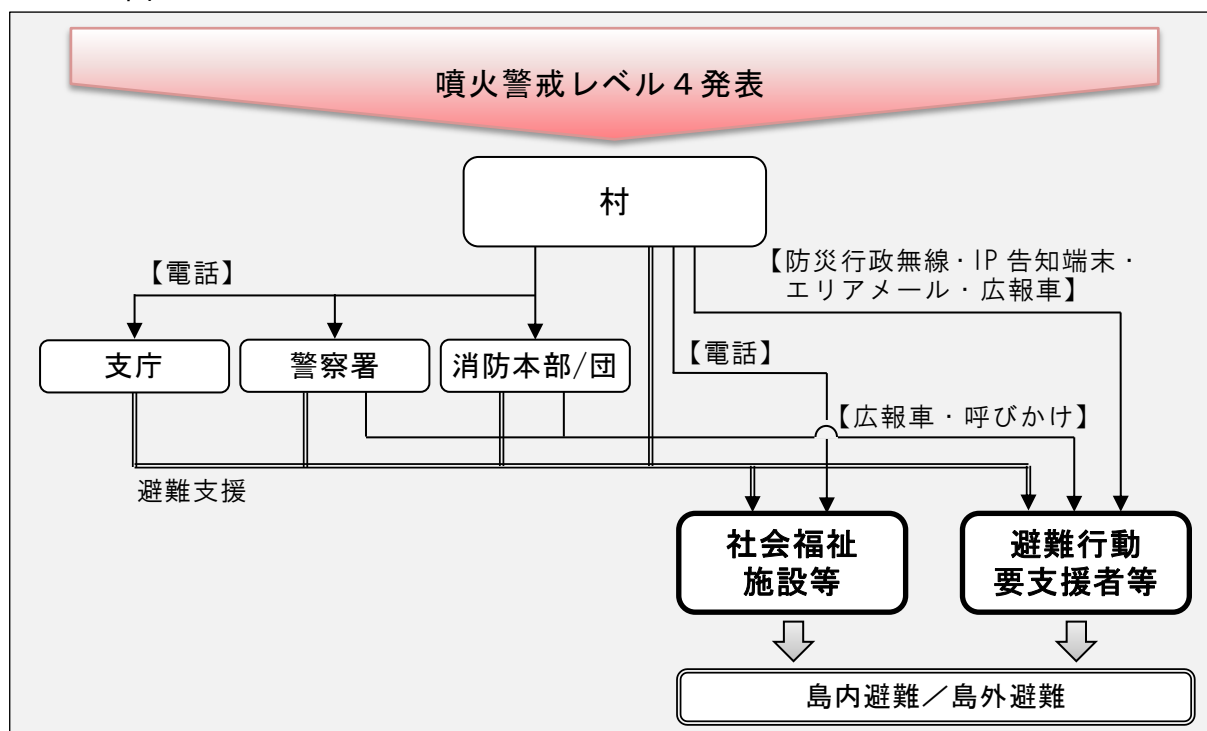
■各機関の役割

村	・避難準備の決定 ・避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照） ・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・避難者総数の把握 ・避難所の開設、点検 ・村営バスの配備 ・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・避難手順の確認
支庁	・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校） ・避難手順の確認
警察署	・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難手順の確認
消防本部／団	・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難手順の確認
都	・避難手順の確認（島外避難の準備） ※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）

■フロー図



■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

村	・島内避難／島外避難の決定 ・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ◎島外への移送の要請（要請先：支庁） ・島内の避難先の確保（島内避難） ・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照） ・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所） ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・島内の移送経路・方法の検討 ◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
支庁	・島内避難／島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ◎島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
警察署	・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
消防本部／団	・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

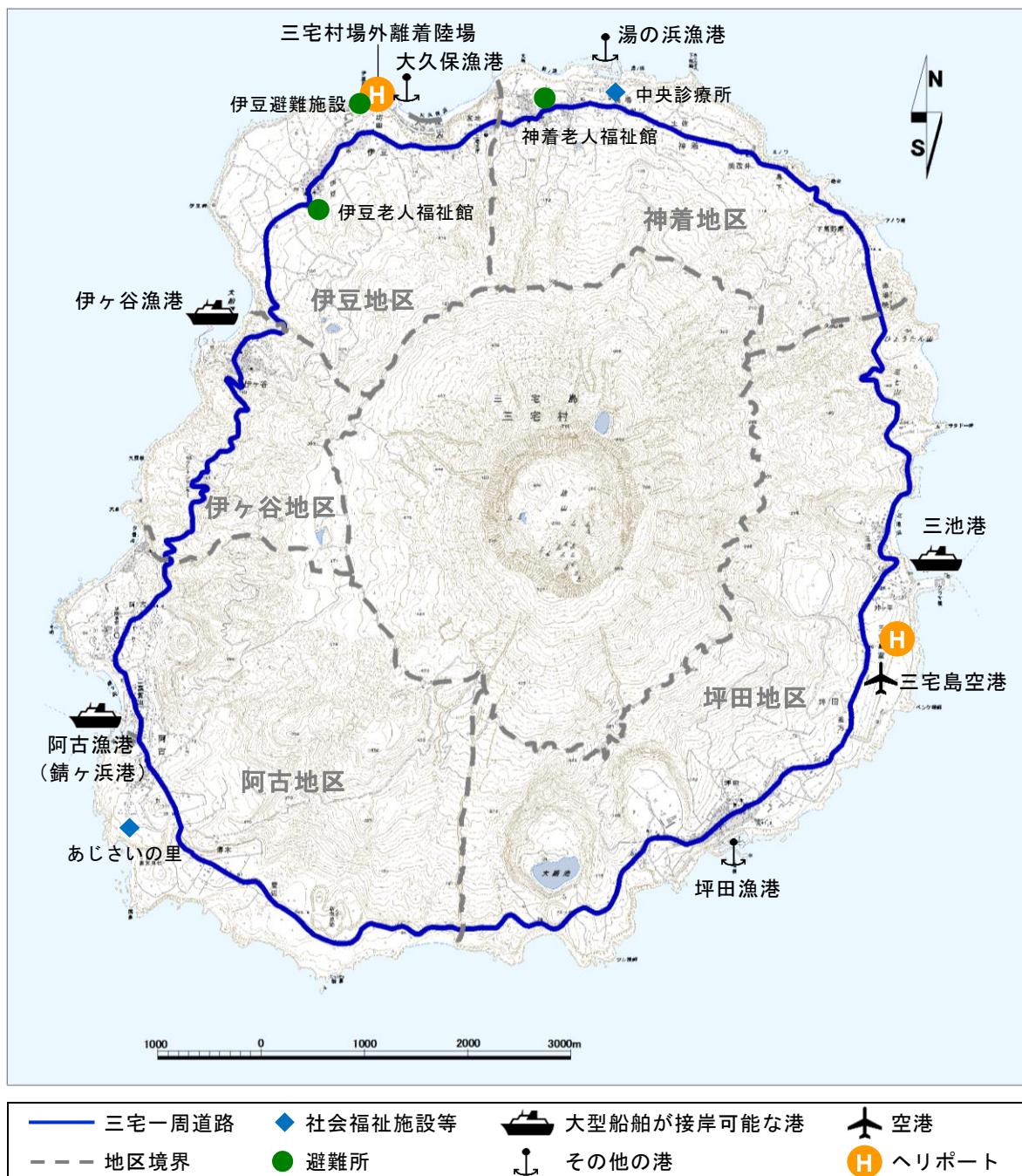
※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■ 島内の避難先（島内避難）

施設名	地区名	移送手段
伊豆避難施設	伊豆	・ 村および支庁が手配する車両 ・ 支援者の自家用車
伊豆老人福祉館※		
神着老人福祉館※	神着	

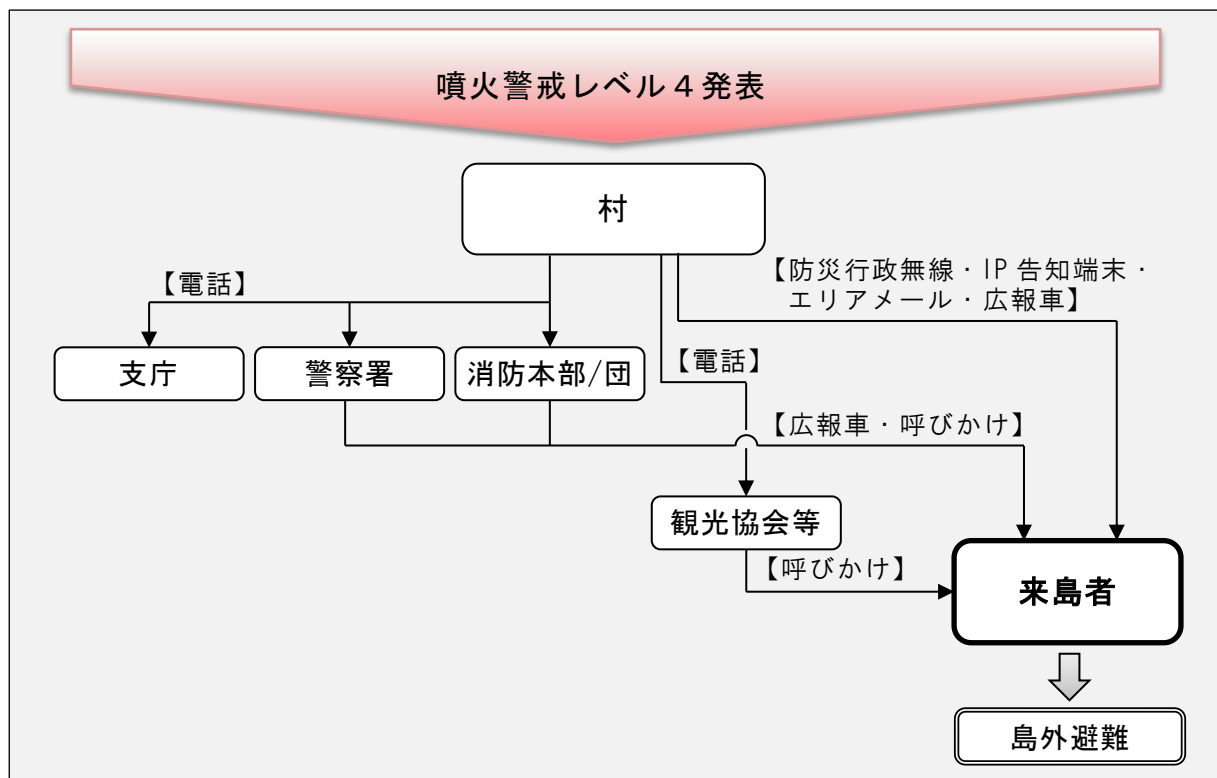
※伊豆避難施設に収容できない場合

■ 避難所・社会福祉施設等位置図



ウ 来島者（島外避難）

■フロー図



■各機関の役割

村	・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照） ・ 島外避難の強い呼びかけ（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・ 観光拠点の巡回 ・ 残留者の確認
支庁	・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）
警察署	・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）
消防本部／団	・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 観光拠点の巡回

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第5章 噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

I 山頂噴火

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒レベル	レベル3	レベル4	レベル5
	②居住地域近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火が発生	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
想定される火山現象	・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね2km以内まで大きな噴石が飛散	・噴煙柱が4,000m以上に達するような大規模なマグマ水蒸気噴火あるいはマグマ噴火が発生し、居住地域に多量の降灰（小さな噴石を含む。） ・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね2km以内まで頻繁に大きな噴石が飛散 ・山頂カルデラおよびその近傍に災害を及ぼす火砕流が発生 ・噴火活動継続中に、山頂付近の山体膨張を示す明瞭な地殻変動が発生	・山頂カルデラ縁から概ね2kmを超えて大きな噴石が飛散 ・雄山環状線付近に達する火砕流が発生 ・大量の火山ガスが継続的に放出
避難対応	【立入規制】 ・居住地域の境界から山頂側の範囲		【立入規制】 ・居住地域までの必要な範囲
		■ 一般住民	
		避難準備	島外避難
	■ 避難行動要支援者		
	島内避難		島外避難
	■ 来島者		
			島外避難

2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部（第四次非常配備態勢）
支庁	災害即応態勢 ～ 地方隊
警察署	現場警備本部
消防本部／団	第四次非常配備態勢／第四次非常配備態勢
火山防災連絡事務所	緊急業務態勢
都	応急対策本部 ～ 災害対策本部

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	噴火警報の伝達	☐ 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	マ-6	
		☐ 島内関係機関への伝達	○						
		☐ 住民・来島者への伝達	○						
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		○					
	避難情報の発令	☐ 避難情報の発令	○	△	△	△/-		マ-6	
		☐ 避難情報発令の報告	○	△			△		
		☐ 島内関係機関への伝達	○	○					
		☐ 住民・来島者への伝達	○		○	○			
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		○					
	立入規制	☐ 現地情報の把握	○	○	○	○	○	マ-51	
		☐ 立入規制の実施	○	△	△		△		
		☐ 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△		
		☐ 規制箇所での道路等の封鎖	○	○		△			
		☐ 表示板の設置	○	△					
		☐ 立入規制の周知	○			△			
	自衛隊の災害派遣	☐ 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8
	避難経路等の確保	☐ 避難経路の検討	○	△	△	△	△	—	
		☐ 道路の点検、機能確保	○	○					
		☐ 港・空港の点検、機能確保		○					
		☐ 交通規制	△	△	○				
	防災機能等の確保	☐ 災害備蓄品の点検	○	○				—	
		☐ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
		☐ 装備等の点検等			○	○			
	避難対応	一般住民（島外避難）＊							
		☐ 島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-53
		☐ 島外避難の決定の報告	●	▲				▲	
		☐ 島外への移送の要請	●	▲				▲	
		☐ 島内関係機関への伝達	○	○					
☐ 住民への伝達		○		○	○				
☐ 避難者総数の把握		○	△	△	△				
☐ 避難手順の確認		○	○	○	○		○		
☐ 村営バスの配備		○							
☐ 島外への移送手段の確保							●		
☐ 避難港の決定、報告		●	▲						
☐ 避難者リストの作成、共有		●	▲	▲	▲		▲		
☐ 避難誘導者の配置		●		▲	▲				
☐ 引率者の選定		●							
☐ 島内の避難誘導（乗船まで）		●	▲	▲	▲				
☐ 乗船リストの作成		●							
☐ 島内の残留者の確認		●		●	●				
☐ 島内の避難完了の確認		●	●	●	●				
☐ 避難先の決定							●		
☐ 避難先別の避難者振り分け	●					●			

実施項目			村	支庁	警察署	消防 本部/団	火山防 災連絡 事務所	都	掲載 ページ
噴火警 報発 表時 対応	避難対応	避難行動要支援者（島外避難）							
		□島外避難の決定	○	△	△	△/-			マ-55
		□島外避難の決定の報告	○	△				△	
		□島外への移送の要請	○	△				△	
		□島内関係機関への伝達	○						
		□社会福祉施設等への伝達	○						
		□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			
		□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		△	
		□島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		
		□島外への移送の協議	○	△				○	
		□島内での避難支援	○	○	○	○			
		□島内の避難状況の確認	○	○	○	○			
継続 対応	立入規制	□現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-51
		□立入規制の周知	○						
		□立入許可申請の対応	○						
		□立入者の把握	○						
		□規制箇所の巡回	○	○	○				

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

*：来島者の避難は、一般住民の避難対応に準じる。

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施していることを表す。

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

（１）立入規制

■立入規制図



■各機関の役割

村	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP 告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
支庁	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 規制箇所の巡回
警察署	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所の巡回
消防本部／団	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 立入規制の周知
火山防災 連絡事務所	・ 現地情報の把握

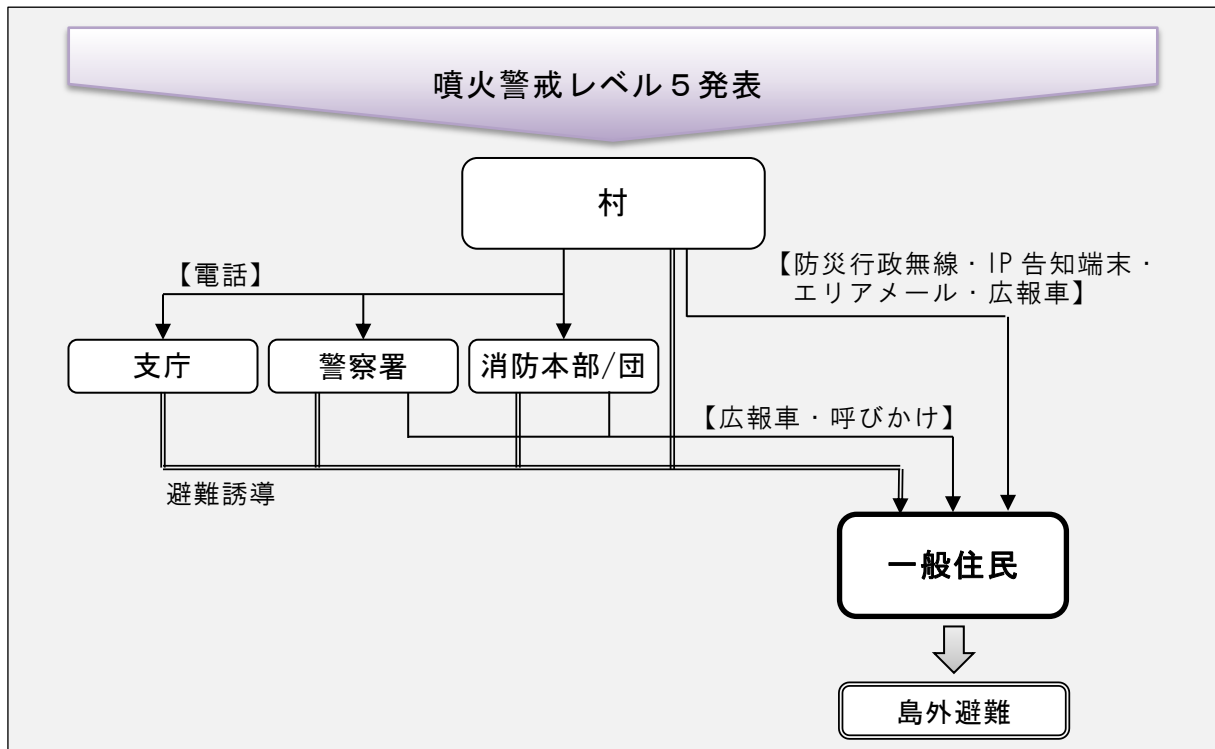
※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

（２）避難対応

ア 一般住民（島外避難）

※来島者の避難は、一般住民の避難対応に準じる。

■フロー図



■各機関の役割

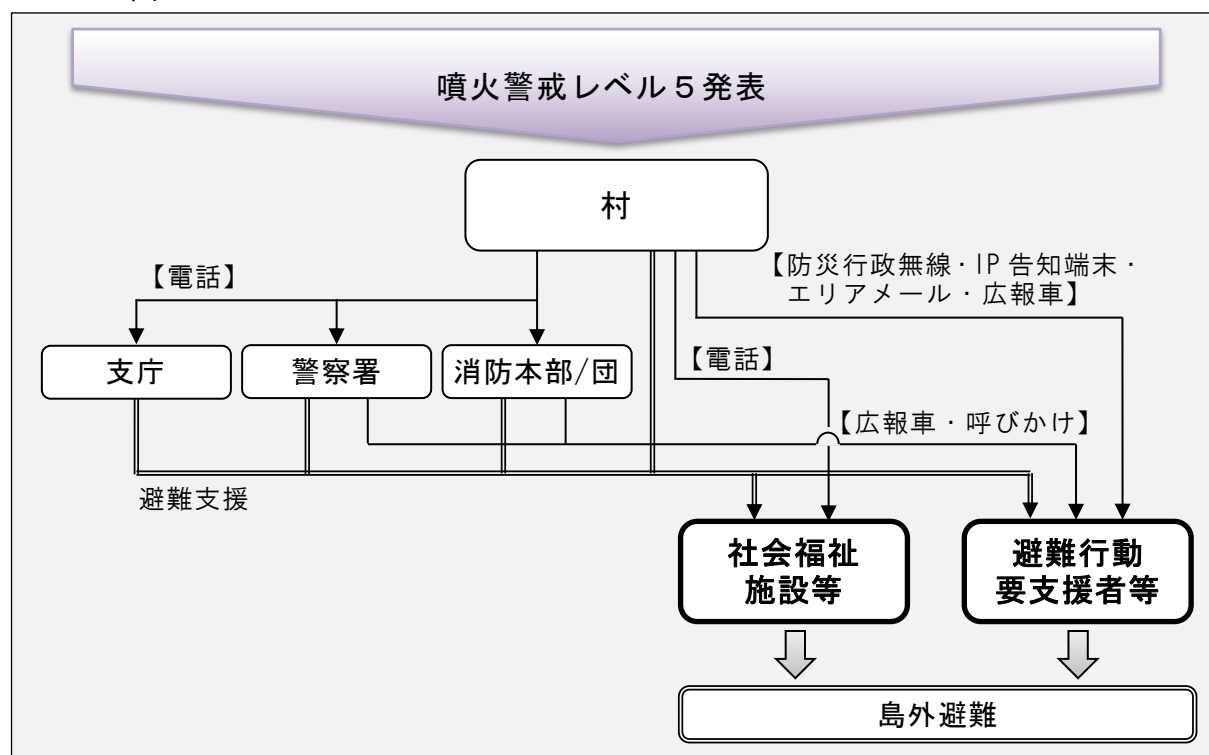
村	・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島外への移送の要請（要請先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照） ・ 住民への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 避難者総数の把握 ・ 避難手順の確認 ・ 村営バスの配備 ・ 避難港の決定、報告（報告先：支庁） ・ 避難者リストの作成、共有 ・ 避難誘導者の配置 ・ 引率者の選定 ・ 島内の避難誘導（乗船まで） ・ 乗船リストの作成 ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認 ・ 避難先別の避難者振り分け
支庁	・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校） ・ 避難手順の確認 ・ 島内の避難誘導（乗船まで） ・ 島内の避難完了の確認

警察署	・ 住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難手順の確認 ・ 島内の避難誘導（乗船まで） ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認
消防本部／団	・ 住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難手順の確認 ・ 島内の避難誘導（乗船まで） ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 避難行動要支援者（島外避難）

■ フロー図



■ 各機関の役割

村	・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島外への移送の要請（要請先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照） ・ 社会福祉施設等への島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所） ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・ 島内の移送経路・方法の検討 ・ 島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
支庁	・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
警察署	・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
消防本部／団	・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
都	※ 島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■ 社会福祉施設等位置図



<<詳細資料>> 島外避難計画（避難港まで）

■ 総括表

地区	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	避難港 ※3 ※4	地区内の堅牢な建物
神着	492人	延べ 13台	・ 村職員 ・ 警察官 ・ 神着分団員	・ 湯舟グラウンド ・ バス停留所	◎三池港 ◎阿古漁港（錆ヶ浜港） ◎伊ヶ谷漁港 ・ 坪田漁港 ・ 湯の浜漁港 ・ 大久保漁港 ・ 大久保浜	・ 神着老人福祉館
伊豆	421人	延べ 11台	・ 村職員 ・ 警察官 ・ 伊豆分団員	・ 三宅小学校グラウンド ・ 三宅中学校グラウンド ・ 伊豆老人福祉館 ・ バス停留所		・ 伊豆避難施設 ・ 三宅小学校 ・ 三宅中学校 ・ 伊豆老人福祉館 ・ みやけ保育園 ・ 三宅支庁
伊ヶ谷	158人	延べ 4台	・ 村職員 ・ 警察官 ・ 伊ヶ谷分団員	・ 三宅村コミュニティセンター ・ バス停留所		・ 三宅村コミュニティセンター
阿古	907人	延べ 23台	・ 村職員 ・ 警察官 ・ 阿古分団員	・ 旧阿古小中学校グラウンド ・ バス停留所		・ 郷土資料館 ・ 阿古体育館 ・ 旧阿古保育園 ・ 三宅村役場臨時庁舎
坪田	605人	延べ 16台	・ 村職員 ・ 警察官 ・ 坪田分団員	・ 旧坪田小学校グラウンド ・ 旧坪田中学校グラウンド ・ 三宅高校グラウンド ・ 三宅村役場周辺広場 ・ バス停留所		・ 旧坪田中学校 ・ 三宅村文化会館 ・ 三宅村レクリエーションセンター ・ 三宅高校 ・ 三宅村役場

※1 平成29年1月1日現在

※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

※3 避難港は、三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。また、避難港は、気象、火山活動、道路・港湾・海岸の状況等から村長が選定する。

※4 ◎：大型船舶が接岸可能な港

■ 各地区から避難港までの距離・所要時間（目安）

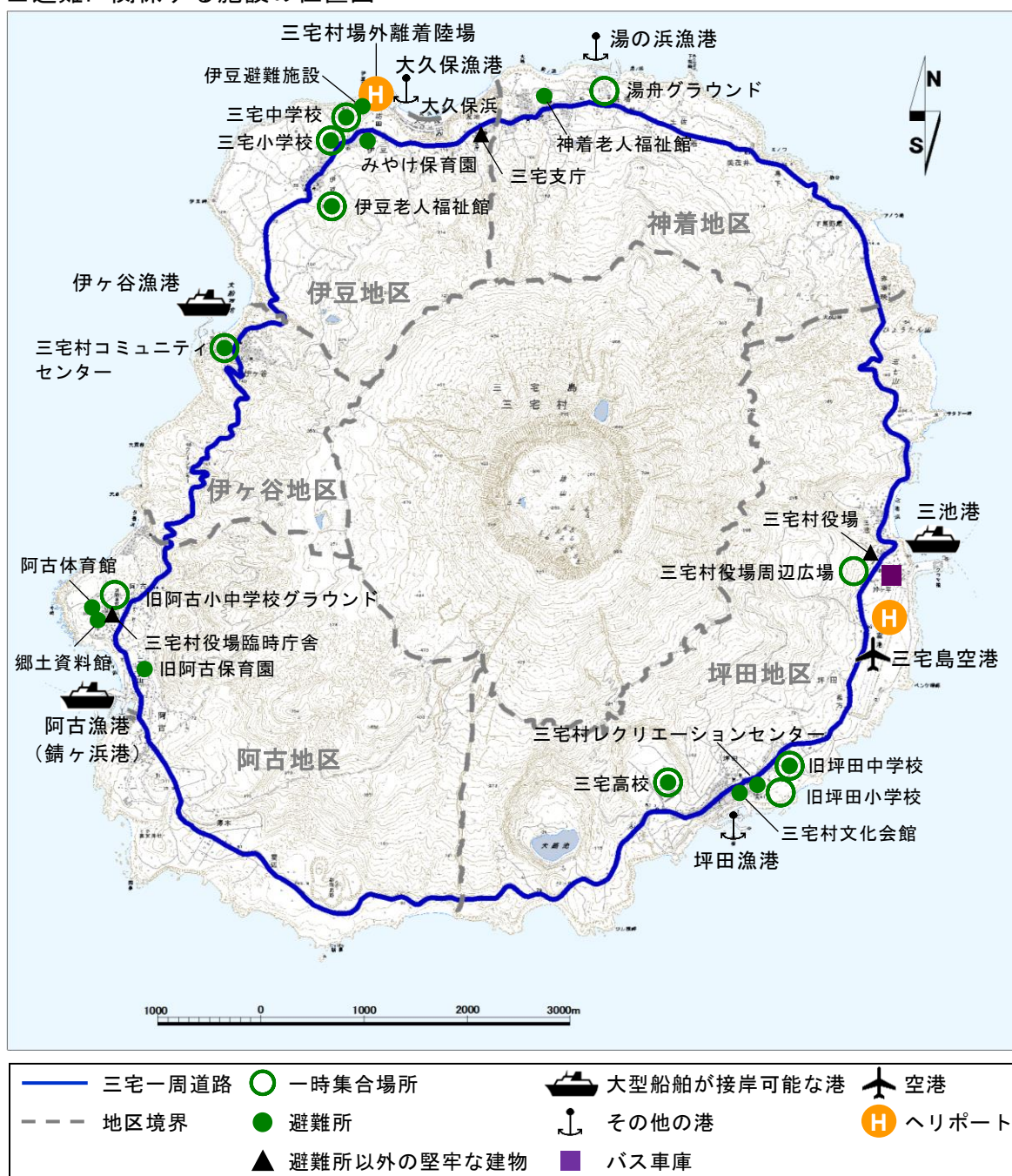
地区	避難港	左回り		右回り	
		距離 (km)	所要時間※ (分)	距離 (km)	所要時間※ (分)
神着	三池港	21.5	43	8.5	17
	阿古漁港（錆ヶ浜港）	10.2	21	19.5	39
	伊ヶ谷漁港	5.7	12	25.0	50
伊豆	三池港	19.1	39	10.9	22
	阿古漁港（錆ヶ浜港）	7.8	16	21.9	44
	伊ヶ谷漁港	3.2	7	27.5	55
伊ヶ谷	三池港	16.7	34	13.4	27
	阿古漁港（錆ヶ浜港）	5.3	11	24.3	49
	伊ヶ谷漁港	0.8	2	0.8	2
阿古	三池港	12.3	25	17.7	36
	阿古漁港（錆ヶ浜港）	0.9	2	0.9	2
	伊ヶ谷漁港	25.5	51	5.2	11
坪田	三池港	3.4	7	26.6	54
	阿古漁港（錆ヶ浜港）	21.2	42	8.5	17
	伊ヶ谷漁港	16.6	34	14.1	29

※時速30kmで走行した場合

■留意事項

- 避難する前に大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生した場合は、堅牢な建物等への緊急的な避難が必要である。
- 避難する途中で大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生する可能性がある。そのため、事前に、避難経路周辺の堅牢な建物等、緊急的に避難する場所を把握しておく必要がある。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。そのため、事前に、道路の被害状況の収集および避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保しておく必要がある。
- 大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生した場合には、通常の通信手段が利用できなくなる可能性がある。そのため、事前に、複数の連絡手段の確保等の対応策を検討しておく必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。

■避難に関する施設の位置図



Ⅱ 山腹噴火

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒 レベル	レベル4	レベル5
想定される 火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性 ・山頂カルデラ外側～海岸付近において、火山性地震あるいは火山性微動がほぼ連続的に発生し始め、加えて地殻変動が観測された場合	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫 ・地殻変動を伴う浅部の火山性地震や火山性微動の多発が更に進行し、その発生場所を山腹～居住地域に特定 ・火山性地震の多発とともに、山腹～居住地域に地割れ等の顕著な地殻変動 ・山腹～居住地域でマグマ噴火が発生 ・標高200m以下の陸域や海岸線付近の浅い海域でマグマ水蒸気噴火が発生 ・居住地域に大きな噴石または火砕流、火砕サージが到達
避難対応	※山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。 ■ 一般住民 避難準備 ■ 避難行動要支援者 島内避難／島外避難 ■ 来島者 島外避難	【立入規制】 ・噴火の影響が及ぶ範囲 ・噴火の影響が及ぶおそれのある範囲 島内避難／島外避難 島外避難

2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部（第四次非常配備態勢）
支庁	災害即応態勢 ～ 地方隊
警察署	現場警備本部
消防本部／団	第四次非常配備態勢／第四次非常配備態勢
火山防災連絡事務所	緊急業務態勢
都	応急対策本部 ～ 災害即応対策本部

3 各機関の対応

実施項目			村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	噴火警報の伝達	☐ 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6	
		☐ 島内関係機関への伝達	○							
		☐ 住民・来島者への伝達	○							
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		○						
	避難情報の発令	☐ 避難情報の発令	○	△	△	△/-			マ-6	
		☐ 避難情報発令の報告	○	△				△		
		☐ 島内関係機関への伝達	○	○						
		☐ 住民・来島者への伝達	○		○	○				
		☐ 都漁業用海岸局への伝達		○						
	立入規制	☐ 現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-62	
		☐ 立入規制の実施	○	△	△		△			
		☐ 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△		
		☐ 規制箇所での道路等の封鎖	○	○		△				
		☐ 表示板の設置	○	△						
		☐ 立入規制の周知	○			△				
	自衛隊の災害派遣	☐ 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8	
	避難経路等の確保	☐ 避難経路の検討	○	△	△	△	△		－	
		☐ 道路の点検、機能確保	○	○						
		☐ 港・空港の点検、機能確保		○						
		☐ 交通規制	△	△	○					
	防災機能等の確保	☐ 災害備蓄品の点検	○	○					－	
		☐ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○				
		☐ 装備等の点検等			○	○				
	避難対応	一般住民（島内避難）								
		☐ 島内避難の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-64	
		☐ 島内避難の決定の報告	●	▲				▲		
		☐ 島内関係機関への伝達	○	○						
☐ 住民への伝達		○		○	○					
☐ 避難者総数の把握		○	△	△	△					
☐ 避難手順の確認		○	○	○	○					
☐ 村営バスの配備		○								
☐ 避難所の開設、点検		○								
☐ 避難所の決定		●								
☐ 避難者リストの作成、共有		●	▲	▲	▲					
☐ 避難誘導者の配置		●		▲	▲					
☐ 避難誘導		●		●	●					
☐ 残留者の確認		●		●	●					
☐ 避難完了の確認		●		●	●					
一般住民（島外避難）										
☐ 島外避難の決定		●	▲	▲	▲/-			マ-65		
☐ 島外避難の決定の報告		●	▲				▲			
☐ 島外への移送の要請		●	▲				▲			
☐ 島内関係機関への伝達		○	○							
☐ 住民への伝達	○		○	○						
☐ 避難者総数の把握	○	△	△	△						

実施項目			村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警戒発表時対応	避難対応	☐ 避難手順の確認	○	○	○	○		○	マ-65	
		☐ 村営バスの配備	○							
		☐ 島外への移送手段の確保						●		
		☐ 避難港の決定、報告	●	▲						
		☐ 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲		▲		
		☐ 避難誘導者の配置	●		▲	▲				
		☐ 引率者の選定	●							
		☐ 島内の避難誘導（乗船まで）	●	▲	▲	▲				
		☐ 乗船リストの作成	●							
		☐ 島内の残留者の確認	●		●	●				
		☐ 島内の避難完了の確認	●	●	●	●				
		☐ 避難先の決定						●		
		☐ 避難先別の避難者振り分け	●					●		
		避難行動要支援者（島内避難／島外避難）								
		☐ 島内避難／島外避難の決定	○	△	△	△/-			マ-66	
		☐ 島内避難／島外避難の決定の報告	○	△				△		
		☐ 島外への移送の要請（島外避難）	○ ^{*1}	△ ^{*1}				△ ^{*1}		
		☐ 島内の避難先の確保（島内避難）	○							
		☐ 島内関係機関への伝達	○							
		☐ 社会福祉施設等への伝達	○							
		☐ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○				
		☐ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		△ ^{*1}		
		☐ 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△			
		☐ 島外への移送の協議（島外避難）	○ ^{*1}	△ ^{*1}				○ ^{*1}		
		☐ 島内での避難支援	○	○	○	○				
		☐ 島内の避難状況の確認	○	○	○	○				
		来島者（島外避難） ^{*2}								
		☐ 島外避難の決定	○	△	△	△/-			マ-68	
		☐ 島外避難の決定の報告	○	△				△		
		☐ 島内関係機関への伝達	○							
		☐ 島外避難の強い呼びかけ	○		△	△				
		☐ 観光協会等への呼びかけの要請	○							
		☐ 観光拠点の巡回	○			○				
		☐ 残留者の確認	○							
継続対応	立入規制	☐ 現地情報の把握	○	○	○	○	○	マ-62		
		☐ 立入規制の周知	○							
		☐ 立入許可申請の対応	○							
		☐ 立入者の把握	○							
		☐ 規制箇所の巡回	○	○	○					

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

*1：島外避難の場合のみ

*2：来島者の避難は、一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施している項目である。

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

(1) 立入規制

■立入規制図

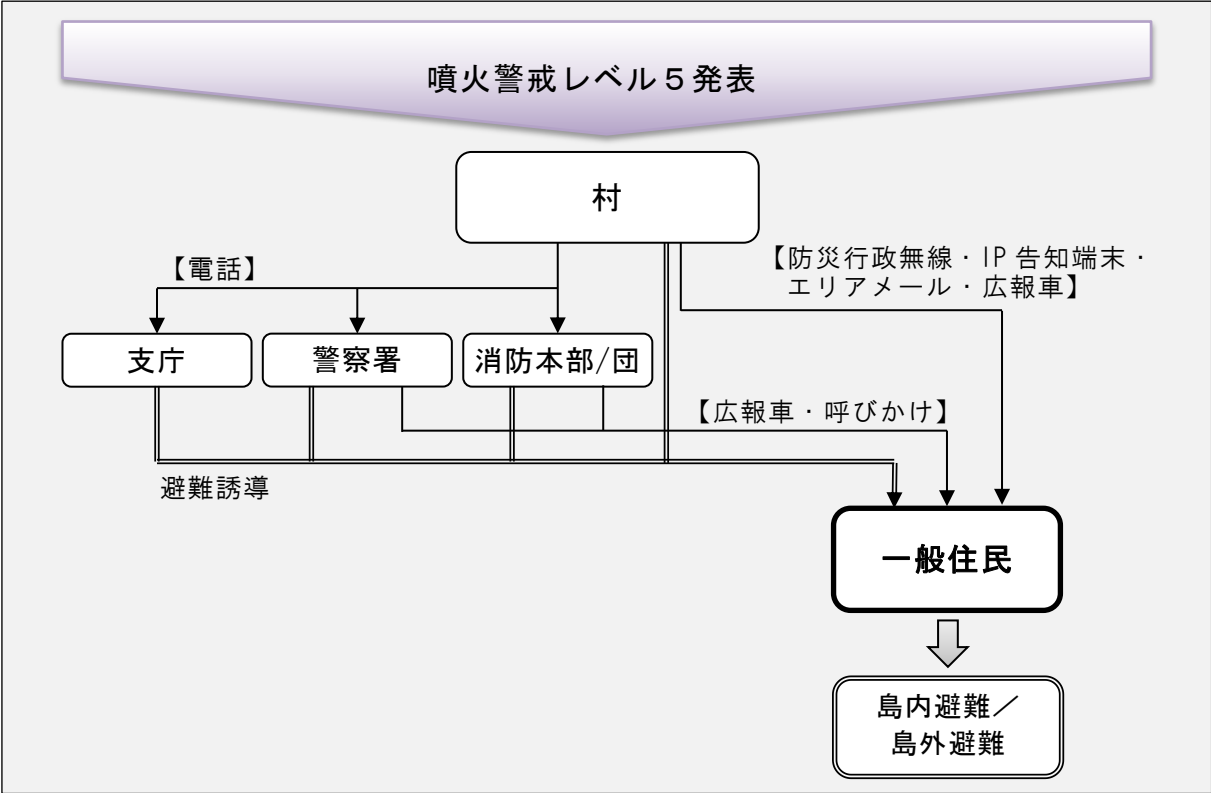


■各機関の役割

村	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の実施 ・ 立入規制の報告（報告先：支庁） ・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP 告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など）） ・ 立入許可申請の対応 ・ 立入者の把握 ・ 規制箇所の巡回
支庁	・ 現地情報の把握 ・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 表示板の設置（船客待合所、空港など） ・ 規制箇所の巡回
警察署	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所の巡回
消防本部／団	・ 現地情報の把握 ・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・ 立入規制の周知
火山防災 連絡事務所	・ 現地情報の把握

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

(2) 避難対応
ア 一般住民（島内避難／島外避難）
■ フロー図



■ 各機関の役割（島内避難）

村	・ 島内避難の決定 ・ 島内避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への島内避難の伝達（マ-8参照） ・ 住民への島内避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 避難者総数の把握 ・ 避難手順の確認 ・ 村営バスの配備 ・ 避難所の開設、点検 ・ 避難所の決定 ・ 避難者リストの作成、共有 ・ 避難誘導者の配置 ・ 避難誘導 ・ 残留者の確認 ・ 避難完了の確認
支庁	・ 島内避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島内関係機関への島内避難の伝達（高等学校） ・ 避難手順の確認
警察署	・ 住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難手順の確認 ・ 避難誘導 ・ 残留者の確認 ・ 避難完了の確認

消防本部/団	・ 住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難手順の確認 ・ 避難誘導 ・ 残留者の確認 ・ 避難完了の確認
--------	--

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

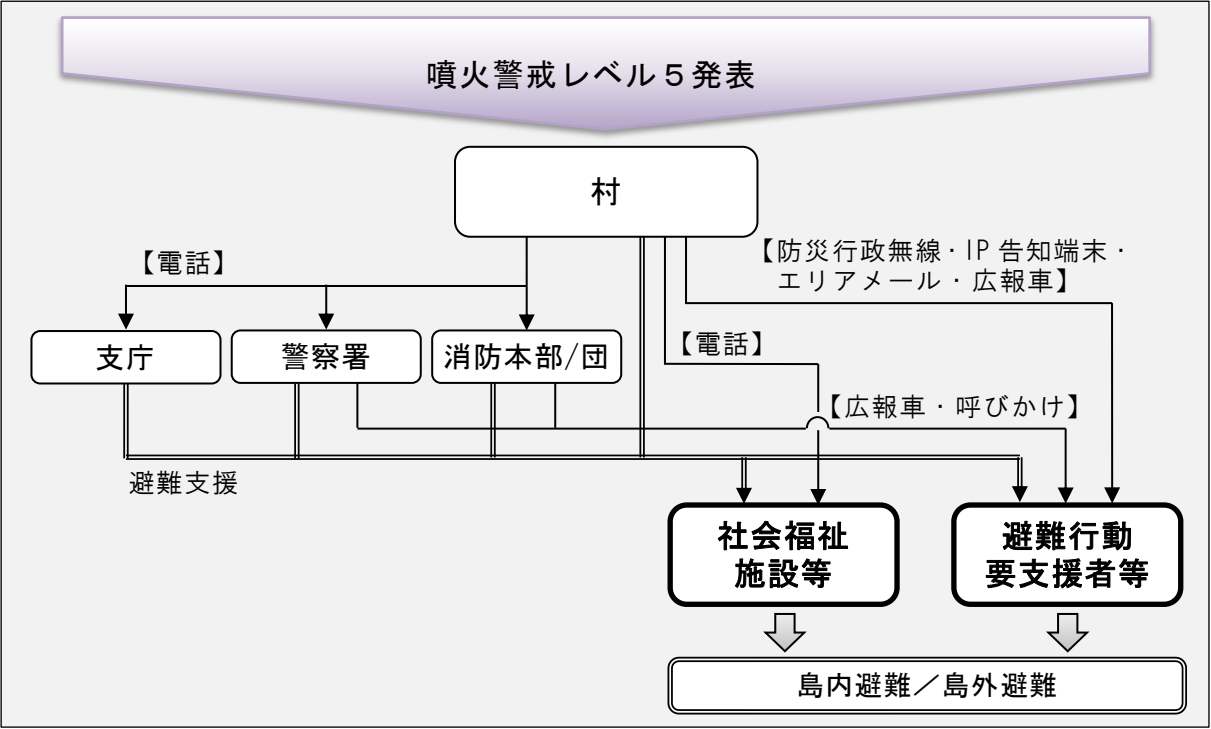
■各機関の役割（島外避難）

村	・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島外への移送の要請（要請先：支庁） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照） ・ 住民への島外避難の伝達 （防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 避難者総数の把握 ・ 避難手順の確認 ・ 村営バスの配備 ・ 避難港の決定、報告（報告先：支庁） ・ 避難者リストの作成、共有 ・ 避難誘導者の配置 ・ 引率者の選定 ・ 島内の避難誘導（乗船まで） ・ 乗船リストの作成 ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認 ・ 避難先別の避難者振り分け
支庁	・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ・ 島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請） ・ 島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校） ・ 避難手順の確認 ・ 島内の避難誘導（乗船まで） ・ 島内の避難完了の確認
警察署	・ 住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難手順の確認 ・ 島内の避難誘導（乗船まで） ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認
消防本部/団	・ 住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 避難手順の確認 ・ 島内の避難誘導（乗船まで） ・ 島内の残留者の確認 ・ 島内の避難完了の確認
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）

■フロー図



■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

村	・ 島内避難／島外避難の決定 ・ 島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ◎ 島外への移送の要請（要請先：支庁） ・ 島内の避難先の確保（島内避難） ・ 島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照） ・ 社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所） ・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・ 島内の移送経路・方法の検討 ◎ 島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
支庁	・ 島内避難／島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告） ◎ 島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
警察署	・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
消防本部／団	・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 島内での避難支援 ・ 島内の避難状況の確認
都	※ 島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■ 島内の避難先（島内避難）

施設名	地区名	移送手段
伊豆避難施設	伊豆	・ 村および支庁が手配する車両 ・ 支援者の自家用車
伊豆老人福祉館※		
神着老人福祉館※	神着	

※伊豆避難施設に収容できない場合

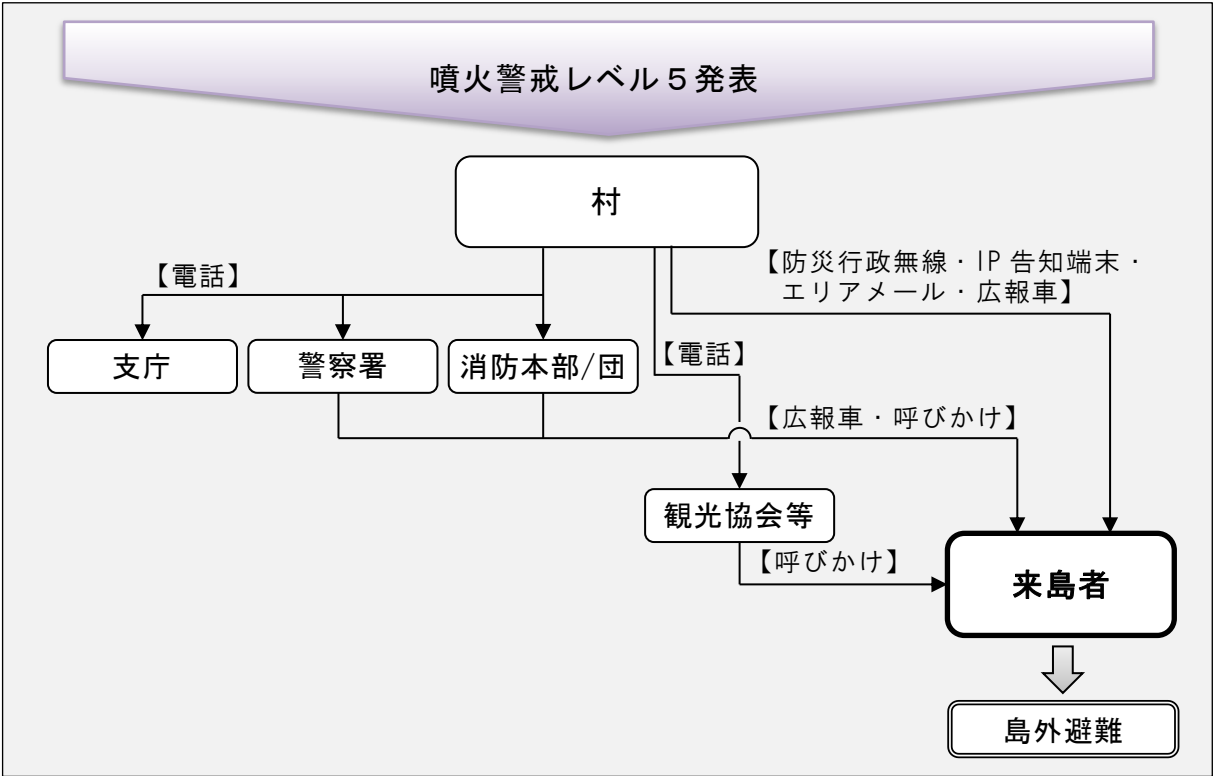
■ 避難所・社会福祉施設等位置図



ウ 来島者（島外避難）

※来島者の避難は、一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。

■フロー図



■各機関の役割

村	・ 島外避難の決定 ・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・ 島内関係機関への伝達（マ-8参照） ・ 島外避難の強い呼びかけ（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車） ・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・ 観光拠点の巡回 ・ 残留者の確認
支庁	・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）
警察署	・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）
消防本部/団	・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・ 観光拠点の巡回

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

＜＜詳細資料＞＞島内避難計画（避難対象地域別避難計画）

1) 総括

避難対象地域	人口 ※1		バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	隣接地域の避難所等 (一時的な目的地)	避難先 ※3
神着	492人	1,071人	延べ 27台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校 【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	【阿古】(940人) ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 【坪田】(2,967人) ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校
伊豆	421人			・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		
伊ヶ谷	158人			・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		
阿古	907人		延べ 23台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所	【伊ヶ谷】 ・三宅村コミュニティセンター 【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅高校	【神着】(75人) ・神着老人福祉館 【伊豆】(2,291人) ・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやけ保育園 【伊ヶ谷】(303人) ・三宅村コミュニティセンター
坪田	605人		延べ 16台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所	【神着】 ・神着老人福祉館 ・湯舟グラウンド 【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	

※1 平成29年1月1日現在

※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

※3 カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計

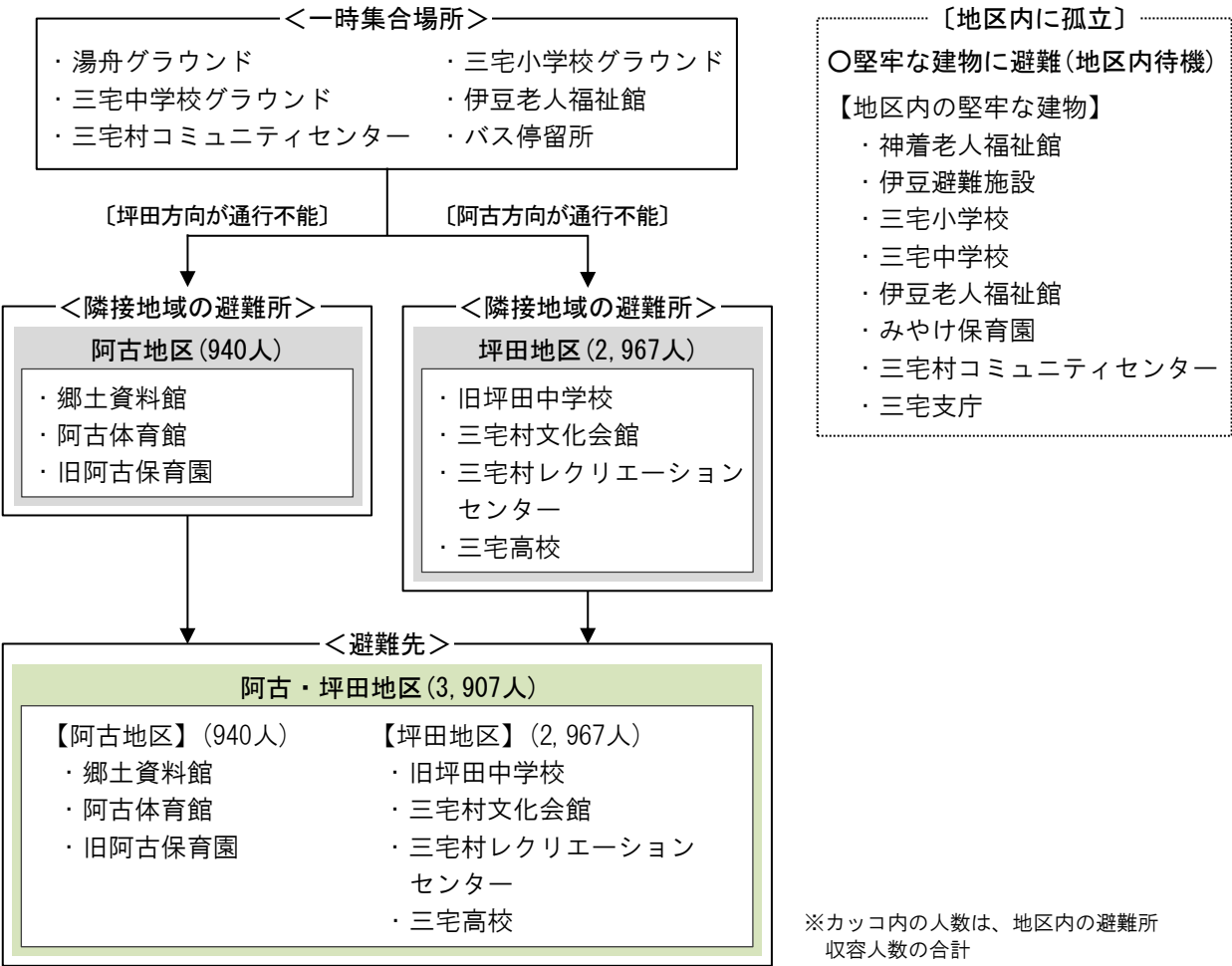
2）神着・伊豆・伊ヶ谷地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
1,071人	延べ27台	村職員、警察官、神着・伊豆・伊ヶ谷分団員

* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

■避難方法（道路状況別）



■留意事項（○：共通事項 ●：地域別事項）

- 突発的に噴火が発生する場合は、全ての避難対象者（一般住民、避難行動要支援者、来島者）が同時に避難することになる。
- 山腹噴火の場合は、噴石や溶岩流の影響が短時間で居住地域まで及ぶ。特に、居住地域近傍でマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、大きな噴石の飛散に注意が必要である。なお、2000年噴火における山頂カルデラの形成により、カルデラ底の標高よりも低い場所でのマグマ水蒸気噴火の発生の可能性が高くなったと考えられる。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。道路の被害状況の収集、避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保する必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 車庫（坪田地区）からのバスの回送に時間がかかることに留意する必要がある。
- 避難対象地域が広いため、隣接する地区の避難所とのピストン輸送を検討する必要がある。
- 発電所や水道施設などのライフライン施設があるため、被害の状況によっては島内避難生活の維持が困難になる（島外避難）。

■避難経路図（神着・伊豆・伊ヶ谷地区）



— 三宅一周道路	○ 一時集合場所	● 避難所	→ 避難方向※
- - - 地区境界	▲ 地区内の堅牢な建物	■ バス車庫	

※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路
破線：避難施設までの経路

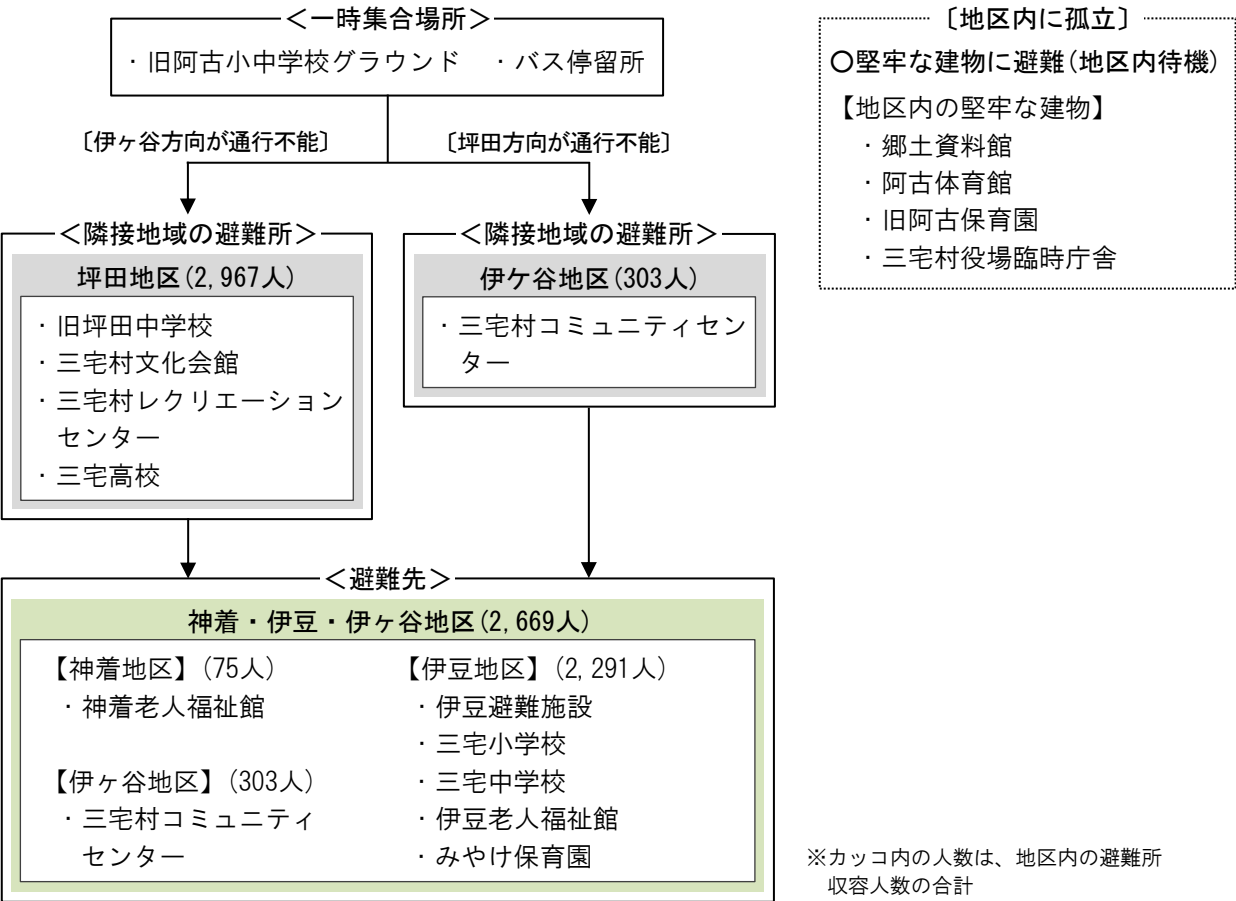
3）阿古地区

■ 基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
907人	延べ24台	村職員、警察官、阿古分団員

* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

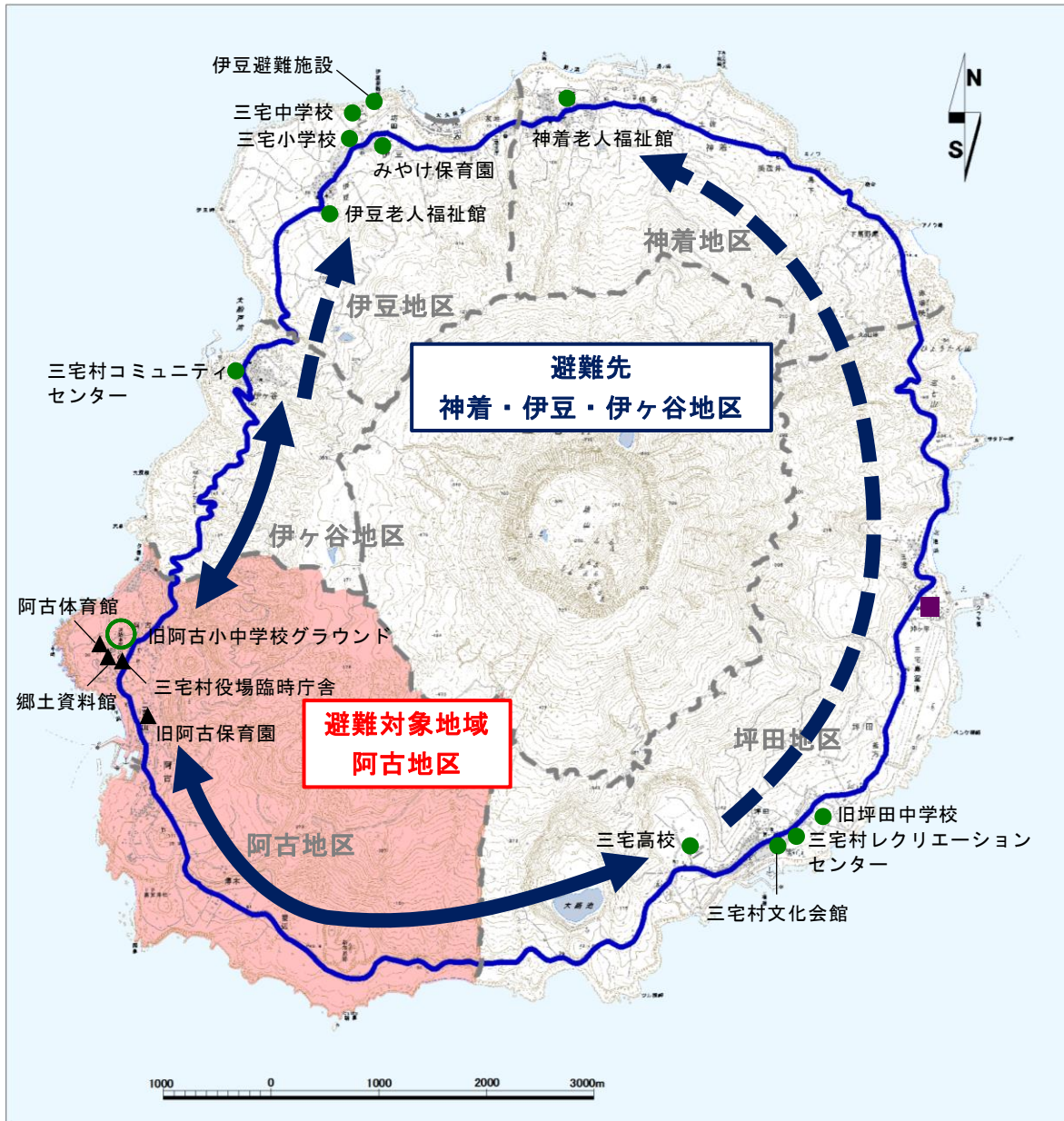
■ 避難方法（道路状況別）



■ 留意事項（○：共通事項 ●：地域別事項）

- 突発的に噴火が発生する場合は、全ての避難対象者（一般住民、避難行動要支援者、来島者）が同時に避難することになる。
- 山腹噴火の場合は、噴石や溶岩流の影響が短時間で居住地域まで及ぶ。特に、居住地域近傍でマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、大きな噴石の飛散に注意が必要である。なお、2000年噴火における山頂カルデラの形成により、カルデラ底の標高よりも低い場所でのマグマ水蒸気噴火の発生の可能性が高くなったと考えられる。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。道路の被害状況の収集、避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保する必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 車庫（坪田地区）からのバスの回送に時間がかかることに留意する必要がある。
- 伊ヶ谷方向へ避難する場合、隣接する伊ヶ谷地区の避難所収容人数が少ないため、ピストン輸送のほか、状況によっては避難先への直接避難を検討する必要がある。
- 坪田方向へ避難する場合、避難先（神着・伊豆・伊ヶ谷地区）まで距離があるため、隣接する坪田地区の避難所とのピストン輸送を検討する必要がある。

■避難経路図（阿古地区）



— 三宅一周道路	○ 一時集合場所	● 避難所	→ 避難方向※
- - - 地区境界	▲ 地区内の堅牢な建物	■ バス車庫	

※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路
破線：避難施設までの経路

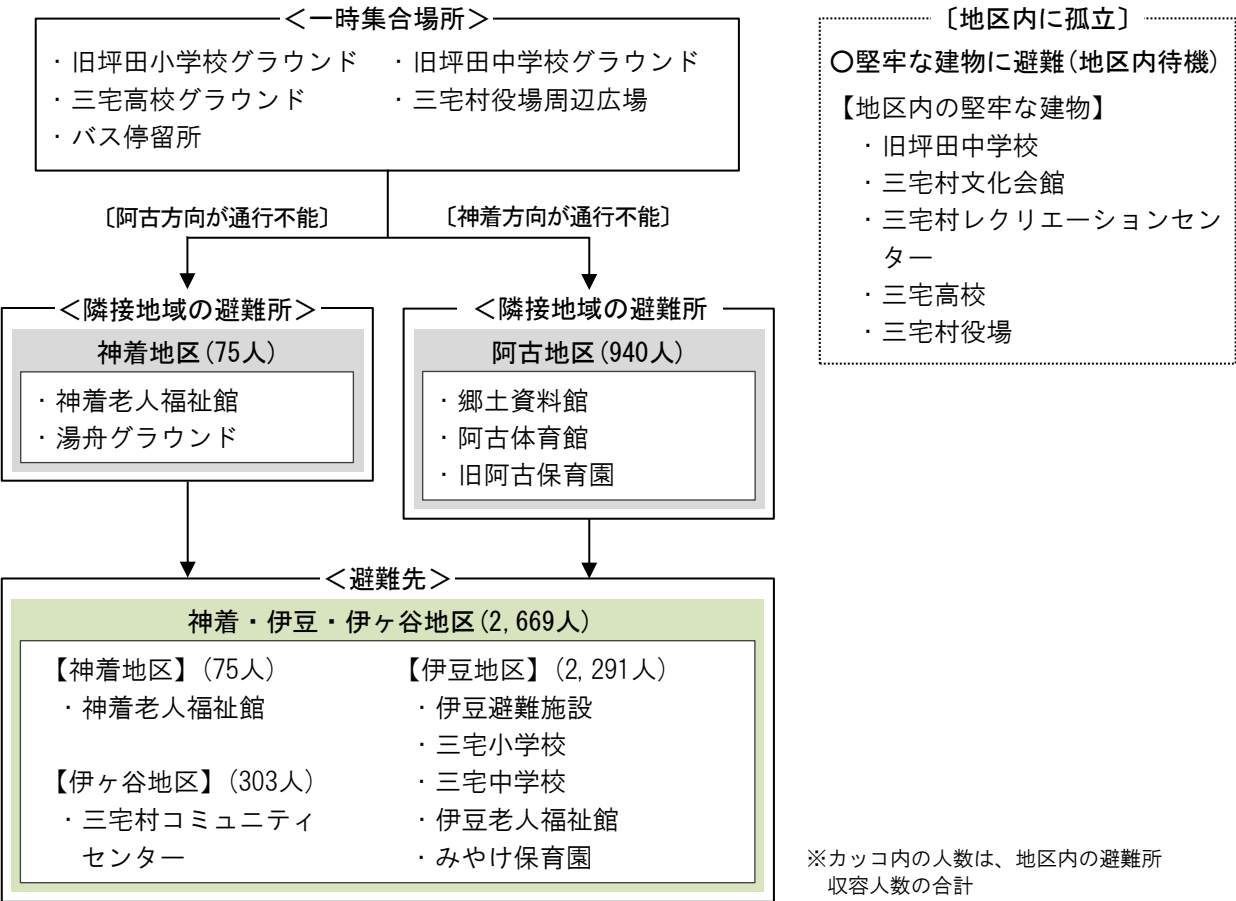
4）坪田地区

■ 基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
605人	延べ16台	村職員、警察官、坪田分団員

* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

■ 避難方法（道路状況別）



■ 留意事項（○：共通事項 ●：地域別事項）

- 突発的に噴火が発生する場合は、全ての避難対象者（一般住民、避難行動要支援者、来島者）が同時に避難することになる。
- 山腹噴火の場合は、噴石や溶岩流の影響が短時間で居住地域まで及ぶ。特に、居住地域近傍でマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、大きな噴石の飛散に注意が必要である。なお、2000年噴火における山頂カルデラの形成により、カルデラ底の標高よりも低い場所でのマグマ水蒸気噴火の発生の可能性が高くなったと考えられる。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。道路の被害状況の収集、避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保する必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 年間を通じて西・南西風が卓越するため、火山灰による被害を受けやすいことに留意する必要がある。
- 神着方向へ避難する場合、隣接する神着地区の避難所収容人数が少なく、湯舟グラウンドが屋外のため、ピストン輸送のほか、状況によっては避難先への直接避難を検討する必要がある。
- 阿古方向へ避難する場合、避難先（神着・伊豆・伊ヶ谷地区）まで距離があるため、隣接する阿古地区の避難所とのピストン輸送を検討する必要がある。

■避難経路図（坪田地区）



— 三宅一周道路	○ 一時集合場所	● 避難所	→ 避難方向※
- - - 地区境界	▲ 地区内の堅牢な建物	■ バス車庫	

※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路
破線：避難施設までの経路

＜＜詳細資料＞＞島外避難計画（避難港まで）

■総括表

地区	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	避難港 ※3 ※4	地区内の堅牢な建物
神着	492人	延べ 13台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	◎三池港 ◎阿古漁港（錆ヶ浜港） ◎伊ヶ谷漁港 ・坪田漁港 ・湯の浜漁港 ・大久保漁港 ・大久保浜	・神着老人福祉館
伊豆	421人	延べ 11台	・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやけ保育園 ・三宅支庁
伊ヶ谷	158人	延べ 4台	・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		・三宅村コミュニティセンター
阿古	907人	延べ 23台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所		・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 ・三宅村役場臨時庁舎
坪田	605人	延べ 16台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所		・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校 ・三宅村役場

※1 平成29年1月1日現在

※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

※3 避難港は、三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。また、避難港は、気象、火山活動、道路・港湾・海岸の状況等から村長が選定する。

※4 ◎：大型船舶が接岸可能な港

■各地区から避難港までの距離・所要時間（目安）

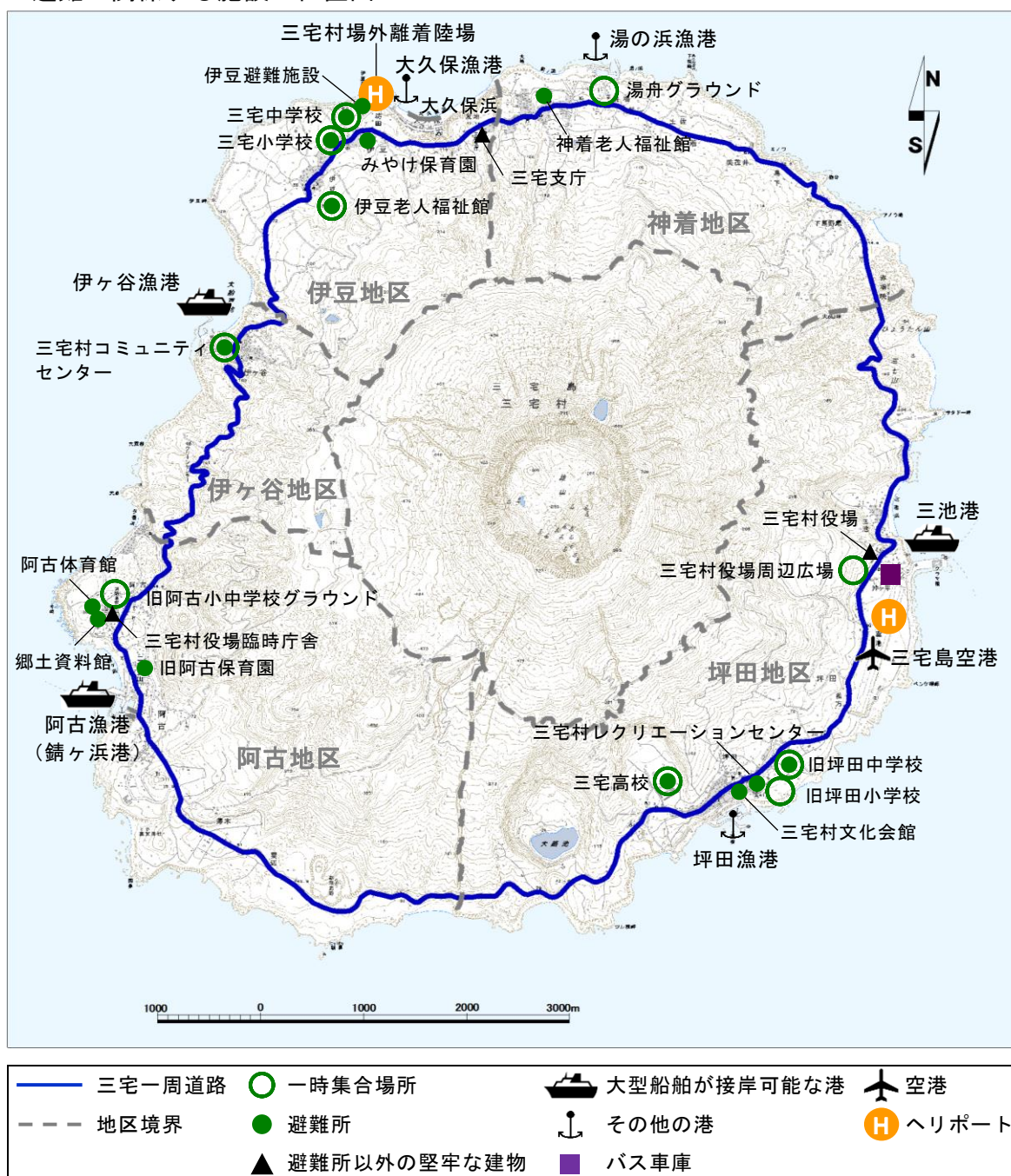
地区	避難港	左回り		右回り	
		距離 (km)	所要時間※ (分)	距離 (km)	所要時間※ (分)
神着	三池港	21.5	43	8.5	17
	阿古漁港（錆ヶ浜港）	10.2	21	19.5	39
	伊ヶ谷漁港	5.7	12	25.0	50
伊豆	三池港	19.1	39	10.9	22
	阿古漁港（錆ヶ浜港）	7.8	16	21.9	44
	伊ヶ谷漁港	3.2	7	27.5	55
伊ヶ谷	三池港	16.7	34	13.4	27
	阿古漁港（錆ヶ浜港）	5.3	11	24.3	49
	伊ヶ谷漁港	0.8	2	0.8	2
阿古	三池港	12.3	25	17.7	36
	阿古漁港（錆ヶ浜港）	0.9	2	0.9	2
	伊ヶ谷漁港	25.5	51	5.2	11
坪田	三池港	3.4	7	26.6	54
	阿古漁港（錆ヶ浜港）	21.2	42	8.5	17
	伊ヶ谷漁港	16.6	34	14.1	29

※時速30kmで走行した場合

■留意事項

- 避難する前に大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生した場合は、堅牢な建物等への緊急的な避難が必要である。
- 避難する途中で大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生する可能性がある。そのため、事前に、避難経路周辺の堅牢な建物等、緊急的に避難する場所を把握しておく必要がある。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。そのため、事前に、道路の被害状況の収集および避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保しておく必要がある。
- 大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生した場合には、通常の通信手段が利用できなくなる可能性がある。そのため、事前に、複数の連絡手段の確保等の対応策を検討しておく必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。

■避難に関係する施設の位置図



第6章 島外関係機関の対応（島外避難）

1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）

■各機関の対応

実施項目		村	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	社会福祉施設等	医療機関等	受入側区市町村等
島外避難の準備	□ 島外避難の決定	●														
	□ 島外避難の決定の報告	●	▲	▲												
	□ 島外への移送の要請	●		●												
	□ 避難者リスト（介添者を含む）の作成、共有	●	▲	▲												
	□ 島外への移送の協議	●		●												
	□ 避難先の決定			●				▲						▲	▲	▲
	□ 島外への移送手段の確保		●	●		●			▲*	▲	▲	▲				
	□ 受入港・空港・ヘリポート等の調整		▲	▲		●										
	□ 受入港等から避難先への移送手段の確保			●	●		▲		▲*				▲			
島外への移送	□ 船舶による移送	▲		●						●	●	●				
	□ 航空機による移送			●					▲*	●						
受入港から避難先までの移送	□ 受入港等から避難先への誘導			●				▲								
	□ バス等による移送			●			▲	▲	▲*				▲			▲
	□ 受入態勢の整備			●										●	●	●
	□ 避難状況の確認	●		●												

●：主体となる機関

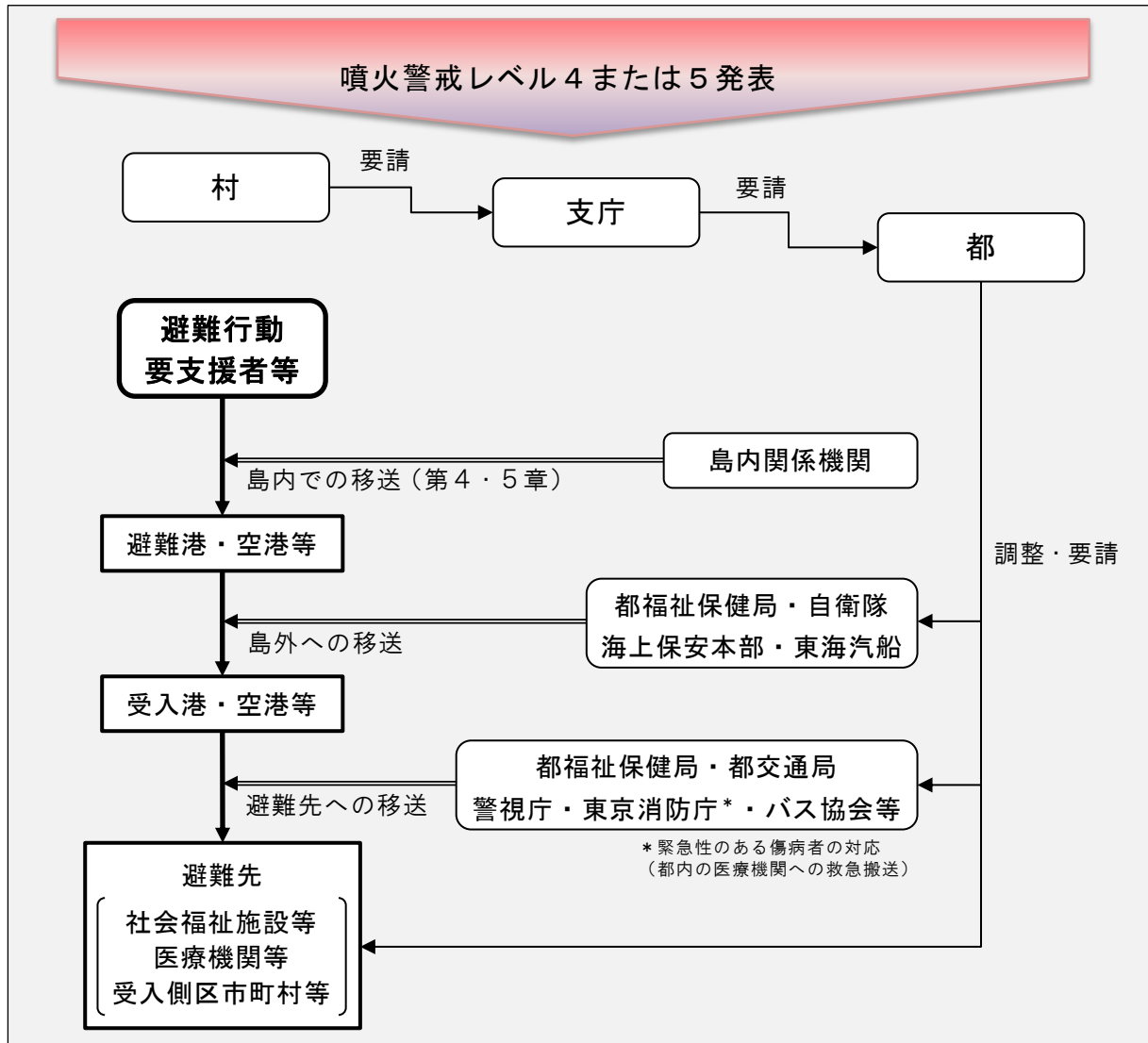
▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）

※避難行動要支援者の島外避難における島内での対応は、第3章～第5章を参照のこと。

■ フロー図



2 一般住民（噴火警戒レベル5）

■各機関の対応（一般住民の島外避難）

実施項目		村	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	受入側区市町村等
島外避難の準備	□島外避難の決定	●												
	□島外避難の決定の報告	●	▲											
	□島外への移送の要請	●	●											
	□避難者リストの作成、共有	●	▲	▲										
	□避難先の決定		●	●				▲						▲
	□島外への移送手段の確保		●	●		●				▲	▲	▲		
	□受入港の調整		▲	▲		●								
	□受入港から避難先への移送手段の確保			●	●		▲		▲*				▲	
	□近隣県との調整		●											
島外への移送	□船舶による移送	▲		●						●	●	●		
	□避難先別の避難者振り分け	●		●										▲
	□受入港での誘導			●				▲						
受入港から避難先までの移送	□受入港から避難先への誘導			●				▲						
	□バス等による移送			●			▲	▲	▲*				▲	▲
	□受入態勢の整備			●										●
	□避難完了の確認	●		●										●

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

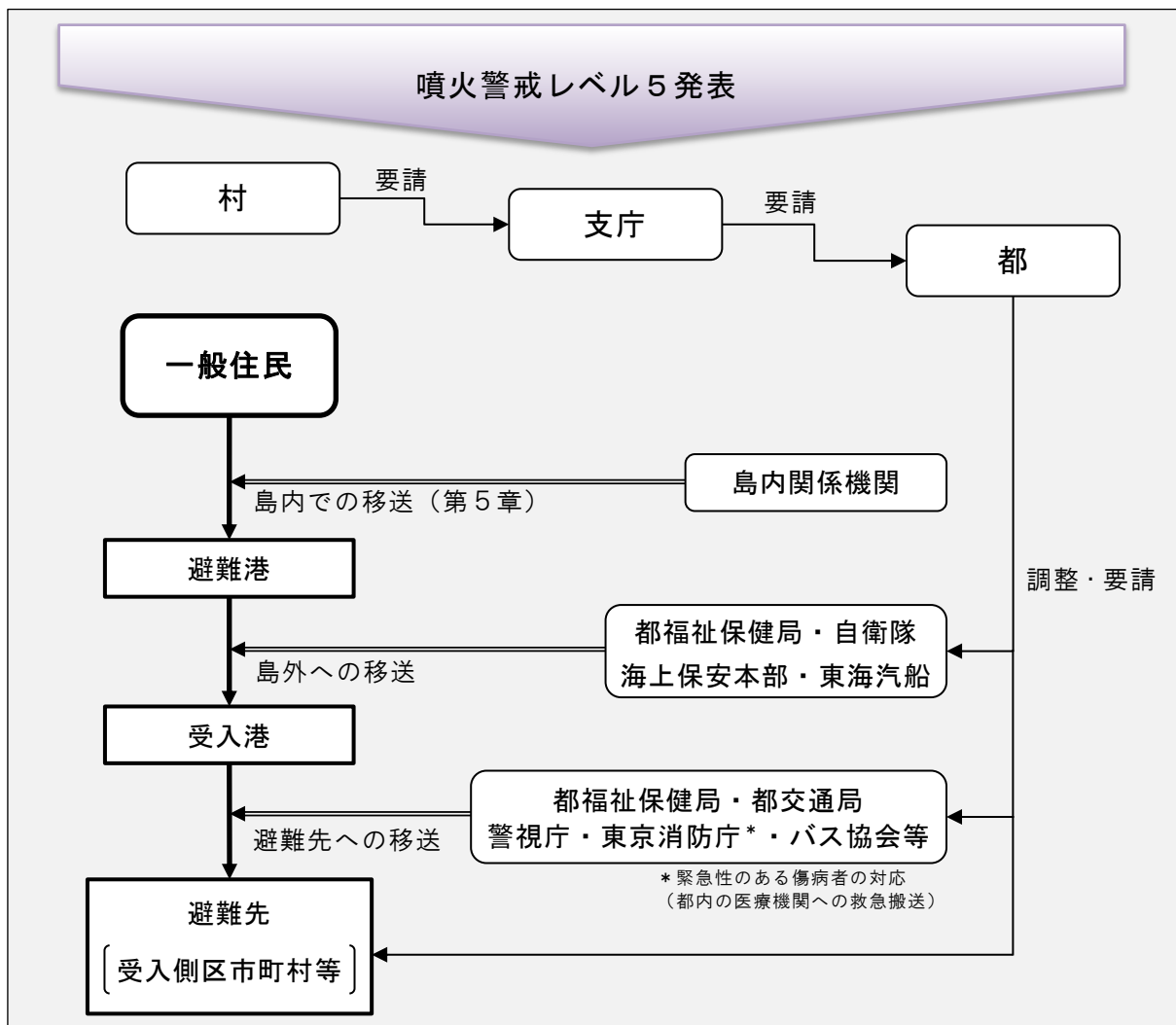
②主体となる機関に協力を行う機関

*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）

※島外避難の準備は噴火警戒レベル4から実施することもある。

※一般住民の島外避難における島内での対応は、第4章・第5章を参照のこと。

■ フロー図



【附属資料】

資料第 1 火山観測体制

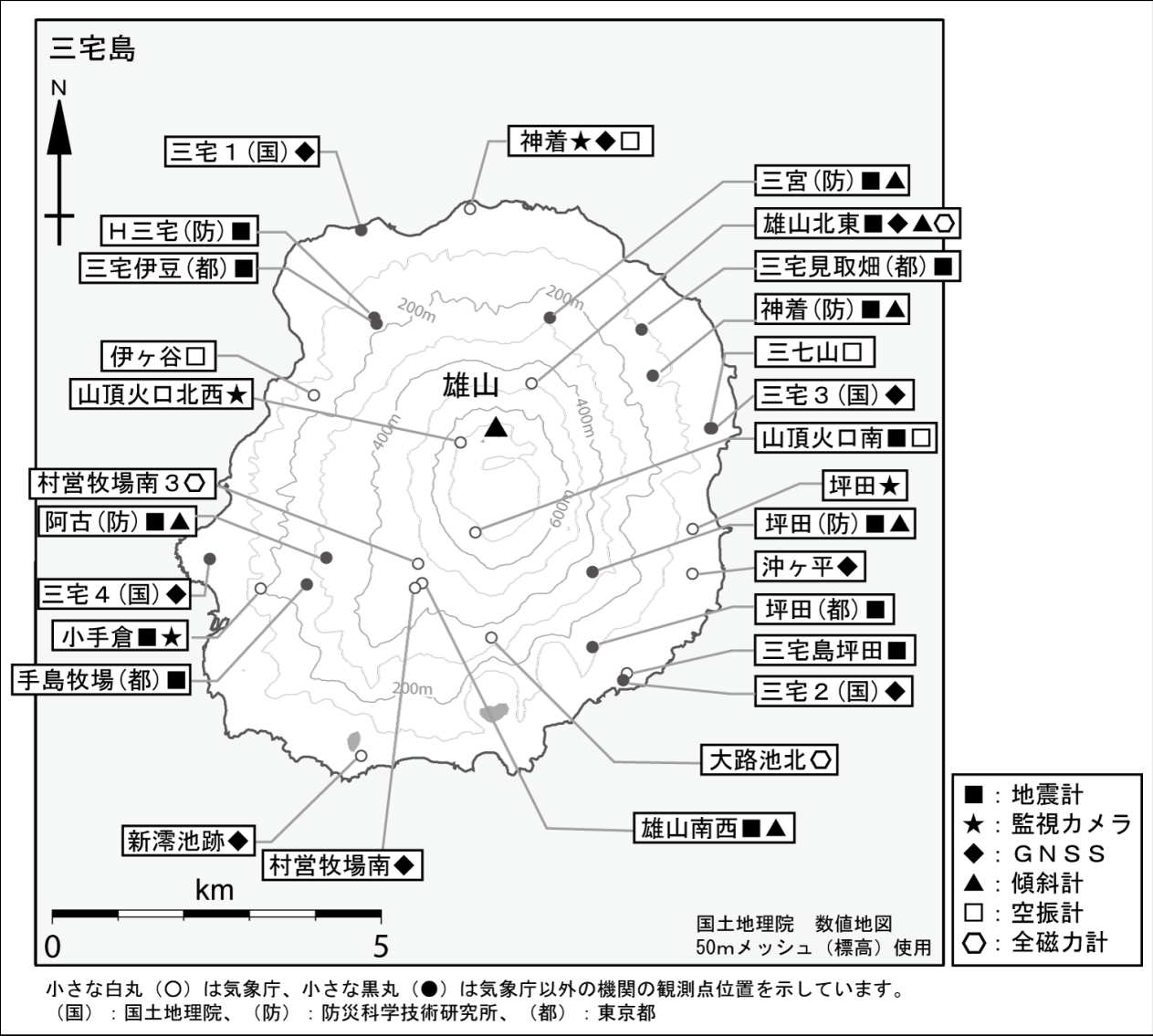


図 観測点配置図 (気象庁, 平成 28 年 12 月 7 日現在)

表 機関別観測機器内訳 (平成 28 年 12 月 7 日現在)

気象庁		国土地理院		防災科学技術研究所		東京都	
・地震計	5	・GNSS	4	・地震計	5	・地震計	4
・傾斜計	2			・傾斜計	4		
・GNSS	5						
・空振計	4						
・監視カメラ	4						
・全磁力計	3						

資料第2 島内の防災関連施設等

1 一時集合場所

収容地区	名称	所在地	面積
神着	湯舟グラウンド	神着 936-1	約 7,100 m ²
伊 豆	三宅小学校グラウンド	伊豆 468	約 7,800 m ²
	三宅中学校グラウンド	伊豆 470	約 21,400 m ²
	伊豆老人福祉館庭	伊豆 1054	約 700 m ²
伊ヶ谷	三宅村コミュニティセンター	伊ヶ谷 330	約 700 m ²
阿古	旧阿古小中学校グラウンド	阿古 497	約 12,800 m ²
坪 田	旧坪田小学校グラウンド	坪田 3007	約 4,700 m ²
	旧坪田中学校グラウンド	坪田 3034	約 9,900 m ²
	都立三宅高校グラウンド	坪田 4586	約 30,000 m ²
	三宅村役場周辺広場	坪田 1774	約 1,000 m ²

平成 29 年 4 月 1 日現在

2 避難所

地区	施設名	所在地	電話番号	構造	収容人数 (人)
神着	神着老人福祉館	神着 197	2-0009	ブロック	75
	計				75
伊豆	三宅小学校	伊豆 468	2-0039	鉄筋 2 階	442
	体育館			鉄骨	303
	三宅中学校	伊豆 470	2-0049	鉄筋 2 階	721
	体育館			鉄骨	303
	伊豆老人福祉館	伊豆 1054	2-0014	鉄筋 2 階	150
	みやけ保育園	伊豆 770-3	2-0064	鉄筋 1 階	70
	伊豆避難施設	伊豆 480-1 及び 470	2-7200	PC 3 階	302
	計				2, 291
伊ヶ谷	三宅村コミュニティ センター	伊ヶ谷 330	2-0338	鉄骨 1 階	303
	計				303
阿古	郷土資料館（図書館）	阿古 497	5-1154	鉄筋 2 階	567
	阿古体育館	阿古 497	—	鉄骨	303
	旧阿古保育園	阿古 1906	5-0615	鉄筋 1 階	70
	計				970
坪 田	旧坪田中学校	坪田 3034	—	鉄筋 2 階	496
	三宅村文化会館	坪田 3050	6-1234	鉄骨	686
	三宅村レクリエーシ ョンセンター	坪田 3034	8-5681	鉄骨	393
	都立三宅高校	坪田 4586	6-1136	鉄筋 3 階	892
	体育館			鉄骨	500
	計				2, 967
	総合計				6, 607

平成 29 年 4 月 1 日現在

3 港・空港等

(1) 港

ア 大型船舶が接岸可能な港

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
三池港	岸壁	-7.5	150	5,000 t 級
	岸壁	-6.0	80	500 t 級
阿古漁港 (錆ヶ浜港)	岸壁	-7.5	150	5,000 t 級
	岸壁	-5.0	120	小型船
	物揚場	-3.0	790	小型船
伊ヶ谷漁港	岸壁	-7.5	150	5,000 t 級
	岸壁	-3.0	80	小型船
	物揚場	-2.0	68	小型船

平成 29 年 4 月 1 日現在

イ その他の港

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
大久保漁港	物揚場	-2.0~-2.5	101	小型船
湯の浜漁港	岸壁	-3.0	210	小型船
坪田漁港	岸壁	-3.0	225	小型船
	物揚場	-2.0~-2.5	210	小型船

平成 29 年 4 月 1 日現在

(2) 空港・ヘリポート

ア 三宅島空港

基本施設	附帯施設
空港敷地面積 29ha 滑走路 1,200m×30m 駐機場 6 スポット	ターミナルビル (仮設) 駐車場 (53 台) [航空保安施設] 対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

平成 29 年 4 月 1 日現在

イ 三宅村場外離着陸場

名称	位置	空地面積
三宅村場外離着陸場	三宅村伊豆 480-1	840 m ²

平成 29 年 4 月 1 日現在



図 防災関連施設等の位置

資料第3 東京港係留施設

ふ頭名	水深 (m)	対象船舶 (DWT)	バース	
			数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-5.5	2,000	1	165
	-7.5	5,000	1	130
	-7.5	5,000	5	650
品川ふ頭	-8.0	6,000	3	476
	-10.0	15,000	6	1,126
晴海ふ頭	-9.0	10,000 GT	1	161
	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	990
	-15.0	50,000	4	1,364
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-11.0	15,000	2	380
	-12.0	30,000	1	229
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-5.0	1,000	13	920
	-7.5	5,000	11	1,500
フェリーふ頭	-7.5～ -8.5	6,000 ～13,000 GT	4	902
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-13.0	35,000	2	520
	-15.0	50,000	3	1,050
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
15号地ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	2	160
	-5.0	1,000	11	880
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460

平成26年4月1日現在

資料第4 移送手段

1 バス（村営バス）

番号	種類	車型	定員（人）
1	路線	大型	56
2	路線	中型	36
3	路線	中型	45
4	路線	中型	41
5	貸切	中型	42
6	貸切	中型	46
7	路線	小型	34
8	路線	小型	29
9	貸切	小型	29
10	スクール	中型	47
11	スクール	大型	62
12	スクール	大型	56
合計			523

平成28年6月現在

2 船舶

（1）東海汽船

ア 諸元

船種	船名	総トン数 (トン)	航行区域	全長 (m)	喫水 (m)	乗船可能 人数(人)	バリア フリー
貨客船	橘丸	5,681	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,000 596	○
貨客船	さるびあ丸	4,992	限定沿海 限定近海	120.54	5.4	1,546 514	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド愛	279.56	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド虹	281.14	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド大漁	165	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド友	164	限定沿海	27.43	1.53	255	

平成29年1月現在

イ 運航基準

（ア）貨客船

		大島航路	三宅島航路	八丈島航路	湾内周遊航路
橘丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	20m/s
	波高	5m	5m	5m	4m
さるびあ丸	風速	23m/s	23m/s	21m/s	20m/s
	波高	5m	5m	5m	4m

平成29年1月現在

(イ) 旅客船（ジェット船）

就航船舶	航路	基準航行中止						
		減速・基準航路 変更等		反転・避泊・入港地 変更		当直体制の 強化	目的地航行 継続中止	翼走の 中止
		風速	波高	風速	波高	視程	視程	視程
セブンアイランド愛 セブンアイランド虹 セブンアイランド大漁 セブンアイランド友	東京/ 大島/ 神津島	15m/s	2.5m 以上	18m/s	3.0m 以上	4,500m 以下	800m 以下	1,000m 以下

平成29年1月現在

(2) 第三管区海上保安本部

船型		船名	長さ×幅 約 (m)	総トン数 約 (t)
P L	3,500 トン型	31 いず(横浜)	110.0×15.0	3,500
	1,000 トン型 (ヘリ甲板付)	10 ぶこう(横浜)	96.0×11.5	1,500
	1,000 トン型 (抛点機能強化)	66 しきね(下田)	89.0×11.0	1,300
P M	500 トン型	51 かとり(銚子)	72.0×10.0	650
		05 ひたち(鹿島)	67.8× 7.9	325
		同型船: 14 たかとり(横須賀)		
	3500 型 (高機能)	24 ふじ(御前崎)	56.0× 8.5	335
		同型船: 30 かの(下田) 36 おきつ(清水)		
P S	180 トン型	07 あしたか(横須賀)	46.0× 7.5	195
		13 つくば(銚子)	46.0× 7.5	195
		同型船: 14 あかぎ(茨城)		
F L	消防船	01 ひりゆう(横浜)	35.0×12.2	280
P C	35 メートル型	01 まつなみ(東京)	35.0× 8.0	165
		16 はまなみ(横浜)	35.0× 6.3	110
	35 メートル型 (消防機能強化)	22 はまぐも(横浜)	35.0× 6.3	110
	35 メートル型 (消防)	51 よど(鹿島)	37.0× 6.7	125
		同型船: 57 たかたき(千葉)		
	30 メートル型	107 いずなみ(下田)	32.0× 6.5	100
	23 メートル型	32 はたぐも(横須賀)	27.0× 5.6	64
		同型船: 33 うらゆき(横須賀) 34 ゆうづき(横須賀) 35 いそづき(横浜)		
	特 23 メートル型	87 すがなみ(横須賀)	27.0× 5.6	54
C L	20 メートル型	14 ふじかぜ(清水)	20.0× 4.3	23
		同型船: 19 ゆりかぜ(東京) 20 ふさかぜ(館山) 21 うめかぜ(鹿島) 27 そでかぜ(千葉) 31 まきかぜ(木更津) 34 ゆめかぜ(東京) 35 うみかぜ(湘南) 36 きりかぜ(横浜) 37 はかぜ(横須賀) 47 はやかぜ(東京) 48 しおかぜ(川崎) 49 あわかぜ(千葉) 50 はまかぜ(横浜)		
		78 とねかぜ(銚子)	20.0× 4.5	26
		同型船: 80 はつぎく(千葉) 82 なかかぜ(茨城) 109 のげかぜ(横浜) 118 かつかぜ(勝浦)		
		129 やまゆり(横浜)	20.0× 4.5	26
		同型船: 130 くりかぜ(横須賀) 135 いそぎく(東京) 136 やまぶき(東京) 159 みほかぜ(清水) 164 たまかぜ(川崎)		
		05 しらうめ(千葉)	20.0× 4.5	26

平成 29 年 1 月 1 日現在

(3) 海上自衛隊 (横須賀)

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,500	248.0	38.0	7.1
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	はたかぜ	4,600	150.0	16.4	4.8
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまざり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうざり				
輸送艇	輸送艇 2 号	420	52.0	8.7	1.6
掃海艦	はちじょう	1,000	67.0	11.8	3.1
	えのしま	570	60.0	10.1	2.5
	ちちじま				
	はつしま				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,650	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	3,650	113.0	17.6	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

平成 28 年 6 月 1 日現在

3 航空機

(1) 東京消防庁

機体名 項目		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
機体	型式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式／ エアバスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタウェストランド式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	5 時間54分	4 時間33分	4 時間37分	5 時間13分	4 時間06分
	航続距離	1,105km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか:13席)
	エンジン	ターボメカ式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラットアンド ホイットニーカタダ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
	使用燃料	航空用ジェットA－1				
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部取付式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	3,000kg	3,800kg		2,200kg	1,600kg

平成 29 年 4 月現在

(2) 警視庁

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号
巡航速度	218km/h			285 km/h	271 km/h	290km/h			226km/h				278 km/h	272 km/h
航続時間	2：50			3:00	4:30	5：10			3：00	3：30			6：30	4：00
有効搭載量	736 kg	770 kg		904 kg	1,642 kg	2,132 kg			1,668 kg	1,732 kg	1,801 kg	1,815 kg	4,715 kg	4,842 kg
座席数	7席			8席	14席	15席			13席				33席	22席
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）													
使用燃料	航空用ジェットA－1													
耐風性	21.8m/s													
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○	－	○			－	○			－				
救助用吊上装置	136kg			275kg	272kg									
吊下装置 （カーゴフック）	907kg			1,000 kg	1,600 kg	－			2,041kg				4,500 kg	3,600 kg
担架装置 （リッターキット）	2人			1人	－				3人		－		8人	3人
投光機 （サーチライト）	○													
拡声器 （スピーカー）	○								－					
地震判読システム搭載用装置	○	－	○	－	○	－	○		－					
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。													

平成26年現在

(3) 第三管区海上保安本部

番号	愛称	全巾 (m)	全長 (m)	全高 (m)	自重 (Kg)	速力 (Kt)	座席数
固定翼機	ガルフ V						
	LAJ500	うみわし 1 号(羽田)	28.49	29.39	7.89	20,981	22
	同型機：501 うみわし 2 号(羽田)						
	ボンバル 3 0 0						
	MA722	みずなぎ 1 号(羽田)	27.43	25.68	7.49	13,054	32
	同型機：725 みずなぎ 2 号(羽田)						
回転翼機	スーパーピューマ 2 2 5						
	MH691	いぬわし (羽田)	—	19.50	4.97	6,762	21
	同型機：689 あきたか 1 号 (あきつしま) 690 あきたか 2 号 (あきつしま)						
	スーパーピューマ 3 3 2						
	MH686	うみたか 1 号(しきしま)	—	18.70	4.95	5,817	19
	同型機：805 わかわし(羽田) 806 うみたか 2 号(しきしま)						

平成 29 年 1 月 1 日現在

資料第5 関係機関連絡先

1 官公署

名称	所在地	電話番号
三宅村役場	阿古 497	5-0981
伊豆出張所	伊豆 1054	2-0014
伊ヶ谷出張所	伊ヶ谷 330	2-0338
神着出張所	神着 197	2-0009
坪田出張所	坪田 3050	6-1234
三宅村消防本部	坪田 1378	6-0119
東京都三宅支庁	伊豆 642	2-1311
三宅島空港管理事務所	坪田 1378	6-0203
教育庁三宅出張所	伊豆 642	2-0191
島しょ保健所三宅出張所	伊豆 1004	2-0181
東京都漁業用海岸局 (島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根 4222-1	04996-2-0808
三宅島警察署	伊豆 640	2-0511
三宅島火山防災連絡事務所	阿古 497	5-0980

平成 29 年 4 月 1 日現在

2 診療所

名称	所在地	電話番号
三宅村中央診療所	神着 197	2-0016

平成 29 年 4 月 1 日現在

3 学校等

(1) 保育園

名称	所在地	電話番号
みやけ保育園	伊豆 770-3	2-0064

平成 29 年 4 月 1 日現在

(2) 小中学校・高等学校

名称	所在地	電話番号
三宅小学校	伊豆 468	2-0039
三宅中学校	伊豆 470	2-0049
三宅高等学校	坪田 4586	6-1136

平成 29 年 4 月 1 日現在

4 社会福祉施設

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホームあじさいの里	阿古 807-1	5-0248

平成 29 年 4 月 1 日現在

5 その他

名称	所在地	電話番号
三宅島観光協会	阿古 672-3	5-1144
東海汽船（三宅島マリンサービス株式会社）	阿古 672-3	5-0221
東京電力パワーグリッド株式会社 三宅島事務所	伊豆 911	2-0711
N T T三宅島サービスセンタ	伊豆 627-2	2-0710
三宅島漁業協同組合	阿古 680	5-0011

平成 29 年 4 月 1 日現在

資料第6 広報文例・表示板等例

1 広報文例

(1) 立入規制

- ・こちらは三宅村役場です。
- ・防災みやけからお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[規制区域の範囲]への立入を禁止します。
- ・規制区域内にいる方は、直ちに規制範囲から退去してください。
- ・また、今後の火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの報道に十分注意してください。

(2) 警戒区域

- ・こちらは防災みやけです。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[警戒区域の範囲]に火山活動に伴う警戒区域を設定しました。
- ・警戒区域内にいる方は、直ちに区域外に退去してください。また、警戒区域内への立入を禁止します。
- ・また、今後の火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。

(3) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・こちらは防災みやけです。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ・[対象範囲]の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、伊豆避難施設に避難を開始してください。
- ・来島者は、島外への退避をお願いします。
- ・なお、自主避難をする方には、[避難施設]を開放します。
- ・島内にいる方は、今後の火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。

(4) 避難勧告・避難指示（緊急）

ア 島内避難

- ・こちらは防災みやけです。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から5に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に[避難勧告/避難指示]を発令しました。
- ・[対象範囲]の皆さんは、徒歩で指定された一時集合場所またはバス停に移動して下さい。一時集合場所からバスで[避難先]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際は、村、警察、消防の指示に従ってください。
- ・島内にいる方は、今後の火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。

イ 島外避難

- ・こちらは防災みやけです。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から5に引き上げられました。
- ・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。
- ・[避難港]まで、バスで避難しますので、徒歩で指定された一時集合場所またはバス停に移動してください。
- ・避難港までの移動は、自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際は、村、警察、消防の指示に従ってください。

2 表示板・規制看板例

(1) 表示板

「立入規制」について

現在、三宅島には、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベル○となっています。

大きな噴石等による危険があるため、[規制範囲（例：雄山環状線より山頂側）] への立入りを規制しています。

許可なく規制範囲内に立ち入り、被害にあっても、村は責任を負いません。

※ [噴火警報の警戒事項等記載の内容]

例：風下側では、火山灰および風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

降雨時には土石流に注意してください。

火山ガスに注意してください。

※火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。



平成 年 月 日 三宅村 電話 04994-5-0935

(2) 規制看板

ア 立入規制

立入禁止！

(「立入規制」について)

現在、三宅島には、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベル○となっています。

大きな噴石等による危険があるため、これより先、立入りを規制しています。

許可なく規制範囲内に立ち入り、被害にあっても、村は責任を負いません。

※ [噴火警報記載の防災上の警戒事項等]

例：風下側では、火山灰および風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

降雨時には土石流に注意してください。

火山ガスに注意してください。

※火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。



平成 年 月 日 三宅村 電話 04994-5-0935

イ 警戒区域

立入禁止！

(「警戒区域」について)

[地区] は、大きな噴石等による危険があるため、災害対策基本法に基づき、警戒区域を設定し、立入りを規制しています。

許可なく警戒区域内に立ち入った場合は、法律により罰せられます。



※ [噴火警報記載の防災上の警戒事項等]

例：風下側では、火山灰および風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

降雨時には土石流に注意してください。

火山ガスに注意してください。

※火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。

平成 年 月 日 三宅村 電話 04994-5-0935

資料第7 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（または「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（または「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。噴火警報を解除する場合等には、「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

種別	名 称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで 火口周辺	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			レベル2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

（出典：気象庁ホームページ）

（３）噴火速報

噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表される。

噴火速報は、常時観測火山※を対象に発表するが、普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため、留意が必要である。

なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末などで知ることができる。

※気象庁が火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。

<噴火速報の情報の例>

火山名 ○○山 噴火速報

平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表

※※（見出し）※※

<○○山で噴火が発生>

※※（本文）※※

○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

（４）降灰予報

降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動が活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報（定時）」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（詳細）」の３種類が発表される。

《情報発表の流れ》

① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表される。
- ・18 時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

② 降灰予報（速報）

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表に応じて発表される。
- ・事前計算された降灰予報結果※から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（５～10 分程度で）発表される。
- ・噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。

③ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- ・ 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表される。
- ・ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表される。
- ・ 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が提供される。

《降灰量階級表》

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現したもの。降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」および「少量」の 3 階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」および「とるべき対応行動」が示されている。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
多量	1 mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	<u>外出を控える。</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。	<u>運転を控える。</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下および給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1 mm ≤ 厚さ < 1 mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	<u>徐行運転する。</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2 mm で鹿児島市は除灰作業を開始）。	稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1 mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる。	<u>窓を閉める。</u> 火山灰が衣服や身体に付着する。 目に入ったときは痛みを伴う。	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可

（出典：気象庁ホームページ）

(5) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる。

火山ガス予報には、3 時間ごとの火山ガスの濃度が高くなる可能性のある地区や風の予報、対象となる市町村、防災上の留意事項等が記載されている。

(6) その他の情報等

情報名	概 要
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報であり、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する情報
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料
週間火山概況	過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報 (防災編)	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する 火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね 30 分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。
火山現象に 関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。 火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界 9 か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京 VAAC として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他の VAAC に VAA を提供している。

2 国土交通省が発表する情報

(1) 土砂災害緊急情報

噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。

土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。

市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。

3 市町村等が発表する情報

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備を行う。

要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）

避難勧告および避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第 60 条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。

避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。

資料第 8 火山用語

【か】

火砕丘

爆発的な噴火活動によって、火口の周辺に火砕物が降り積もってできた円錐形の火山体。山体に比べ大きな火口をもつものが多い。

火砕サージ

重力の作用により生じる、火山斜面などに沿う高速の希薄な流れで、固形物としては火山灰などの細粒物が主体。高温の砂嵐のような現象であるが、火砕流に比べて見掛けの密度が小さく、停止後の堆積物の厚さは非常に薄い。火砕流の前面や側面から発生することもある。構造物を破壊するほどの威力があり、特に高温の場合は火災を引き起こすこともある。また、マグマ水蒸気噴火や水蒸気噴火などに伴って、垂直に上昇する噴煙柱の基部から、火砕サージが地表や海面に沿って高速で環状に広がることもある。このような環状に広がる火砕サージを、特に「ベースサージ」と呼ぶことがある。低温で湿っていることが多く、浅い水底での噴火や地下水の豊富な陸上の噴火などで発生することがある。

火砕物（火山碎屑物）

火口から放出される固形または半固形の岩石の破片の総称。直径 64mm 以上は「火山岩塊」、2～64mm は「火山礫」、2 mm 以下は「火山灰」に分類される。

火砕流

岩片と火山ガスなどが一体となって、高速で山体を流下する現象。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きな極めて恐ろしい火山現象である。

火山ガス

マグマ中の揮発成分起源の気体のことで、噴火口・噴気孔・温泉湧出孔などから噴出する。成分は、大部分が水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを含んでいる。これらを吸い込むと、死に至ることもある。火山ガスは空気より重いので、火山地域の窪地や谷などに溜まっていることがある。

火山岩

マグマが、地表あるいは地表近くで、比較的急速に冷却固結した岩石。一般に、斑晶（比較的粗粒の造岩鉱物）と、その素地となる石基（細かい結晶および火山ガラス）からなる岩石。火山岩は、その化学組成によって、玄武岩、安山岩、デイサイト、流紋岩などに区分される。

火山性微動

火山活動に起因して発生する連続した振動で、振幅や周期が比較的一定のものとそれらの変化が大きいものがある。継続時間も極めて短いものから、常時発生しているものまである。一般に玄武岩質火山で観測されることが多く、安山岩質火山でも観測されることがある。マグマや火山ガスの運動や移動にともなう場合や噴火時に火山灰などの噴出活動と連動して発生する場合などがある。噴火の前駆現象として認められることも多いが、噴火に確実につながる現象ではないことに注意が必要である。

火山弾

特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。

火山地質図

火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。

火山灰

火砕物の一種で、直径が2 mm 以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。

火山噴火予知連絡会

火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。

火山豆石

火山灰が球状に固結したもの。成因として、噴煙に含まれた水や雲粒などの表面張力や火山灰粒子の静電気力などで凝集するという説が一般的である。同心構造をなし、表面に細粒の層がある場合が多い。直径1 cm 以下のものが多いが、数 cm のものもある。

火山礫（れき）

火砕物の一種で、直径が2～64mm のもの。

活火山

「概ね過去1 万年以内に噴火した火山」および「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。

カルデラ

火山地域に見られる大きな円形またはそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2 km を越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2 km 未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火砕物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火砕物（火砕流堆積物）の台地を形成しているものが多い。

岩脈

鉛直に近い板状の貫入岩体

空振

噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。

玄武岩

火山岩のうちで、二酸化珪素（ SiO_2 ）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むもののこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低いため（50 重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。

降下火砕物

火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火砕物のこと。上空に噴き上げられた火砕物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。

降灰

火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。

【さ】

山体崩壊

山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。

水蒸気噴火

地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破碎、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。

スコリア

火砕物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。

ストロンボリ式噴火

比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。

スパター

火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。

成層火山

中心火口から噴出した火砕物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。

側火山

成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。

【た】

タフリング（マール、凝灰岩リング）

マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口

地殻変動

測地測量などによって認められる現在の地殻の変位・変形のこと。

地磁気

磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600℃位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の値が変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。

低周波地震

地震波の低周波成分が卓越し、相対的に高周波成分が発達していない地震。地震波の周期が長いのが特徴。マグマや火山性流体などの移動に伴って発生すると考えられている。

泥流

「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。

テフラ

火砕物のこと。噴火により砕かれてつくられたマグマ片、岩片の総称

土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速 60km を超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラハール」と呼ぶことが多くなった。

【は】

プリニー式噴火

大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度 10km 以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。

プレートテクトニクス

地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。

噴煙

火山ガス、火山灰および小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。

噴火

火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象

噴気

火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、またはその噴出している状態

噴出率（噴出レート）

単位時間当たりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。

噴石（大きな噴石・小さな噴石）

気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十 cm 以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から 10 km 以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒 10m 程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかわる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下することがあるので、風下側では遠方でも注意が必要である。

噴石丘

「火砕丘」にほぼ同じ。「火砕丘」を参照のこと。

【ま】

マール

「タフリング」を参照のこと。

マグマ

地下に存在する熔融状態にある岩石物質で、おもに熔融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。

マグマ貫入

マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。

マグマ水蒸気噴火

高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマと共に噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百 m より浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。

マグマ溜り

火山体の地下にあつて、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数 km から 10 km 程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。

マグマ噴火

マグマが噴出する噴火

鳴動

火口またはその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。

【や】

溶岩

マグマが地表に噴出し流れ出た流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。

溶岩噴泉

粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。

【わ】

割れ目噴火

地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。

(参考)

- ・火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成 25 年 3 月）
- ・火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成 4 年）
- ・火山活動解説資料（web 版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）
- ・地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成 23 年度年次報告）
- ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成 2 年 5 月）
- ・東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成 21 年修正）
- ・地学事典，新版（地学団体研究会編，平成 8 年 10 月，平凡社）